

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 8 号

1993年 3 月

秋田県埋蔵文化財センター

裏表紙のシンボルマークは、北秋田郡森吉町白坂（しろざか）遺跡出土の「岩偶」です。縄文時代晩期初頭、1992年8月発見、高さ7cm、凝灰岩。

正 誤 表

頁	行 数	誤	正
2	22	136	135
6	第4図	92	923
7	3	830	930
"	5	・926	削除
"	12	5層781、4-b層466・833	5層466・833、4-b層781
"	15	447	477
10	7	第8図、第9図	第2表、第7図
41	31	—	1956(昭和31年)
50	第5図上段	10cm	1 m
"	第5図下段	1 m	10cm
68	8	小松政夫	小松正夫
"	"	安田忠一	安田忠市

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 8 号

1993年 3 月

秋田県埋蔵文化財センター

序

秋田県埋蔵文化財センターでは、設立以来埋蔵文化財の保護と普及に意を注いでまいりました。その間、収蔵された遺物は膨大なものですが、本年度は新しい収蔵庫が建設された節目の年でもあります。

本誌掲載の「家ノ後遺跡の晩期初頭土器」は縄文時代晩期前半の文様系統について論じたものです。「下藤根遺跡出土土師器の再検討」は古墳時代後期の東北地方土師器の再考に関わるものです。「秋田県内における土製支脚について」は県内資料の集成と、分類をもとにした系譜を考察しています。「大型遮光器土偶と環状注口土器」は縄文時代晩期前半の遺物について紹介したものです。このほか、平成2年度の埋蔵文化財発掘調査報告会での笹山晴生氏による講演を掲載しました。

本誌には以上の5篇の論考を収録しました。これらの研究成果が広く活用されるとともに、一層のご指導を賜りますようお願いいたします。

平成5年3月25日

秋田県埋蔵文化財センター

所長 富樫 泰時

目 次

家ノ後遺跡の晩期初頭土器

—— 入組帯状文と入組三叉文 —— …………… 谷 地 薫(1)

下藤根遺跡出土土師器の再検討

—— 東北地方北部における位置付けを中心に ——
…………… 利 部 修(19)

秋田県内における土製支脚について …………… 柴 田 陽一郎(44)

大型遮光器土偶と環状注口土器

—— 鷹巣町高森岱遺跡発見の遺物から —— …………… 高 橋 忠 彦(72)

《講 演》古代出羽の史的位罝 …………… 笹 山 晴 生(84)

家ノ後遺跡の晩期初頭土器

— 入組帯状文と入組三叉文 —

谷 地 薫

1 はじめに

家ノ後遺跡は秋田県大館市南部の曲田字家ノ後96-2外にあり、米代川右岸に形成された中位の河岸段丘上に立地する。遺跡範囲は西に向かって張り出す舌状台地上（標高91～92m）から段丘崖の急斜面及び段丘下の沖積地（標高76～77m）にかけての広い範囲にわたっている。その一部である台地縁辺部と斜面（2,800㎡）は、平成3年6月10日から11月15日まで、秋田県教育委員会によって発掘調査された。

調査の結果、縄文時代の竪穴住居跡4軒・土坑112基・溝状遺構2基・焼土遺構5基・性格不明遺構2箇所を検出し、縄文土器・土製品104,822点、石器類5,628点が出土した。竪穴住居跡は台地上の縁辺部にある。土坑のうち45基は、ベンガラ^(註1)の散布・形態・埋土の状態・遺物出土状況から、縄文時代の土壇墓と考えられる。これらの土壇墓は台地南縁の張り出し部に3～11基の群を形成する。また、4基の土坑は縄文時代の粘土採掘坑と考えられる。遺構内からは比較的良好な状態の一括遺物が出土している。台地上では建物群の存在を想定させるような柱穴群を検出した。

台地の縁辺部は、突出部分と小さい沢目とが波状に連続し、その沢目から沖積地にかけての斜面には特に遺物の多いところが2箇所あって、一方には2層、他方には6層の遺物包含層が形成されており、縄文時代の捨て場と考えられる。

既に発掘調査報告書が刊行されているが、報告書作成の時間的問題^(註1)があって、出土土器については時期が後期末から晩期前葉としているのみで詳細な記述はほとんどない。

本稿では、層位的に取り上げてある捨て場出土土器と遺構内出土土器の入組帯状文系、玉抱き三叉文系、入組三叉文系の文様を対象とし、その文様変遷を検討することによって、縄文晩期前葉土器の主要な文様である入組三叉文の発生過程を明らかにし、家ノ後遺跡出土土器の編年の位置付けにも言及したい。尚、挿図中の遺物番号は報告書の遺物番号をそのまま使用する。

2 家ノ後遺跡出土土器の再整理

(1) 遺構内出土土器 (第1図、図版1・2)

出土状況から前後関係が判明するものと、その他の遺構から出土した文様のはっきりしている土器を対象とする。

① S I 95 A・B 堅穴住居跡出土土器 (第1図1・4・14・15・29・33、図版1)

S I 95 B 堅穴住居跡の後で S I 95 A 堅穴住居跡が営まれており、S I 95 B 床面→S I 95 B 埋土下層→S I 95 B 埋土上層→S I 95 A 床面→S I 95 A 埋土の順に新しい。

S I 95 B 堅穴住居跡床面出土の台付深鉢33 (図版1) は、クランク形で中央部に入組部をもたず上下両端に入組部が付く1段の入組帯状文が胴部中央に、頸部には2段の入組帯状文のモチーフながら文様を区画する沈線がしっかり接続せず、縄文充填部と無文部の区別が不明瞭で混乱している入組帯状文が施文されている。区画沈線の入組部は三叉文状に広がっている。S I 95 B 堅穴住居跡埋土下層出土の深鉢29 (図版1) は胴部中央と頸部に2段の入組帯状文が描かれている。膨らんだ帯状部どうしの上下が接触し、頸部のほうでは入組部の両脇に三叉文が付加されている。S I 95 B 堅穴住居跡埋土上層出土の14は入組帯状文らしきモチーフが無文地にやや細い沈線によって描かれている。15は入組三叉文が施文されている。

S I 95 A 堅穴住居跡床面出土の1は口縁部がやや内湾する台付深鉢で、細い沈線でクランク形の入組帯状文が描かれていると思われる。S I 95 A 堅穴住居跡埋土出土の4は入組三叉文と弧状文が施文されている。

② S K 58 土坑出土土器 (第1図99・102・103・104・105・106・107・131・133・135・147)

S K 58 土坑は埋土のやや下部に炭化物層があり、遺物はその上下で分けられる。下層から出土した133、131、147には入組帯状文、136には三叉文が施文されている。上層から出土した104、107、105、106には入組三叉文が、99、102、103には入組帯状文が施文されている。

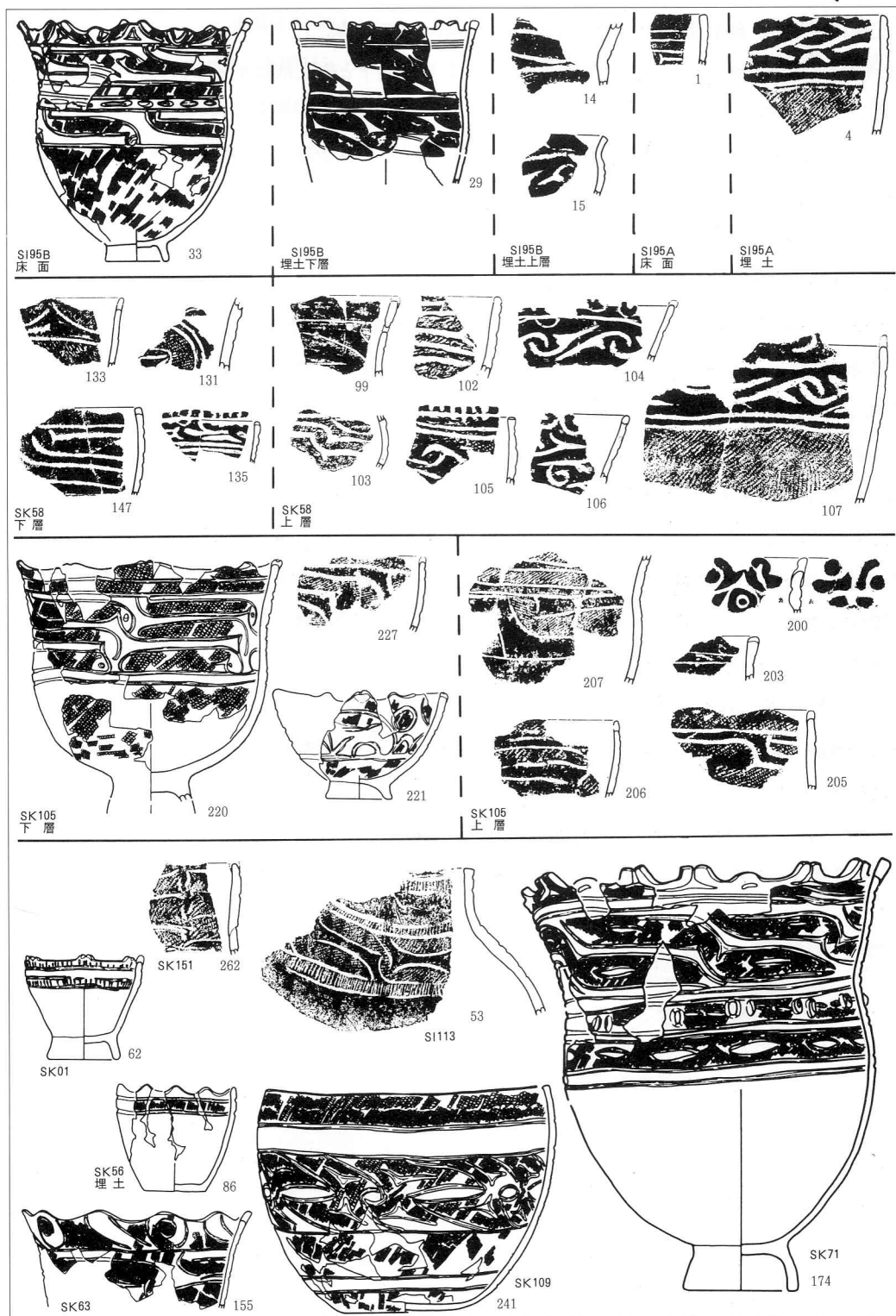
③ S K 105 土坑出土土器 (第1図200・203・205・206・207・220・221・227、図版1)

S K 105 土坑は埋土中に焼土層があり、遺物はこの層の上下で分けられる。

下層出土の220 (図版1) は3段の入組帯状文が描かれ、刺突が施される入組部によって帯状部が分断されている。221は縦に入り組む弧線と円形文が描かれている。下層出土の227と上層出土の205には比較的太い沈線で入組帯状文が、上層出土の207、203、206には細い沈線でやや変形した入組帯状文が描かれている。200は玉抱き三叉文である。

④ その他の遺構出土土器 (第1図53・62・86・155・174・241・262、図版1・2)

S I 113 堅穴住居跡出土の53 (図版2) は、肩部にキザミ目文帯で区切られた文様帯をもつ壺である。やや変形した2段の入組帯状文が描かれている。帯状文の上下が文様帯を区画する



第1図 遺構内出土土器 (33、29、220、221、62 は1/6.7、他は1/5)

沈線に接して、最上部と最下部の区画沈線が省略されている。

62は土墳墓であるS K01土坑から出土した。口唇部直下と胴上部にキザミ目文帯が2段に巡る。

粘土採掘坑であるS K56土坑埋土から出土した86は、波状口縁の下に横位キザミ目文帯が1段巡る。

155は土墳墓であるS K63土坑から出土した。変形した入組帯状文が描かれている。縄文充填部と無文部の境界が不明瞭で、無文部にも縄文がはみ出している。

174は土墳墓であるS K71土坑から出土した装飾突起のある台付き大型深鉢である。胴部下半は無文で、上半部に入組帯状文が描かれている。胴部中央には2個一対の貼瘤があり、その下には縄文帯の中にレンズ状の無文部がある。このレンズ状の無文部は胴部上半の入組帯状文の中にも描かれている。

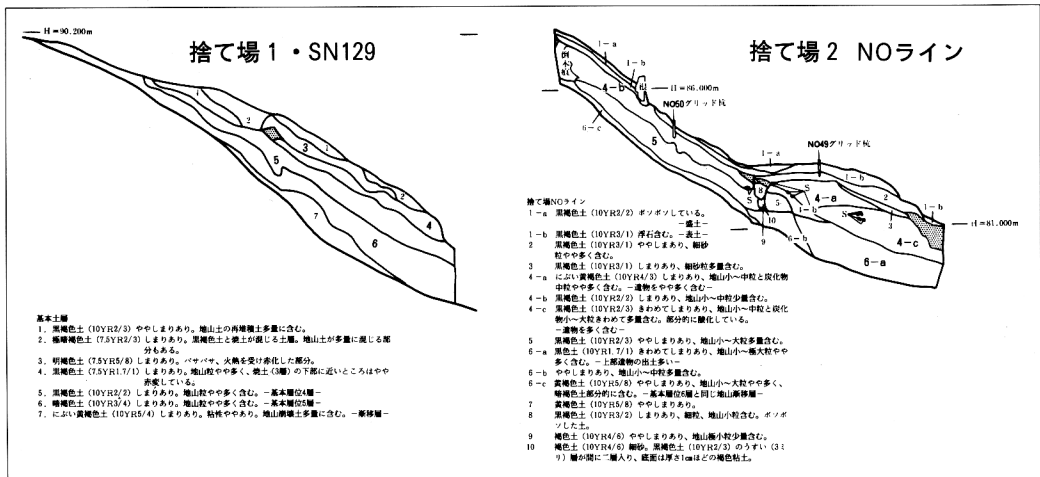
S K151土坑出土の262(図版2)は2個一対で入り組む短弧線と平行沈線が描かれ、全面に縄文が施文されている。入組帯状文の入組部から派生した文様であろう。

241(図版1)は土墳墓であるS K109から出土した。縦方向の入組文が描かれている。入組部が円形とレンズ形になる2種類の入組沈線文が交互に配置され、その間に三叉文を入れる。

(2) 捨て場出土土器(第3~6図、図版1・2)

① 捨て場1(第3図、図版2)

捨て場1の範囲内の4層上面にS N129焼土遺構があり、5層→4層→S N129焼土遺構の順に新しい堆積である。第2図の土層断面図にある4層、5層の広がりには平面的に明確に押さえられていないので、土層図中の層序と遺物出土層位との対応関係の確実性を増すために、検討の対象とする遺物はS N129焼土遺構周辺のNF・NGグリッド出土のものに限定する。

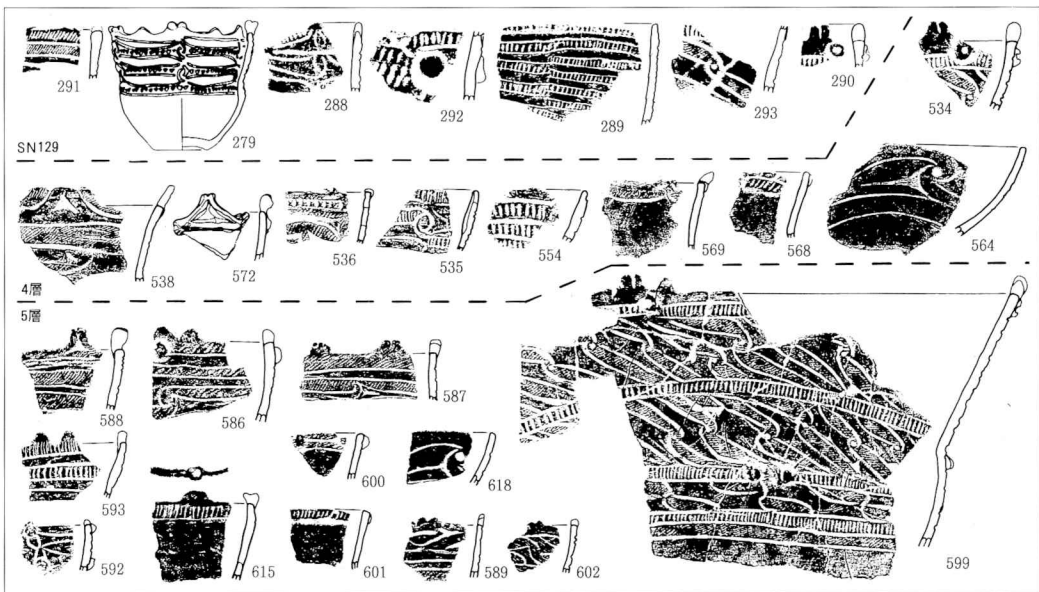


第2図 捨て場1・S N129焼土遺構、捨て場2土層図

5層からSN129焼土遺構までのいずれにもしっかりした入組帯状文は少なく、入組帯状文から変化した横位帯状文（5層615、4層554、SN129焼土遺構289図版2）や、入組部が巻き込む形のもの（5層586、4層535）、向き合う2本一組の短弧線になるもの（5層592、SN129焼土遺構279、288図版2）が含まれている。また、入組部に刺突を施すものがあり（5層618、599、4層564、534、SN129焼土遺構293図版2）、5層と4層からは、巻き込む形の入組部と刺突が結合して、玉抱き三叉文に近い文様になるもの（5層618、4層564）もある。5層599は口縁部に突起があり、その右下のキザミ目文帯上に中心に刺突のある貼瘤がある。キザミ目文帯に挟まれて、入組部に刺突のある変形した細い入組帯状文が多数描かれている。なお、この土器は4層534、SN129焼土遺構290、293は同一個体と考えられる。

② 捨て場2（第4～6図、図版1・2）

NOライン土層図（第2図）によって4-a層から6-c層まで6層に分けられている。しかし斜面では4-b層と5層が主で、4-a層、4-c層、6-a層は斜面下部にのみ認められた。6-c層の遺物は少量で、多くはNM47・48グリッドのトレンチ内下部に集中する。したがって斜面上部と斜面下部を同一に扱って4-a層～6-c層を単純な前後関係とすることはできない。改めて写真等で見ると4-b層上面は4-c層と6-a層の境界に連続し、明瞭に判別できる。また、NPグリッド東側～NRグリッドには斜面に大きな沢が入り、その埋積土中に多量の遺物が包含されていた。遺物取り上げの層位はNOライン土層図に対応させて4-a層～6-a層としてあるが、捨て場の形成過程と広がりとは異なると考えられるので、NNグリッド～NPグリッド西側に堆積する4-a層～6-a層とは区別して扱った方がよいと思わ



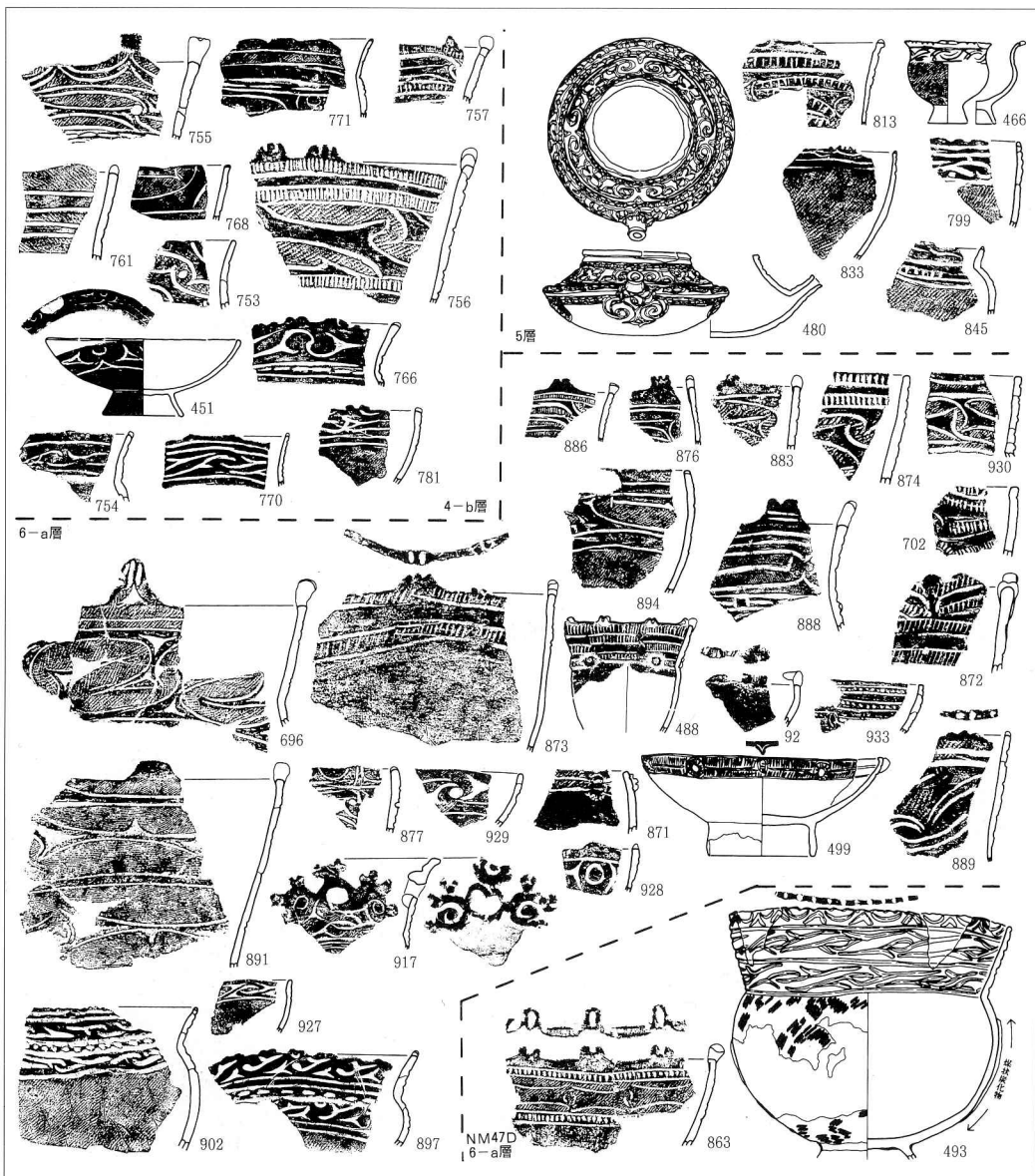
第3図 捨て場1（4層・5層）、SN129焼土遺構出土土器（279は1/8 他は1/6）

れる。そこでNOライン土層図と遺物出土層位との対応関係の确实性を増すために、捨て場2の遺物のまとまりを次の二つに分割する。

捨て場2-ア：NOライン土層図と対応する範囲として确实なNO47~50グリッド及び
NN48、NP48B・D

捨て場2-イ：NPグリッド東側~NRグリッドの大きな沢の範囲（NR50・51、NQ
47・50、NP47A・C、NP49）

a. 捨て場2-ア（第4図、第5図、図版1・2）



第4図 捨て場2-ア出土土器(1) 6-a層~4-b層 (451、480、466は1/8、他は1/6)

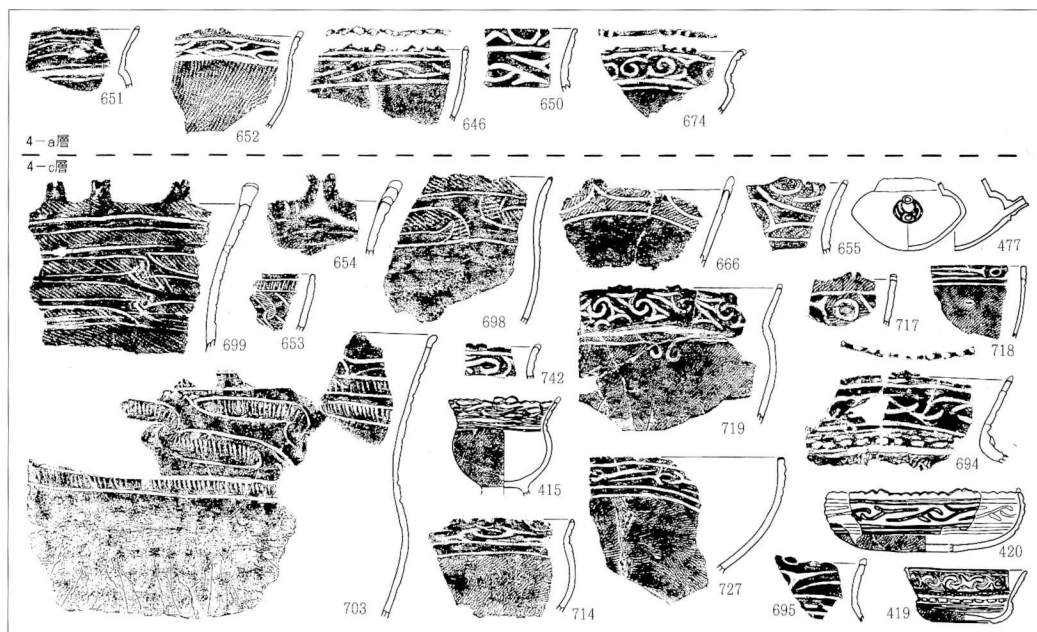
斜面上部～中部の4-b層上面が斜面下部の4-c層と6-a層の境界に対応すると考えられるので、大きくは4-a層・4-c層と4-b層・5層・6-a層に分けられる。

6-a層では入組帯状文(874・876・830・883・886・889・894)、三叉文が入る変形入組帯状文(891)や連続区画文(696=890図版2)、変形入組帯状文(702・888)、横位帯状文(488・499・871・872・873・923・926)がある。入組部に刺突が施されたり(877・929)、短弧線化した入組帯状文(933)もある。玉抱き三叉文(928)、玉付き三叉文(897)、入組三叉文(902・917・927)も少量含まれる。NM47Dのトレンチでは、入組部が短弧線化し、帯状部の区画沈線が省略されて弧線文状になった変形入組帯状文(863)と、文様帯の中央部が区切られ入組三叉文が2段に施文されるもの(493図版1)がある。

5層、4-b層も6-a層と大差なく、入組帯状文(5層813、4-b層755・756・761・768)、変形入組帯状文(4-b層771・757)、入組三叉文(5層799・845、4-b層754・770)がある。その他に、入組三叉文の祖型というべき入組文(5層781、4-b層466・833)、末端が渦巻状になる複雑な三叉文(5層480)、入組部の先端が連結した連結三叉文(4-b層766)もある。

4-c層は入組帯状文(653・654・698・699・703)、その変形種(666・655)、玉抱き三叉文(447・717・718)、入組三叉文の変形種(719・742)、入組三叉文(415・420・694・695・714・727)という種類は変わらない。入組三叉文の変形種、入組三叉文が多く入組帯状文は減少する。入組帯状文は細い沈線によって粗雑に描かれている。

4-a層では入組帯状文、玉抱き三叉文はなく、入組三叉文(646・650・651・652)と末端



第5図 捨て場2-A出土土器(2) 4-c層・4-a層 (477、415は1/8、420、419は1/6、他は1/6)

が渦巻状になる三叉文(674)がある。

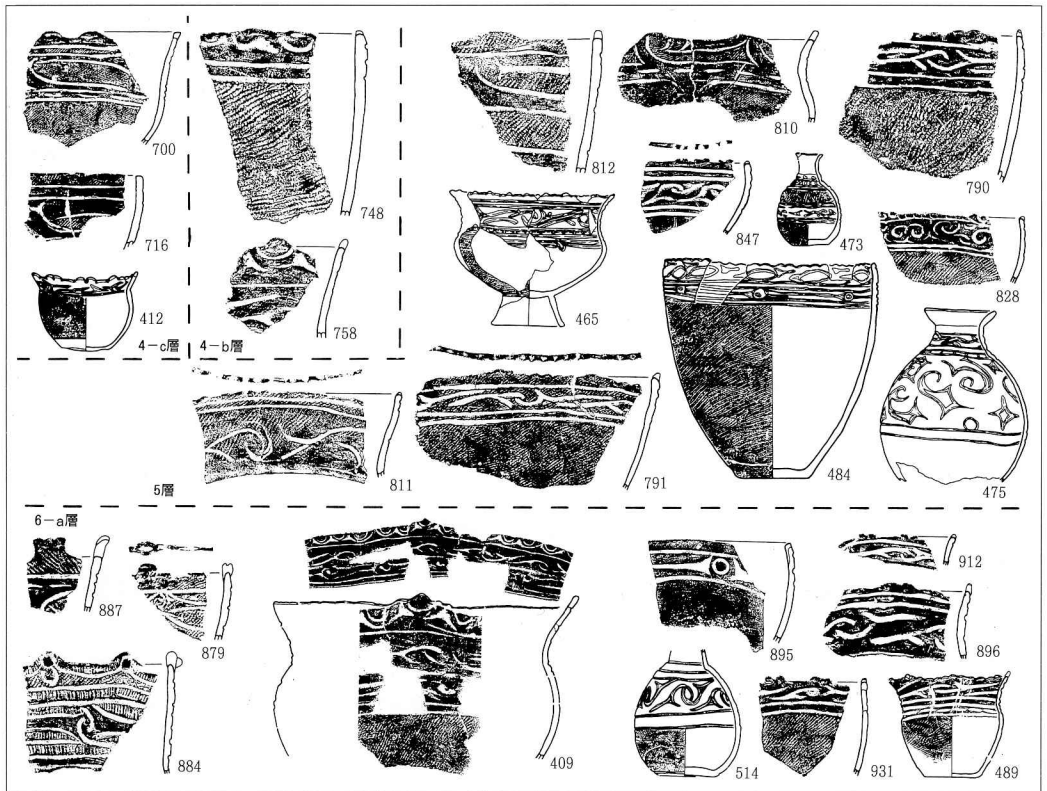
b. 捨て場2-イ(第6図、図版1)

出土量からみれば6-a層、5層が主である。5層は斜面上部に、6-a層、4-b層、4-c層は斜面下部に分布の中心がある。

6-a層では入組帯状文(879・887)、その変形種(884)、玉抱き三叉文(409・895)、入組三叉文の変形種(514)、入組三叉文(489図版1・896・912・931)がある。884は入組部が深く入り組み接続する。409では玉抱き三叉文、入組三叉文、玉付き三叉文が共存している。

5層は入組帯状文(812)、その変形種(484・810)、玉抱き三叉文(484=796)、入組三叉文の変形種(473・811)、入組三叉文(465・790・791・847)がある。入組三叉文の祖型とみられる渦巻き状に深く入り組むもの(811)、右側の入組部が半円状になるもの(465・791)がある。また、両端が渦巻き状になる三叉文(828)や、入り組む弧線文、三叉文、菱形文、円形文を組み合わせているもの(475)もある。

4-b層、4-c層は点数が少ない。4-b層では玉抱き三叉文(748・758)が出土している。4-c層では入組帯状文の変形種(700・716)、入組三叉文の変形種(412)がある。



第6図 捨て場2-イ出土土器 6-a層~4-c層 (412、465、473、484、475、409、514、489は1/8、他は1/6)

(3) 捨て場各層と遺構内出土土器の対応関係

これまでみてきた土器の文様は、入組帯状文系（入組帯状文、その変形種である三叉文付き入組帯状文、三叉文付き連続区画文、入組部が渦巻き状や向き合う短弧線になる入組帯状文、入組部に刺突を施す入組帯状文、横位帯状文など）、入組三叉文系（入組三叉文、その変形種である入組部が深く渦巻き状に入り組むもの、端部が三角形や菱形に区画されるもの、連結入組三叉文、玉付き入組三叉文など）に大別できる。また、玉抱き三叉文系は、入組帯状文系のうちの三叉文付き入組帯状文や入組部に刺突のある入組帯状文に類似するものから、沈線によって描かれ入組三叉文に類似するものまである。入組帯状文と入組三叉文の中間的文様として分けておく。

第1表は、以上の3大別した文様系と捨て場毎の層位別出土傾向を模式的に表したものである。これと個々の文様の類似性から、

第1群：捨て場1の5層・4層・S N129焼土遺構と捨て場2-Aの6-a層

第2群：捨て場2-Aの5層・4-b層、捨て場2-Iの4-c層・4-b層

第3群：捨て場2-Aの4-c層・4-a層と捨て場2-Iの6-a層・5層

とまとめることができる。

次に遺構内出土土器と第1～3群を対比すると以下ようになる。

第1群：S I 95B 竪穴住居跡床面(33)、S I 95B 竪穴住居跡埋土下層(29)、S K 58 土坑下層(131・133・135・147)、S K 105 土坑下層(220・221・227)、S K 105 土坑上層(200・

203・205・206・207)、S I 113 竪穴住居跡(53)、S K 01 土坑(62)、S K 56 土坑埋土(86)、S K 63 土坑(155)、S K 109 土坑(241)、S K 151 土坑(262)

第2群：S I 95A 竪穴住居跡埋土上層(14・15)、S I 95A 竪穴住居跡床面(1)

第3群：S I 95A 竪穴住居跡埋土(4)、S K 58 土坑上層(99・102・103・104・105・106・107)

尚、S K 71 土坑出土土器(174)は、入組帯状文の中にレンズ状の無文部が残る。これは弧状の帯状文が上下に入り組む後期後葉の文様要素が残存しているもので、第1群よりも古く見るべきと考える。

以上の遺構内出土状況からも、第1群→第2群→第3群と変遷する捨て場での層位的出土状況は確かめられる。ただし、第2群については、遺構内出土土器が数少ないこと、層位的

文様系		入組帯状文系	玉抱き三叉文系	入組三叉文系
出土位置				
S N129 焼土遺構		◎	○	
捨て場1	4層	◎	○	
	5層	◎	○	△
捨て場2	4-a層			◎
	4-c層	○	○	◎
	4-b層	◎	○	○
	5層	○		○
捨て場2-I	6-a層	◎	○	△
	4-c層	△		△
捨て場2-I	4-b層		△	
	5層	○	○	◎
	6-a層	○	○	◎

◎ 多い ○ 普通 △ 少ない 無印 ない

第1表 各文様系の出土傾向

に第3群と明瞭に分けられるかどうか疑問なことから、明確に独立した群として扱うことできないと思われる。以下では、層位的にも遺構内出土状況からもまとまった群として把握できる第1群と第3群に絞って検討することとする。

3 晩期初頭の土器文様と家ノ後遺跡出土土器

(1) 入組帯状文から入組三叉文への変遷過程 (第8図、第9図)

家ノ後遺跡第1群土器の主要な文様である入組帯状文から、第3群土器の主要な文様である入組三叉文に変遷する過程については、既に幾つかの見解が示されている。

安孫子昭二氏、小井川和夫氏は、入組帯状文の入組部に刺突が施され、それを挟むように入組部の外側が三叉文化して玉抱き三叉文が生まれ、その後中央の玉が一方の沈線に吸収されて入組三叉文や連結三叉文^{(註2)(註3)}になるとする。

須藤隆氏は、玉抱き三叉文から渦巻き文的な複雑な入組三叉文になり、さらに入組三叉文が派生^(註4)するとしている。

つまり、安孫子氏、小井川氏、須藤氏ともに入組三叉文の成立にはその前提として玉抱き三叉文が不可欠だとしているのである。

ところが、中村大氏は、北東北では大洞B1式段階で玉抱き三叉文を経ずに直接入組帯状文から入組三叉文が発生すると指摘^(註5)している。その過程は、「入組部の上下の弧線が彫り広げられ、弧線同士が入り組む格好になる入組帯状文の入組部を抜き出し、単位文様として独立させることによって、入組三叉文が成立する」、「単位モチーフの傾きが祖型とする入組帯状文の傾きと逆になる場合が多い」のは、「文様施文時における利き腕に起因する」としている。

文様モチーフに限って言えば、家ノ後遺跡第1群土器はこの問題を解決してくれそうである。つまり、第1群土器には、入組帯状文から、玉抱き三叉文を経ずに直接入組三叉文に変化する途中段階の文様が多種含まれていると考えるのである。それは以下のような変遷をたどる。

入組帯状文の上下が文様帯の上下を区画する沈線に接して、最上部と最下部の沈線が省略される。

- 入組部の弧線が独立し、入り組んで向き合う短弧線によって表現される。
- 帯状文を区画する沈線の接続が不完全になり、沈線が独立して描かれる。
- 沈線どうしが新たな形に連結し、多様な文様が描かれる。
- 沈線によって入組三叉文の祖型が描かれる。

このような過程を経て縄文やキザミ目文の充填される区画文である入組帯状文から、沈線文である入組三叉文へと変化するのである(第2表、第7図)。

さて、S N129焼土遺構出土の279（第3図、図版2）は、入組帯状文の本来の形が変形し、沈線文化したもので、本来キザミ目が充填されるべき部分とは逆の部分にキザミ目を充填している。この部分が三叉文化して、単位文様とするだけでも入組三叉文に近い文様となる。中村氏はこのような入組部を抜き出して単位文様とする手法を「トリミング」と命名している。しかし、これだけで入組三叉文の成立を説明するのは不十分であると思われる。^(註6)

入組三叉文の入組部とは反対側の端部が上下に重なる2本の沈線となることから考えれば、充填部の反転から直接入組三叉文が出現するのではなく、一度沈線文化した中から、新たな沈線の組み合わせとして入組三叉文が出現すると考えるのである。

また、入組三叉文が入組帯状文とは逆の傾きになるのは、例えば右下がりの入組帯状文では、入組部右側の短弧線が右隣の単位の帯状部を区画する長弧線と、入組部左側の短弧線が左隣の単位の帯状部を区画する長弧線と結合し、必ず段差をもつことに由来する。左下がりの入組三叉文の右側部分で、上方に延びる短沈線は上段の入組帯状文の下部を区画していた沈線である。同様に、左側部分で下方に延びる短沈線は、下段の入組帯状文の上部を区画していた沈線である。^(註7) 中村氏のいう利き腕の問題は、入組三叉文が土器文様として確立して行く過程では主要な要因ではないと思われる。

入組三叉文の中で、入組部が渦巻き状に深く入り組み一部が接続するものもある。これは玉抱き三叉文が入り組んで中心の玉が省略されたものではなく、入組帯状文の入組部が2本一対の短弧線になったものから派生するものであろう。入組帯状文から入組三叉文への過渡的形態の一種である。

玉抱き三叉文は、安孫子氏、小井川氏、須藤氏、中村氏も指摘するとおり、入組帯状文の入組部に刺突が加えられた形態から派生する。玉抱き三叉文は、その構造上、完全な沈線文でなく、三叉文部分が三叉形の区画文であっても描くことができる。したがって完全な沈線文である入組三叉文よりもやや先行して成立すると思われる。そして入組三叉文の祖型とみられる沈線文等と並存し、入組三叉文が確立するに伴って、波状口縁部の突起部に残ったり、玉付き三叉文や玉付き連結三叉文としてその名残りをとどめる。

(2) 第1群、第3群土器の編年の位置付け

前節では第1群土器の中に含まれるさまざまな文様の生成過程を考えることで、入組帯状文から直接入組三叉文が成立することを明らかにした。そして玉抱き三叉文もその過渡的文様として出現することが分かった。それでは、家ノ後遺跡出土の第1群土器、第3群土器はどこに編年されるべきなのであろうか。

山内清男氏の大洞B式の基準資料（大洞貝塚B地点出土資料）を須藤隆氏が紹介しているが、それによれば、S I 95 B 堅穴住居跡床面出土土器（33）等を除く家ノ後遺跡第1群土器と第3

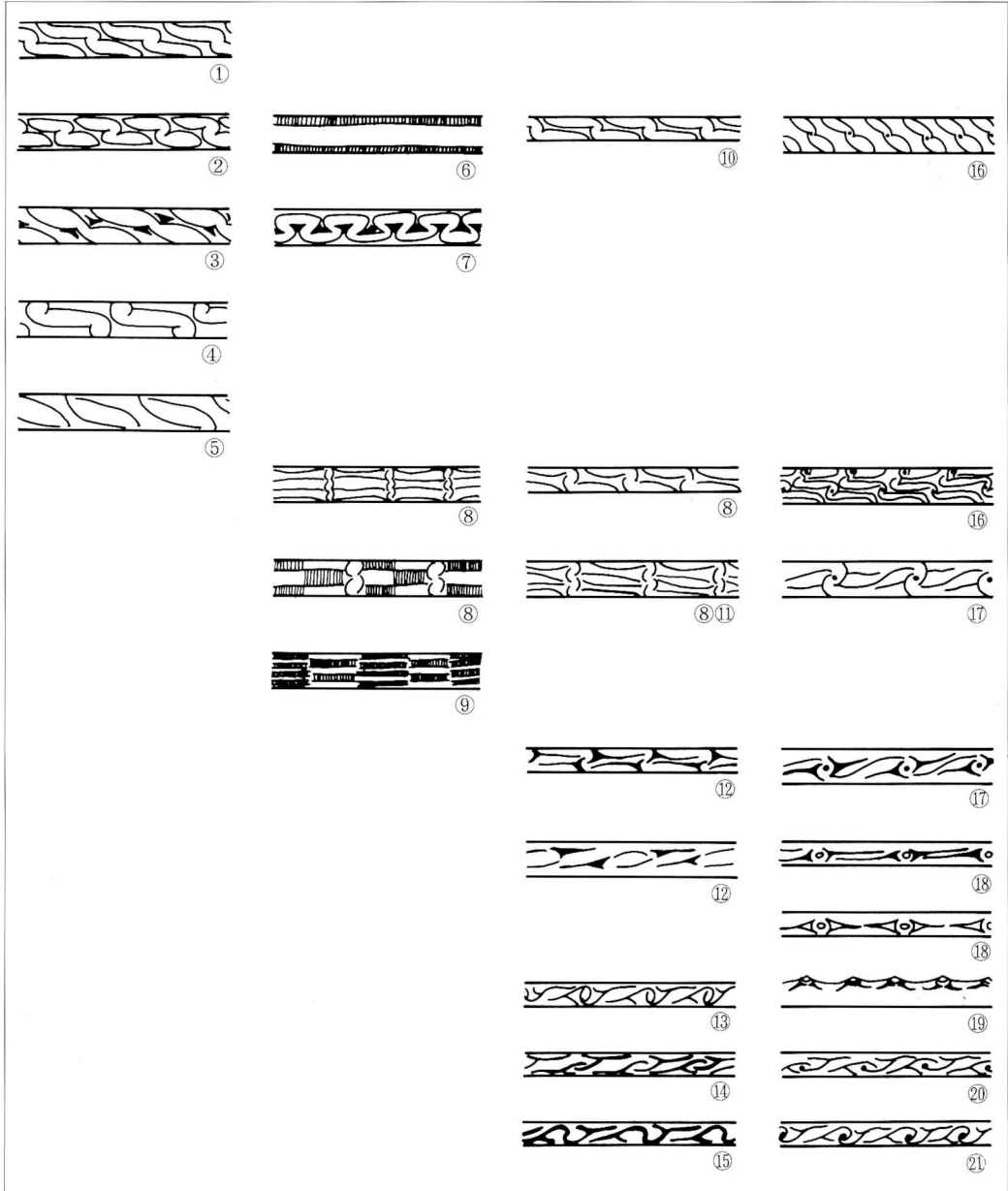
^(註8)

分類	文様表現	入組带状文	入組三叉文系	玉抱き三叉文系	
区 画 文	沈線で区画された縄文帯やキザミ目文帯によって入り組んで連続する文様を描く。	①入組带状文 ②带状部が膨らみ、上下に隣接する带状部どうしが接近して、入組部の両側が三角形に近い形になる。 ③带状文と带状文のすき間に入組部を挟むように三叉文が描かれる。 ④一段の入組带状文の入組部が不明瞭になり、クランク形の区画文が描かれる。 ⑤粗末な細い沈線で形の崩れた入組带状文が描かれる。	⑥文様帯の上下を区画する横位带状文のみが描かれる。 ⑦膨らんだ带状文が上下で接続し、連続した文様になる。	⑩带状文の上下が文様帯の上下を区画する沈線に接して、最上部と最下部の沈線が省略される。	⑯入組部の中心に刺突文が施される。
解 体 途 中 の 区 画 文	带状文を区画する沈線の接続が不完全で、沈線が独立して描かれる。 入組带状文にとられない文様も描かれる。 带状文の縄文やキザミ目が充填される部分の境界が不明瞭になる。		⑧入組部と带状部が分離し、横位带状文の中に一对の短弧線文が挟まれる文様が描かれる。 ⑨多段の横位带状文が描かれる。	⑪入組部の弧線が弧立し、入り組んで向き合う短い弧線によって表現される。 ⑫縄文やキザミ目が全面に施文されるもの、無文部と充填部が逆転するもの、無文で沈線だけが描かれるものがある。 ⑬沈線どうしが新たな形に連結し、多様な文様が描かれる。入組三叉文の祖型に近い文様も描かれる。	⑰入組部の中心に施文された刺突を取り囲むように沈線が連結し、玉抱き三叉文の祖型が描かれる。 ⑱玉抱き三叉文
沈 線 文	沈線や彫り込みによって文様が描かれ、縄文やキザミ目の充填はあまり用いない。		⑬沈線によって入組三叉文の祖型が描かれる ⑭入組三叉文 ⑮連結三叉文 羊歯状文の粗型 羊歯状文	⑲突起部の円文を囲む玉抱き三叉文 ⑳玉付き入組三叉文 ㉑玉付き連結三叉文	

第2表 文様の変遷過程概念表

群土器は大洞B式に含まれる。

須藤隆氏は、宮城県中沢目貝塚、岩手県前田遺跡の資料などを用いて晩期初頭土器の細分を行(註9)、大洞B1式に対応する晩期I a期、大洞B2式に対応する晩期I b期を設定している。その中で、晩期I a期の主要な文様は「複雑な入組文」、「魚眼状三叉文」(玉抱き三叉文)、晩期I b期の主要な文様が「入組三叉文」、「羊歯状文の祖型」、晩期II期の主要な文様は「入組三叉文」、「羊歯状文」であるとしている。それに単純に当てはめれば家ノ後遺跡第1



第7図 文様の変遷過程模式図 (番号は第2表と対応する)

群は晩期Ⅰa期になりそうである。また、第3群土器は、晩期Ⅰb期の内容が不明確で、晩期Ⅰb期と晩期Ⅱ期の区別は理解し難いが、おそらく晩期Ⅰb期ということになりそうである。はたしてそうであろうか。

北東北における該期の良好な一括出土資料として、岩手県九戸村道地Ⅲ遺跡FⅡ-9住居跡一括出土土器と、玉山村前田遺跡1号竪穴住居跡出土土器がある。

道地Ⅲ遺跡FⅡ-9住居跡一括出土土器の台付き深鉢には、最下部の区画沈線が省略されて入組帯状文の下部が文様帯を区画する沈線と一体化した変形入組帯状文が施文されている。これと共伴する台付浅鉢と注口土器には入組部が深く入り組んで接続する入組三叉文と玉抱き三叉文が描かれている。家ノ後遺跡第3群土器とよく似た様相であるといえる。

玉山村前田遺跡1号竪穴住居跡出土土器と家ノ後遺跡第1群土器とを比較すると、3b層・3c層出土土器には、入組部の弧線が独立し、入り組んで向き合う短弧線によって表現されるものや、帯状文を区画する沈線の接続が不完全になり、沈線が独立して描かれるものは含まれていない。入組三叉文系の文様も見当たらない。家ノ後遺跡ではSK71土坑出土土器に近く、第1群と比較するとより古い様相といえる。これらの土器を晩期Ⅰa期の標準的資料として扱っている須藤氏自身も、以前は岩手県西根町向新田遺跡出土土器などとともに後期最終末としていたことがある。また、2層出土土器には入組帯状文系の文様が全く含まれていない。家ノ後遺跡第3群土器よりも新しい土器群と考えられる。須藤氏も述べているとおり、1a層出土土器とは明確に区別し難く、晩期Ⅰb期として分離するとしても極めて晩期Ⅱ期に近い時期であろう。したがって前田遺跡1号竪穴住居跡出土土器には3b層・3c層と2層の中間で、家ノ後遺跡第1群土器、第3群土器と対比できる部分が欠落していると考えられる。

以上から、前田遺跡1号竪穴住居跡床面出土土器→前田遺跡1号竪穴住居跡3b層・3c層出土土器→家ノ後遺跡第1群土器→家ノ後遺跡第3群土器・道地Ⅲ遺跡FⅡ-9住居跡一括出土土器→前田遺跡1号竪穴住居跡2層出土土器という変遷が考えられる。

(3) 出土土器文様の意味するもの

第1群土器のうち入組帯状文から派生した多種多様な文様は、入組帯状文の本来の姿である「縄文の充填された、沈線による区画文」という性格が変容し、解体して行く過程を示している。区画文内や文様帯を区画する横位帯状文内に縄文の代わりにキザミ目を充填する手法が盛行するのも、入組帯状文が解体して行く流れの中で最も早く現れた変化の一つとしてとらえられるであろう。そして、多様な変化形態の一つとして、区画沈線から沈線が独立し、縄文やキザミ目の充填されない沈線文も発生する。その中には入組三叉文の祖型や玉抱き三叉文もあり、次の第3群土器では入組三叉文が多くを占めるようになる。

第3群土器では入組帯状文が減少し、残存する入組帯状文も著しく変形したり、描画手法が

簡略化して粗末な印象を受けるものとなる。一方、入組三叉文は文様の主流となり、モチーフの原理は一貫してくるが、いまだ完全に定型化した文様とはなっておらず、入組部や端部の形態には多様性が認められる。

このような違いは、第1群土器が入組帯状文の解体段階、第3群土器は入組三叉文を基盤とする文様体系が構築されて行く最初の段階を表していると解釈できる。いずれも大局的にみれば後期的入組帯状文系土器から、晩期的入組三叉文系土器への過渡期の姿であるが、一方は既存の観念の解体、他方は新しい観念の構築であって、思考の方向性は正反対である。土器文様が集団の社会的承認を得ることによってはじめて広く普及し、かつ意匠が限定されてしまうものであるとするならば、集団の規制の弛緩と強化と言い換えることもできる。

晩期「亀ヶ岡土器」文様の広範囲な普及と、強い斉一性から考えれば、家ノ後遺跡第1群土器は、晩期の他の時期に比べて集団の規制よりも文様の描き手個人の創意が反映された時期、第3群土器は集団の意志がしだいに明確化し、描き手個人の思考が封じられるそれ以後の長い期間に入ろうとしつつある時期、ともいえようか。

4 おわりに

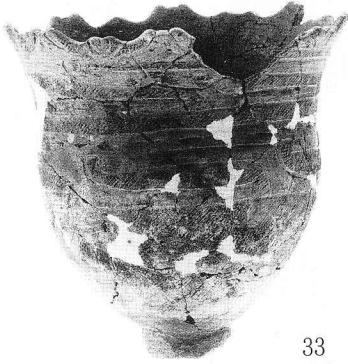
家ノ後遺跡から出土した膨大な量の土器の一部について、報告書作成段階でできなかった考察を試みた。そして、家ノ後遺跡第1群土器と第3群土器は、入組帯状文の後期的文様系統が、入組三叉文の「亀ヶ岡土器」の文様系統に替わる過渡期の実相を示すことが分かった。

土器論は多様な角度から行ってこそ実りあるものとなることは言うまでもない。該期の土器論には器種組成、器形、成形技法、文様帯系統などの視点が不可欠である。本稿はわずかに入組帯状文と入組三叉文のみを取り上げたもので、羊歯状文や連続キザミ目文、その他の文様には触れ得なかった。したがって土器型式を明確にしたうえでの編年的位置付けも必ずしも十分にはできなかった。今後、該期の層位的に良好な資料の増加を期待するとともに、多様な視点から研究を進める必要を感じている。

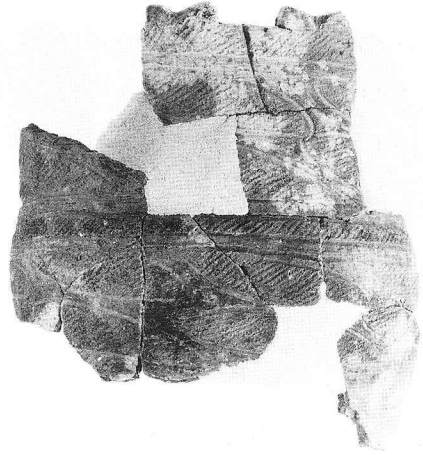
本稿に使用した写真は、小山内透氏に撮影していただいた。また、校正は高橋早百合氏に協力していただいた。記して感謝申し上げる次第である。

註

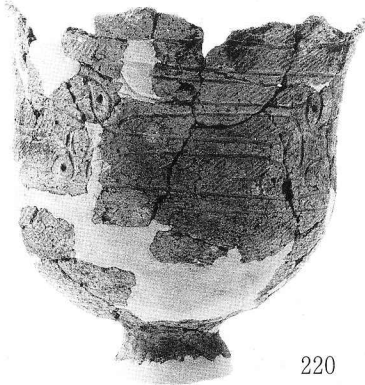
- 1 秋田県教育委員会「曲田地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書
一家ノ後遺跡」 秋田県文化財調査報告書第229集 1992（平成4年）
- 2 安孫子昭二「瘤付土器様式から亀ヶ岡土器様式への変遷過程」 考古風土記 第5号
1980（昭和55年）
- 3 小井川和夫「宮戸島台囲貝塚出土の縄文後期末・晩期初頭の土器」 宮城史学 第7号
1980（昭和55年）
- 4 須藤隆「東北地方における晩期縄文土器の成立過程」『加藤稔先生還暦記念 東北文化論
のための先史学歴史学論集』 1992（平成4年）
- 5 中村大「米代川流域における亀ヶ岡土器様式—大洞B式における文様変遷の再検討とその
地域性について—」 年報・能代市史研究 第2号 1992（平成4年）
- 6 「トリミング」という考え方自体は有効である。本稿では文様モチーフのみに限定して
考察しているが、晩期初頭の土器に描かれる文様と器種の相関関係はきわめて強い。台付
深鉢の器表面で展開する入組帯状文系の文様変遷と、沈線文化した新たな意匠の台付浅鉢
や注口土器等への文様施文は同時に進行したと考える。道地Ⅲ遺跡FⅡ-9住居跡一括出
土土器はこの状況をよく表している。新しい意匠を台付深鉢の器表面から選び出し、他の
器種へ移しかえて描く行為はまさに「トリミング」である。
- 7 南東北では、北東北に比べて右下がりの入組帯状文が比較的多い。一方、中村氏も指摘
するように、入組三叉文は北東北で盛行する。このことは右下がりの入組帯状文と左下が
りの入組三叉文には強い相関があることを暗示している。本稿で解明した入組三叉文の成
立過程も、右下がりの入組帯状文と密接に関係する。
- 8 註4に同じ。
- 9 註4に同じ。
- 10 財団法人岩手県埋蔵文化財センター「道地Ⅱ・Ⅲ遺跡発掘調査報告書 東北縦貫自動車道
関連遺跡発掘調査」 岩手県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第64集 1983（昭和58年）
- 11 註4に同じ。
- 12 須藤隆「北上川流域における晩期前葉の縄文土器」 考古学雑誌 第69巻3号 1984
（昭和59年）



33



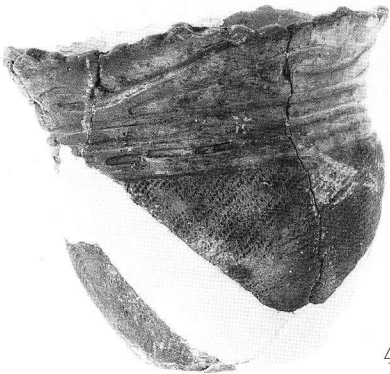
29



220



241

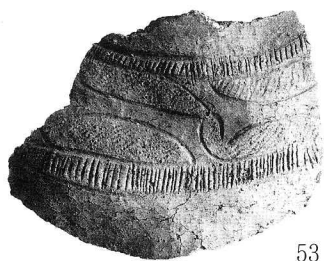


489



493

図
版
2



53



262



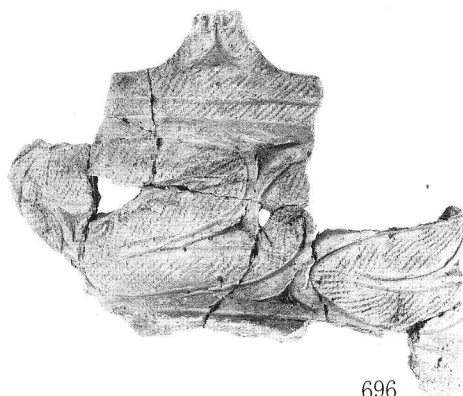
288



293



289



696



279

下藤根遺跡出土土師器の再検討

— 東北地方北部における位置付けを中心に —

利 部 修

1 はじめに

秋田県古墳時代土師器に関わる調査は、集落と土壌墓については僅かに知られるもののこの時代を象徴する墳墓は今のところ皆無で、該期土師器をめぐる歴史像の実態は極めて臆にしか知られていないのが現状である。これは発掘調査の少ない事に多くは起因するが、汎日本的な視野からは、古墳時代の土師器や須恵器と後北式・北大式等の統縄文式土器が、分布の上で混在する地方色をもつ地域である事と無関係ではない。

県内の古墳時代およびこれと併行する時代の具体的な調査例を示すと、集落では5世紀で埋没家屋と推定されている男鹿市小谷地遺跡^(註1)や、同時期で須恵器高坏が出土している横手市オホン清水B遺跡^(註2)、5～6世紀と考えられ北大式土器との関連で注目される西目町宮崎遺跡^(註3)がある。また土壌墓では、6世紀で須恵器蓋坏のセットや北方系の鉄製刀子を出土した横手市田久保下遺跡^(註4)があり、この他明確な土師器は出土していないが、4～5世紀と考えられる後北式土器^(註5)を主体的に出土した能代市寒川II遺跡^(註5)がある。このように、主体となる土師器を中心にして、4～6世紀に互る当該地域の古墳時代を模索することが可能になってきたのである。

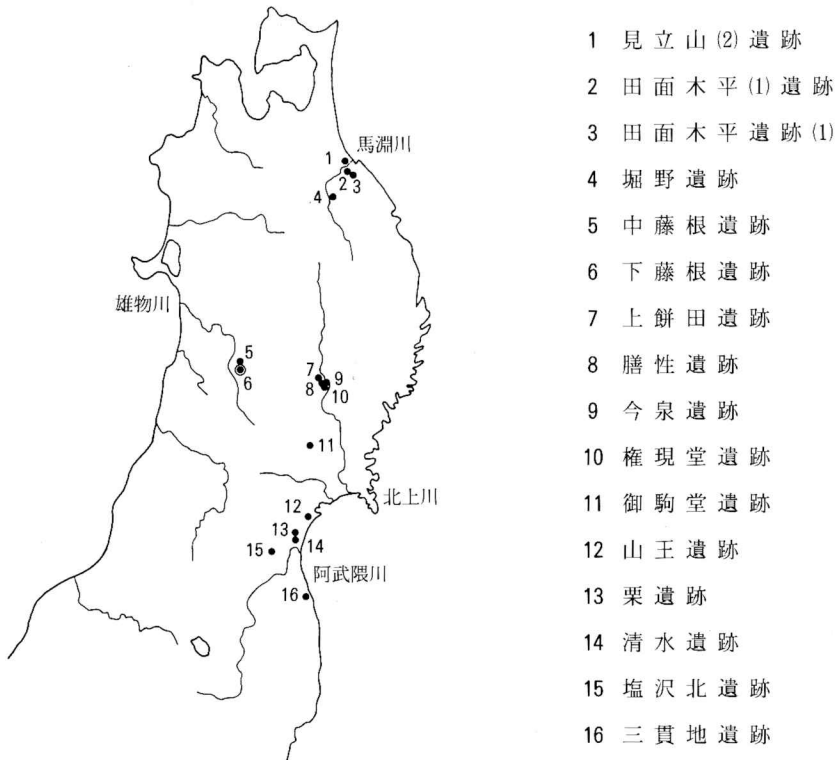
一方、奈良時代律令制度への移行期として重要な意味をもつ7世紀については、平鹿町中藤根遺跡^(註6)がある。この遺跡は、本論で古墳時代として扱う下藤根遺跡と共に、秋田県の古代集落跡解明にとっての魁的な調査であり、研究史上でも重要な位置を占める遺跡である。しかしながら、中藤根遺跡では古墳時代の資料そのものが少なく、下藤根遺跡では奈良時代以降とする当時の研究段階を基にした年代の想定から、7世紀は長くまとまった資料の欠如している時期として認識されてきたのである。下藤根遺跡のこの年代は、東北地方北部の櫻井清彦氏による土師器第一型式^(註8)（以下櫻井第一型式と表記）の設定以来、古墳時代および奈良時代土師器の一部が、この型式に一括されてきた研究史と表裏一体を為すもので、氏家和典氏による国分寺下層式^(註9)に立脚した当時としては当然の帰結である。

しかし近年は、東北地方北部における発掘調査事例の増加に伴って、櫻井第一型式の内容が吟味され、古墳時代から歴史時代に亙る土師器の段階設定が活発に論じられるようになってきている。そして同時に、櫻井第一型式と東北地方南部の栗圀式や国分寺下層式との接触・融合に絡んだ問題を、研究組上に改めて提起しているように思われる。本論ではこのような土師器研究の動向を受けて、下藤根遺跡第Ⅰ期の土器群について検討を試みるが、特にこれら土器群の年代の把握と東北地方北部における位置付けについて論じたいと思う。

2 下藤根第Ⅰ期の土器

(1) 下藤根遺跡と第Ⅰ期の土器

下藤根遺跡は、秋田県平鹿郡平鹿町中吉田に所在する。ここは秋田県の南東部を占める横手盆地のほぼ中央に当り、北東に位置する横手市街地からは約7kmの地点にある(第1図)。発掘調査は当地区の圃場整備事業に伴う事前調査で、1975年7月に秋田県教育委員会が実施したものである。ここは古代の竪穴住居跡が8軒検出された集落遺跡で、翌年刊行された報告書によると、住居跡について出土遺物・規模・形状・内部施設などの検討から3つに分類している。



第1図 東北地方における本文関連主要遺跡の位置

そして、これを時間差として捉え第Ⅰ期から第Ⅲ期までの変遷として示し、奈良時代中頃から平安時代前半までの各時代に当る、と結んでいる。

報告書での時期区分は、いくつもの要素を含んだ住居跡の総体を第Ⅰ期(奈良時代)から第Ⅲ期(平安時代)までの総合的な解釈として下されたものであるが、本論では土器に焦点を当てたものでこれら第Ⅰ期の遺物に限定するが、調査者の土器分類上の意図を順守する事から同じ分類用語で述べる事にし、住居跡の構造等については言及しない。ここで問題にする遺物には、住居跡の第1・7・8号が該当し、以下それら出土遺物の概略を説明しておきたい。

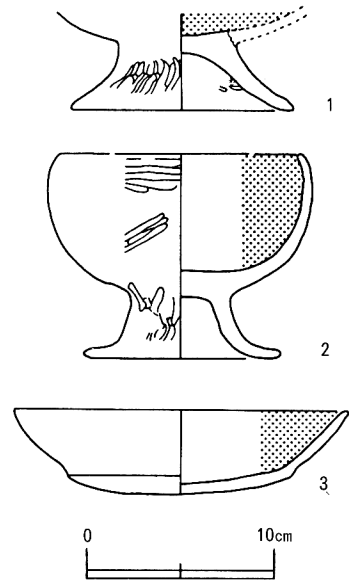
第1号住居跡からは、土師器の坏・高坏・壺・甌・大小の甕と紡錘車が出土している。報告書では、このうち甕と高坏は共に7個体が図示され、住居跡に伴うものに一部覆土中のものが含まれている。第7号住居跡からは、土師器の坏・埴・高坏・壺・甕と坏とした須恵器が出土している。ここでは、図示できている11点中1点の甕を除くと、他はすべて住居跡に伴うものである。第8号住居跡からは、土師器の坏・高坏・甌・甕と紡錘車・砥石が出土している。ここでは、坏・高坏と甕の一部が共伴し、やはり覆土中のものも含まれている。

以上のように、検出状況から見た第Ⅰ期の遺物では、住居跡で共伴するものの他にそうでないものも共に論じられているため、第Ⅰ期土器の下限年代に曖昧さを残す要因ともなっている。

(2) 第Ⅰ期土器の検討

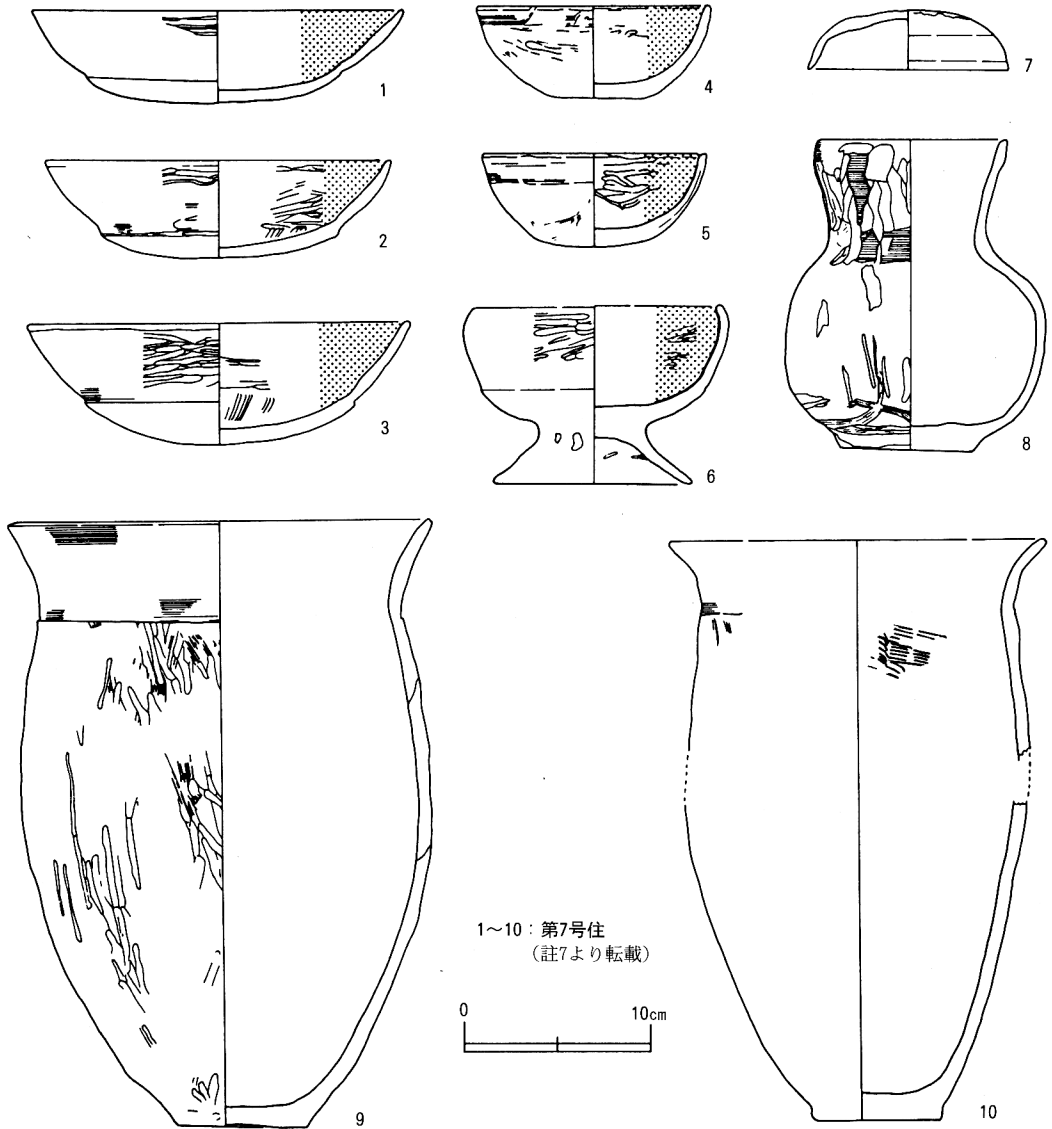
次に第1・7・8住居跡の先後関係を、住居跡に伴う土器から考察してみたい。ここでは供膳具を対象とするが、第1号住居跡の高坏(第4図-1)、^(註10)第7号住居跡の坏(第3図-2)・高坏(同6)、第8号住居跡の坏(第2図-3)・高坏(同2)は比較資料として重要と思われるので、これらを基に共伴土器の多い第7号住居跡を中心に据えて検討してみる。

第7号住居跡の高坏6と第1号住居跡の高坏1は、脚部の形態は異なるものの内黒の坏部では、下方1/3に稜をもつもので、そこから外反もしくは直線的に外傾し口縁端部で内弯する特徴をもつ形態で類似している。そして、内外ヘラミガキの調整においても、内面底部が放射状になるなどの共通点がある。また、第1号住居跡出土高坏の脚部は(第2図-1)、第7号住居跡の高坏脚部に形態が類似し調整も内外面ヘラミガキであるが、さらに内面は裾部にヨコナデの痕跡を留めながら横方向のヘラミガキを施す類似性がある。このように、第1号住居跡と第7号住居跡に伴う



1: 第1号住(註7より転載)
2・3: 第8号住(")

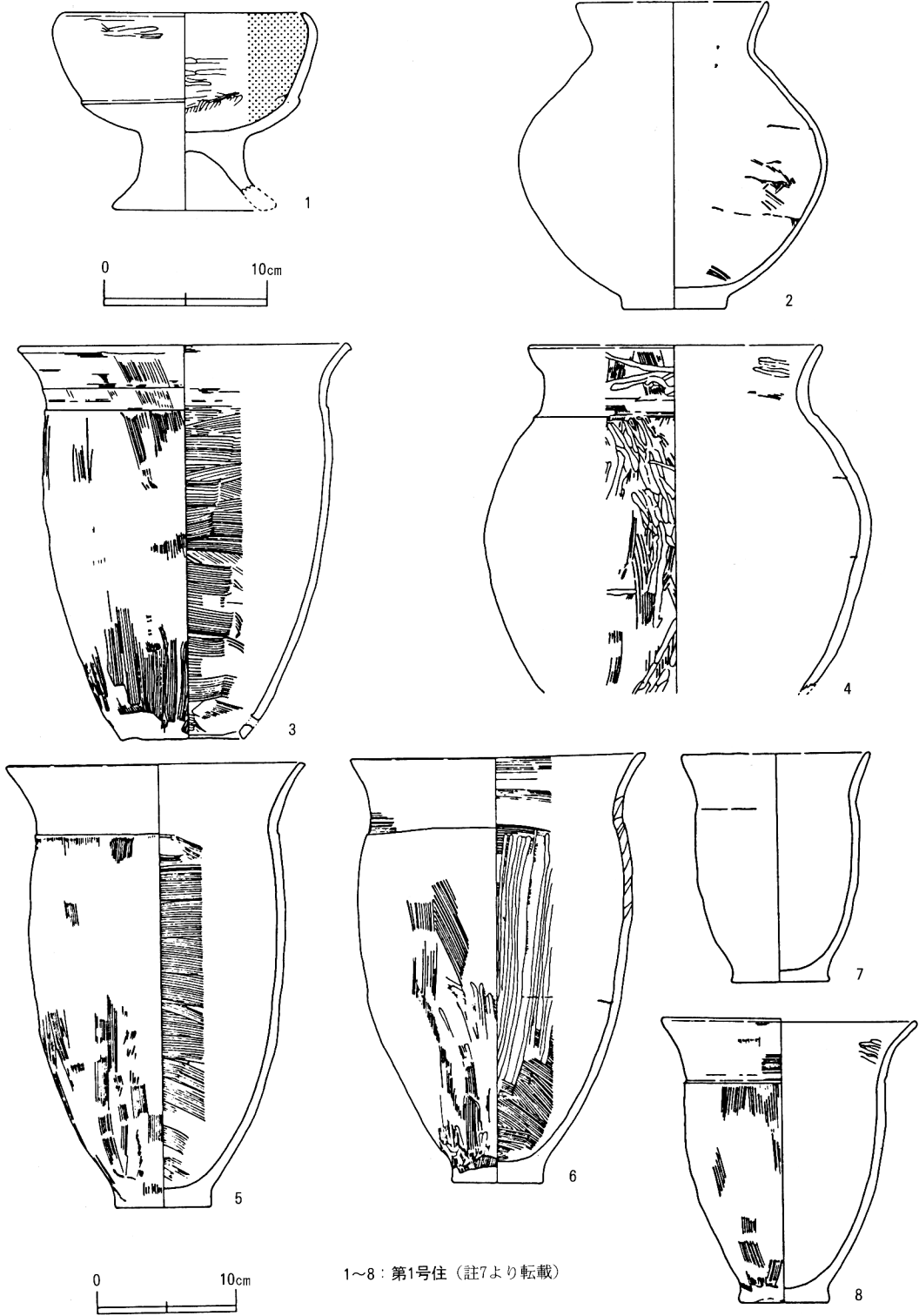
第2図 下藤根遺跡出土土器(1)



第3図 下藤根遺跡出土土器(2)

遺物は、第7号住居跡の高坏に共通する2つの要素から同時期の範疇と考えることができるが、この事は報告書における評価と同じである。

一方、第7号住居跡と第8号住居跡の坏と高坏(第2図-3・2)の比較ではどうであろうか。坏は、形態・調整手法において共通しているが、第8号住居跡の方が小振りで、稜や内面の屈折部が弱くなったり口縁部の内弯度が少なくなったりするなど、形骸化している特徴がある。また、第8号住居跡の高坏においては、坏部の稜が無く底部から口縁部にかけて弧状を成したり、脚の接地部が広く接する「ハ」の字形を呈するなど著しい形態の相違がある。また、



第4図 下藤根遺跡出土土器 (3)

調整手法では内黒で内外面ヘラミガキの共通点はあるものの、内面坏部上半から底面にかけては円を描くような長いヘラミガキを施し、第7号住居跡の放射状ヘラミガキとは異なっている。したがって、現段階では第8号住居跡の方が第7号住居跡よりも後出と判断される。

このように、第1・7・8号住居跡出土土器の比較検討から、第8号を除く第1・7号住居跡の各共伴土器はほぼ同時期とする結論を得たが、この事は既に第I期の土器群として同じ時期に括ってある報告書による判断と同じである。以上の結果を踏まえた上で、両住居跡の土器の内、器形の大略が分かり共伴土器と判断されたものを抽出したのが、第3・4図の土器である。これらの土器は、各器種の構成と坏・甕の多様性に特色をもつ、極めて良好なまとまりを成す一群と捉えることができる。したがって、これらの土器群を改めて下藤根I期土器群と呼称する事にしたい。

3 下藤根I期土器群の年代

(1) 研究史

下藤根I期土器群に関わる年代は、上限を奈良時代中頃とした報告文以降二・三の見解が示されているので、それらの検討から始める事にしたい。

1977年小松正夫氏は、「秋田県の土師器について」の中で秋田県の土師器坏をI類からVI類まで分類し、秋田城跡の年代や須恵器坏との関連から土師器坏の大まかな変遷を詳細に論じている。^(註12)そこでは、土師器高坏や甕についても特徴を述べ紹介しているが、これら坏・高坏・甕や須恵器坏の中に下藤根遺跡の土器も取挙げられている。

下藤根遺跡の土師器坏は、秋田城跡の築地築成段階のものと共に氏の土師器坏Ⅲ類に含まれる。そしてこの秋田城跡の資料は、後身と考えられた秋田城を考慮して出羽柵創建期の天平5(733)年を、大きく降らない時期とした。すなわち、下藤根遺跡の坏を含むⅢ類は、秋田城跡の坏Ⅲ類と同じ出土状況を示したⅣ類そして同城跡出土の須恵器坏も含んで、8世紀前葉から中葉にかけての時期と想定した。そして、このⅢ類に含まれる秋田城跡と下藤根遺跡の坏は、形態的に類似する型式分類で同類となっている。

次に、下藤根遺跡の須恵器については、秋田城跡から類似する土器が出土しているとした上で、秋田県内でも比較的古い様相を示すものとして位置付けている。しかし、秋田県増田町狹半内出土のカエリをもつ蓋と有台坏のセット資料との比較では、下藤根遺跡のものを後出と評価しており、この事は土師器坏Ⅲ類と共伴するという記述からしても、下藤根遺跡の須恵器は奈良時代の域を出るものではなかった。

1983年遠藤勝博・相原康二の両氏は、「岩手県南部(北上川中流域)における所謂第一型式

の土師器・前期土師器の内容について」の中で、岩手県南部の土師器を第1群土器から第7-a・b群土器まで区分して、その編年的位置付けを明らかにした。^(註13)この中で、下藤根遺跡の土器についても第1・7・8号住居跡出土土器群として述べ、両氏の第7-a群土器に併行するものと見做した。^(註14)この論文で両氏は、東北地方南部を中心とする氏家編年・東北地方北部を中心とする櫻井編年・岩手県地方を中心とする草間俊一氏による編年と3者の併行関係を論じ、^(註15)年代については特に第6群土器を栗囲式に当て、それを伊藤玄三氏の末期古墳に関する年代観より8世紀前葉から中葉前後までと推定している。^(註16)そして後続する第7-a群土器は、第7-b群土器を国分寺下層式に併行させた8世紀後半の年代観と、第6群土器の年代から8世紀中頃を想定した。下藤根遺跡の土器群に与えられたこの年代は、小松氏の年代観よりやや後出であるもののほぼ近い時期となっている。

1985年船木義勝氏は、『弘田柵跡Ⅰ』の「第Ⅵ章 考察」の中で横手盆地の古代土器について触れている。^(註17)ここでは、下藤根遺跡の報告に追従する形で同遺跡第Ⅰ期から第Ⅲ期の土器について述べ、第Ⅰ期を8世紀中葉、第Ⅱ期を9世紀前葉、第Ⅲ期を9世紀代に収まる範囲として位置付けている。氏は第Ⅰ期の明確な基準を示していないが、特に横手盆地の須恵器窯跡を操業段階ごとに区分しており、須恵器の年代を考慮に入れて第Ⅰ期を8世紀中葉に限定したものである。

1992年筆者は、『古墳時代の竈を考える』の中で下藤根遺跡の資料を紹介し、報告書で第Ⅰ期として扱った第1・7・8号住居跡出土のまとまりある遺物に対して、7世紀後半の時期を与えた事がある。^(註18)ここでは年代の理由を述べていないが、下藤根遺跡第Ⅰ期における甗の形態が、東北地方南部の栗囲式や関東地方の鬼高式のものと同様の点や、同Ⅰ期の須恵器を古墳時代の所産とする考えに拠ったもので、漠然とした年代観をもっていた。

以上のように、下藤根Ⅰ期土器群の年代は、1975年の調査時以来80年代を通じて長く奈良時代が指向されて来たのに対して、90年代では古墳時代に目が向けられるようになって来たのである。

(2) 年代考定

東北地方において古代の土師器の年代を推定するには、城柵官衙遺跡に関わる歴史事象や木簡などの紀年銘資料を手掛かりにする方法がある。しかし、これらの欠落している地域や時代においては、土師器や須恵器の変遷に基づく相対編年に頼らざるを得ない。ところが、古墳時代の東北地方北部では前者の例は認められず、かつ須恵器の出土も僅少であるため、土師器編年に重点が置かれる結果となっている。しかし、本論で問題にしたい7世紀代土師器については、1980年代に様々な形で提示された編年は有るものの、^(註19)各研究者間の年代にかなりの齟齬を生じているのが現状である。したがって、ここでは下藤根Ⅰ期土器群と同時期で、広い範囲に

互り共通した特徴をもつ須恵器に焦点を当て、同Ⅰ期土器群の年代を推定する事にしたい。

報告書によれば、下藤根遺跡の須恵器は、口径10.6cm・器高3.1cmで半分程を欠損した無蓋の坏と見做され、丸底で体部もかなり丸味をもち、切り離し部分との境には粘土が残るとしている。しかしながらこの須恵器は、底部が丸味をもち口縁部が短く直立気味になる器形や、口径が10cmに近い数値で小振りになっている特徴からすれば、坏よりもむしろ古墳時代に特有な有蓋坏の蓋の形態として捉える方が自然である。^(註20)しかも、成形後のロクロ切り離しの後に、再調整のヘラケズリを施さない特徴は、その中でも最終段階に位置付けられるものである。

この有蓋坏の形態は、西弘海氏が「御堂ヶ池群集墳出土土器の編年」の中で有蓋坏の変遷を第Ⅰ期から第Ⅳ期としたものの内、第Ⅳ期に該当するものである。^(註21)氏の第Ⅳ期の特徴は、坏身における口縁部立上がりの矮小化と蓋も含んだ小型化であり、ヘラケズリされずにヘラ切りで仕上げられている点であった。さらに氏は、「陶邑古窯址群においては、蓋杯の終末（TK-217型式の時期）に至るまで、回転ヘラ切りで仕上げられたものは見られない。」^(註22)として、第Ⅳ期を古墳時代に特有な有蓋坏の終末期として捉え、630～40年頃の年代を推定した。以上の諸要素が、下藤根遺跡の須恵器を有蓋坏の最終段階に位置付ける理由である。

また西氏は、有蓋坏を飛鳥・藤原京地域における食器類の変遷で杯Hとして示し、その終末を飛鳥5期編年の第Ⅱ期として位置付けた。^(註23)そして、その年代は一般に7世紀第2四半期に考えられており、吹田34号窯を検討した藤原学氏の畿内における年代もそれを支持している。^(註24)また、陶邑窯跡の編年に対比すればⅡ型式6段階となり、この年代は中村浩氏によりほぼ7世紀中にかかる時期に考えられている。^(註25)一方、地方窯における代表的な窯跡には湖西古窯跡群があり、後藤建一氏は窯跡出土資料を基にして第Ⅰ期から第Ⅵ期までの時期区分を行い、さらに各時期を細かく型式設定している。^(註26)ここでは、飛鳥第Ⅱ期を湖西第Ⅲ期第1小期に併行させているが、この年代については、前期難波宮の造営開始を推定した上限年代と、飛鳥水落遺跡の石組堆積層出土土器と水落遺構の存続期間による下限年代から645～660年頃を想定している。^(註27)そしてこの年代は、古墳の終末の視点から検討を加えた白石太一郎氏の年代観と、ほぼ一致するものとなっている。^(註28)

以上のように、有蓋坏の最終段階の年代は畿内と地方とで若干の齟齬を生じているのが現状である。しかし、この段階の須恵器に「駅」制の存在を示すと思われる木簡が共伴したとする事例や、飛鳥水落遺跡の資料からすれば、下藤根遺跡の須恵器年代を後藤編年の第Ⅲ期第1小期に対比させるのが最も妥当と考えられる。したがって、一部においてこの須恵器と共伴している下藤根Ⅰ期土器群の年代は、7世紀の中葉に想定できるであろう。^(註29)

4 坏の分類と系譜

(1) 坏の分類

前項では、須恵器の年代を基に下藤根Ⅰ期土器群の時期を想定してきた。以下では、この時期を拠り所にして下藤根Ⅰ期土器群の系譜について見ていくが、ここでは型式変化の最も把握し易い坏に限定し、その前提となる分類を行う事から始める。下藤根Ⅰ期土器群には共伴する3個体の坏が含まれているが、分類に先立って個々の観察を通じた特徴を、報告書を参考にしてまとめておきたい。

第3図-1 (①) 法量は、口径19.5cm・器高4.8cmである。内面は黒色処理され、調整は内外面でヘラミガキを施す。ヘラミガキは口縁部の内外面で横方向、内面底部では放射状である。形態は丸底でやや浅く、器高の下方1/3内面に稜をもつ。口縁部は、そこから内弯して口唇部に至る。

同-2 (②) 法量は、口径18.2cm・器高5.0cmである。内面は黒色処理され、調整は内外面でヘラミガキを施す。ヘラミガキは口縁部の内外面で横方向、内面底部では放射状である。形態は丸底で浅く、器高1/4外面に稜をもつ。口縁部はそこから外反した後、内弯して口唇部に至る。

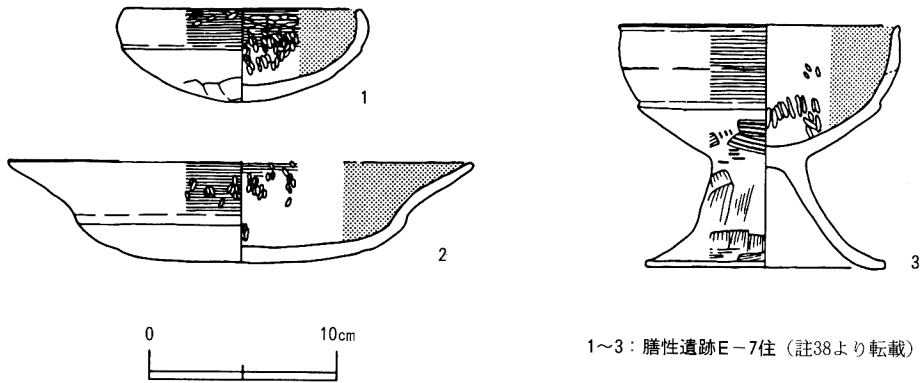
同-3 (③) 法量は、口径20.2cm・器高6.2cmである。内面は黒色処理され、調整は内外面でヘラミガキを施す。ヘラミガキは口縁部の内外面で横方向、内面底部では放射状である。形態は丸底で深く、器高の1/2以下の外面に稜をもつ。口縁部は、そこから内弯気味に口唇部に至る。ただし、口縁部内面の輪郭は、下半が内側に膨らんで上半で内弯している。

このように、①～③の坏は内面が黒色処理された大振りの器で、内外面に同じようなヘラミガキの調整をもつ共通した特徴がある。したがって、①～③を形態の違いからそれぞれ下藤根坏a～c類に分類するが、個々には上述の特徴も兼ね備えているものとする。

(2) 東北地方7世紀前半の土師器

ここでは、下藤根坏a～c類の系譜を探る上で避けられない東北地方、特に北部における7世紀前半の供膳具について考察してみたい。東北地方北部でも殊にその南域を占める盛岡市以南は、東南北部の栗囲式を中心とする分布域と接するため、その影響が強く認められるようであり、これらの地域に注目して土器の検討を行う。

栗囲式は氏家氏による型式設定以来、7世紀前半中心の清水Ⅳ群土器・7世紀中から後葉中心の同Ⅴ群土器、栗遺跡の7世紀初頭以降としたⅠ～Ⅲb期土器群等と、郡山遺跡や御駒堂遺跡の資料を通じて、およそ7世紀から8世紀初頭に考えられている^(註33)。しかし、先行する住社式^(註34)に関わる上限や御駒堂1群土器の型式学的な位置付けに伴う下限などの問題、東北地方北部の



1～3：膳性遺跡E-7住（註38より転載）

第5図 岩手県・膳性遺跡出土土器

(註35)

資料を栗圀式の範疇に含める見解など、型式内容に不確定な要素を含んでいる。そして、これらの事を考慮した形で、栗遺跡19号住居跡、同12号住居跡、清水遺跡42号住居跡、塩沢北遺跡1号住居跡と出土土器の変遷順を示した古川一明・白鳥良一両氏の見解があり、最も古い段階の栗圀式として栗遺跡19号住居跡土器群を提示してある（第6図-17）。

(註36)

(註37)

以上の現状を踏まえて、年代を推定するのに良好な資料と考えられる、膳性遺跡E-7住居址の資料を基に進めていきたい。

(註38)

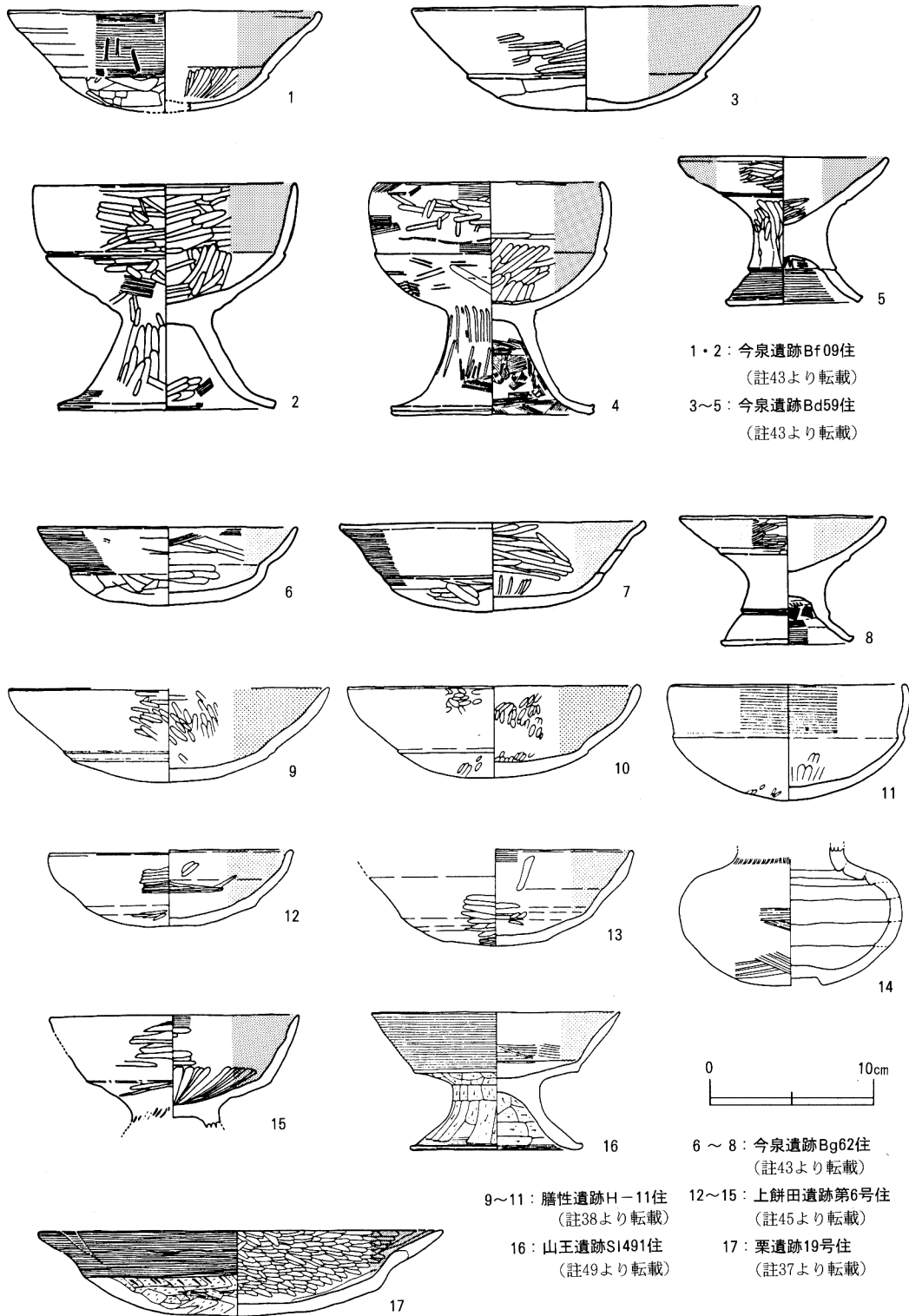
膳性遺跡E-7住居址の坏（第5図-1・2）と高坏（同-3）は共伴遺物である。1は丸底から口唇部にかけて連続的に内湾するもので、口縁部と底部の境には僅かに稜が付く。この坏は、東北地方においては稀な器形であり、関東地方鬼高期における関東系の土器と考えられる。これと形態の類似している例は、埼玉県東松山市舞台遺跡の5号住居址から出土しており（第7図-4）、そこでは比企型坏や関東産の須恵器を共伴している。この比企型坏は（同-1～3）、水口由紀子氏による変遷ではⅢ段階第2小期に当るが、そこでは共伴する須恵器から3つの小期に分けたⅢ段階を、6世紀末～7世紀初頭に推定している。したがって、膳性遺跡の1には、7世紀初頭頃の時期を考えておきたい。

(註39)

(註40)

同じく高坏（第5図-3）についてはどうであろうか。この高坏の形態は、後述する今泉遺跡のB f 09・B d 59住居址のもの（第6図-2・4）と全体的に類似している。B d 59住居址では、まったく異なった形態をもつ在地性の強い高坏（同-5）が共伴しており、この事からすれば、3は東北地方北部以外の土師器の系譜をもつか須恵器などの影響を受けた器形の可能性がある。この観点から比較したい資料に、やはり埼玉県東松山市青塚古墳出土の須恵器高坏（第7図-21）がある。この比較では、脚部に透しのない事や坏部の深さに対する脚部の高さが足りない相違点はあるものの、坏部全体の形態が類似している他、坏部中央に稜をもつ点、口唇部が短く外傾する点、脚端部がコ状を呈する点、脚裾部の径が口径に対して一回り短い点等が酷似している。したがって、高坏の3は須恵器の影響を強く受けていると判断さ

(註41)



1・2：今泉遺跡Bf09住
 (註43より転載)
 3～5：今泉遺跡Bd59住
 (註43より転載)

6～8：今泉遺跡Bg62住
 (註43より転載)

9～11：臈性遺跡H-11住 (註38より転載)
 12～15：上餅田遺跡第6号住 (註45より転載)
 16：山王遺跡S1491住 (註49より転載)
 17：栗遺跡19号住 (註37より転載)

第6図 岩手・宮城県における7世紀前半の土器

れ、冑塚古墳出土高杯の年代に近いと考えられる。そして、冑塚古墳出土の須恵器には7世紀初頭の年代が想定されており、膳性遺跡の高杯にも7世紀初頭頃の時期を考えておきたい。^(註42)

一方、杯の2についてはどうであろう。この杯は丸底の外反する形態で、全体的には浅く口径の大きい特徴をもっている。この器形は、直接年代を推定する資料に欠けるが、先に古川・白鳥両氏が栗罎式の最も古い段階として取挙げた栗遺跡19号住居跡出土のもの（第6図-17）と類似しており、栗罎式と言っても良い杯である。この杯は、前述してきた杯・高杯と共伴する事から、時期を7世紀初頭頃に考えることができる。この事は同時に、栗遺跡19号住居跡出土の栗罎式初期段階を7世紀初頭頃に位置付ける事でもある。

次に、膳性遺跡E-7住居跡から導かれた年代を基にして、今泉遺跡から出土した土器の年代を考えてみたい。

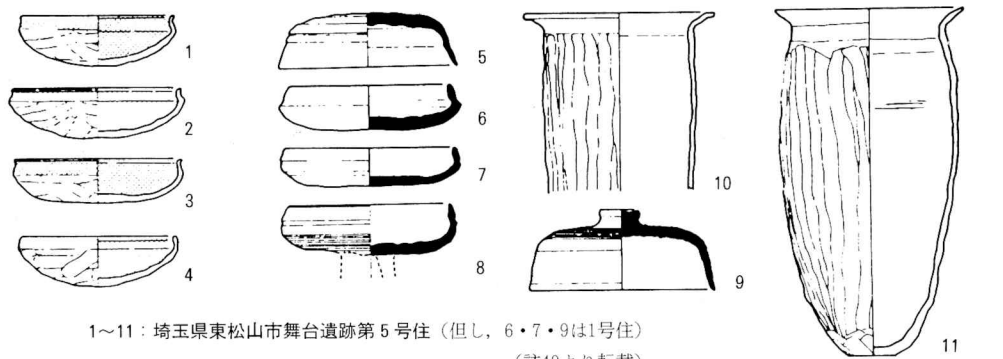
B f 09とB d 59竪穴住居跡からは、第6図の1・2と3～5がそれぞれ共伴して出土している。^(註43) 2と4の高杯は、膳性遺跡E-7住居跡出土高杯との比較で述べたように全体的に類似した形態を示すが、異なる点は口縁部の特に口唇部に近い部分の形状である。膳性遺跡の高杯が短く外傾するのに対して、2は直線的であり4は短く内湾している違いである。このような点から、2・4は膳性遺跡のものよりも後出と考えられるが、それ程かけ離れてた時期とは思われない、7世紀前葉に収まるものと考えられる。

またB f 09・B d 59の両竪穴住居跡では、丸底で器高の1/2以下に稜をもち、そこから一旦外反して口唇部付近で短く内湾する特徴のある杯が出土している（第6図-1・3）。そしてB d 59からは、杯部が漏斗状で脚部では裾部と柱部が高い位置で画され、脚上部が極端に厚い特徴をもつ在地性の強い高杯が出土している。これらの土器は、時期を想定した2・4の高杯と共伴する事から同じ時期が考えられる。

B g 62竪穴住居跡の高杯（第6図-8）は、B d 59の5と類似している。これらを比較すると、B g 62の高杯は、底がやや浅くなり脚上部がやや厚みを減じる事から、7世紀前葉の新しい段階から7世紀の第2四半期に収まる時期と推定される。これより、共伴している杯（同一6・7）も同様の時期が考えられる。

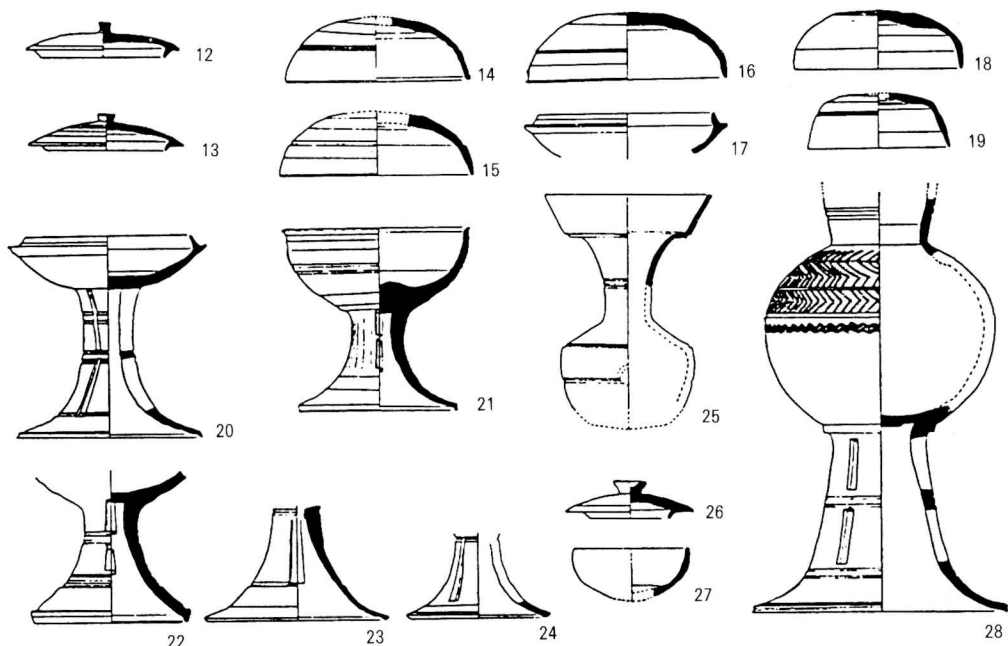
次に、年代の推定できる資料として、膳性遺跡のH-11住居跡出土土器^(註44)（第6図-9～11）と上餅田遺跡の第6号住居跡出土土器^(註45)（同一12～15）を取挙げてみる。

膳性遺跡の杯11は、丸底で器高の約1/2に稜をもち、口縁部はそこから直立するが上位で内湾する形態である。これは東北地方では稀な器形で、鬼高期関東系の杯と考えられるものである。これと形態の類似しているものは、静岡県富士市沢東遺跡にあり（第7図-30）、山本恵一氏は「土採り工事中に発見された石組炉から一括して出土したものであり、一括資料として捉えることができるものである。」とした上で、和泉式併行期の要素から6世紀前半に比定し

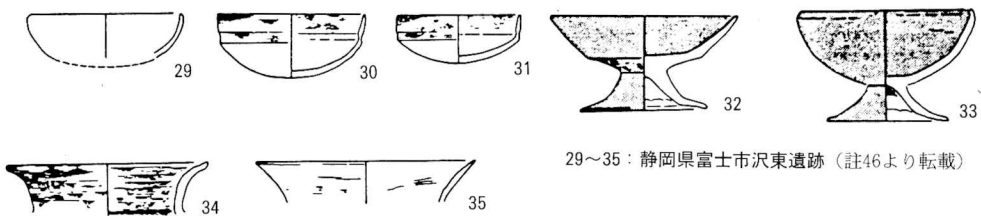


1~11：埼玉県東松山市舞台遺跡第5号住（但し、6・7・9は1号住）

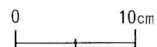
（註40より転載）



12~28：埼玉県東松山市冚塚古墳（註42より転載）



29~35：静岡県富士市沢東遺跡（註46より転載）



第7図 東北地方以外の年代推定資料

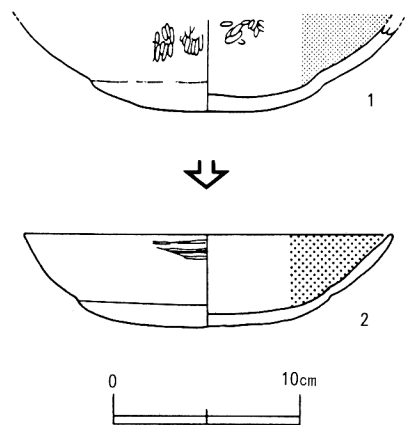
(註46)
 ている。しかし、沢東遺跡の30は、なたぎり遺跡出土土器を層位と型式から検討した長谷川厚
 (註47)
 氏の見解に当嵌めると、須恵器坏蓋の形態を模倣した器形の坏A 1系列のうちd段階に位置付
 けられるものである。その年代は、同じ段階の比企型坏の水口編年や有段口縁坏における田中
 広明氏の年代観から、6世紀末～7世紀初頭の時期が考えられる。したがって、11の坏は600
 (註48)
 年前後の可能性があるものの、ここでは今泉遺跡の坏と類似している他の坏の存在も考慮に入
 れて、11を含むこれらの坏を7世紀前葉に想定しておきたい。

上餅田遺跡の高坏15は、脚部が欠損しているものの「ハ」の字状の形態と思われる。この坏
 の坏部は、底部と口縁部の境が角張り、口縁部はそこから直線的に外傾する特徴を有している。
 これと比較的類似するものに、山王遺跡S I 491竪穴住居跡床出土の高坏（第6図-16）を挙
 げることができる。この高坏は、胴部下半に最大径をもつ下膨れの長胴甕と共伴し、栗圀式期
 (註49)
 の古い段階と考えられる。ここでは、覆土から出土した高坏・蓋・甕など時間的なまとまりを
 示すと思われる須恵器がおおよそ7世紀前半頃に考えられている事から、住居跡出土の栗圀式期
 土師器の年代とも整合している。また上餅田遺跡の15は、長い首をもつ壺（第6図-14）と共
 伴している。この壺の底面に凹部をもつ点は、6世紀以前の古い特徴である事はすでに先学の
 指摘があり、これが継承されている可能性がある。これらの事から、12～15の共伴する土器は
 7世紀前葉の時期が考えられる。

以上のように、いくつかの例から7世紀前半と思われる土師器について、その年代を想定す
 る作業を行ってきた。この事は、下藤根I期土器群の系譜を考察する上での基礎作業であり、
 前提となるものである。

(3) 下藤根坏 a～c 類の系譜

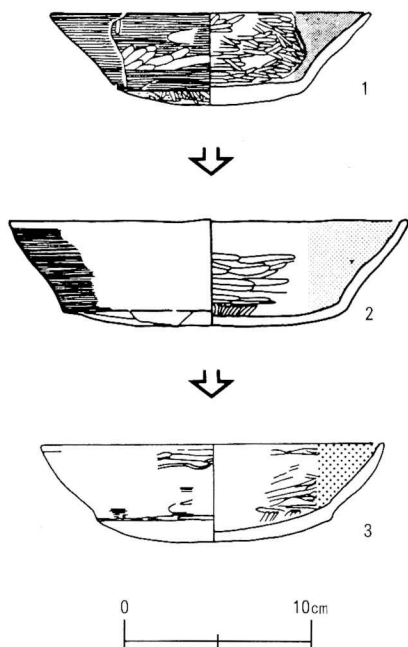
以下では下藤根坏 a～c 類について論じるが、特に形態の漸移的な変化に注目して、これらの器形を
 有する坏が成立する状況を系統的に整理したいと考えている。ところが、漸移的な変化を捉えるには固
 定した要素(A)と変化する要素(B)の二局面が
 必要であり、この変化する要素がはたして系統を同
 じくする個体間の変化として適性であるのか、とい
 う問題がある。しかし、この事の証明は至難の業で
 その点恣意的にならざるを得ず、僅かに土器の時間
 差をもって補填する演繹の妥当性に依拠した展開を
 図りたいと考えている。また、形態変化を特に重要
 視しているのは、土器製作技法上の成形と調整の過



1: 膳性遺跡H-11住 (註38より転載)

2: 下藤根遺跡第7号住 (註7 ")

第8図 下藤根坏 a 類の系譜

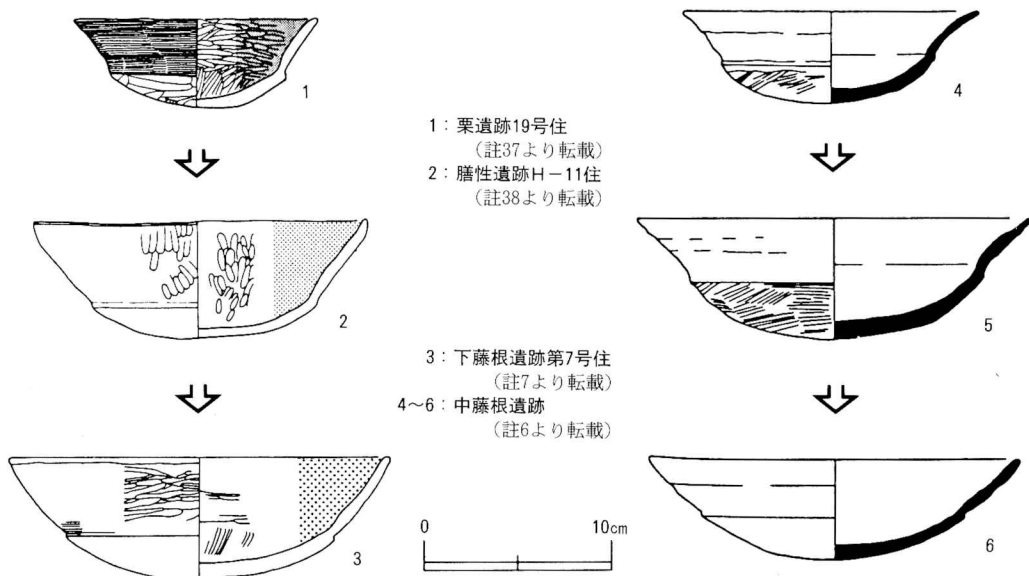


- 1: 栗遺跡19号住 (註37より転載)
- 2: 今泉遺跡Bg62住 (註43 ")
- 3: 下藤根遺跡第7号住 (註7 ")

第9図 下藤根杯b類の系譜

て、土器の変遷から①→②の変化が辿れる。

b類の系列では、栗遺跡19号住居跡の杯(第9図-1…ア)→7世紀前葉から第2四半期と



- 1: 栗遺跡19号住 (註37より転載)
- 2: 膳性遺跡H-11住 (註38より転載)
- 3: 下藤根遺跡第7号住 (註7より転載)
- 4~6: 中藤根遺跡 (註6より転載)

第10図 下藤根杯c類の系譜

程の中で、意図する形はこの成形段階で概ね決定されるという思考に基づくものである。^(註50)つまり、形態変化による系統性は、製作技法と直結している形態から派生した変化形態の連続、と考えたいのである。

以上を基本において、7世紀中葉と推定した下藤根杯a～c類と、前項で推定した各遺跡出土の杯を用いてa～c類の系統性を論じる。

a類の系列では、7世紀前葉と推定した膳性遺跡H-11出土土器(第6図-11)と共伴する杯(第8図-1…ア)→下藤根杯a類(同-2…イ)の変遷が考えられる。固定した要素としたAでは、器高1/2以下の内面に稜をもちそれに対応する外面に凹部をもつ点や、丸底でやや浅めの底部である点が共通している。また変化する要素としたBにおいては、口縁部の形態に注目すると、アでは稜から口縁部まで強い曲線で内弯する形態(①)、イでは稜から口唇部まで弱い曲線で内弯する形態(②)、と観察することができる。したがって、

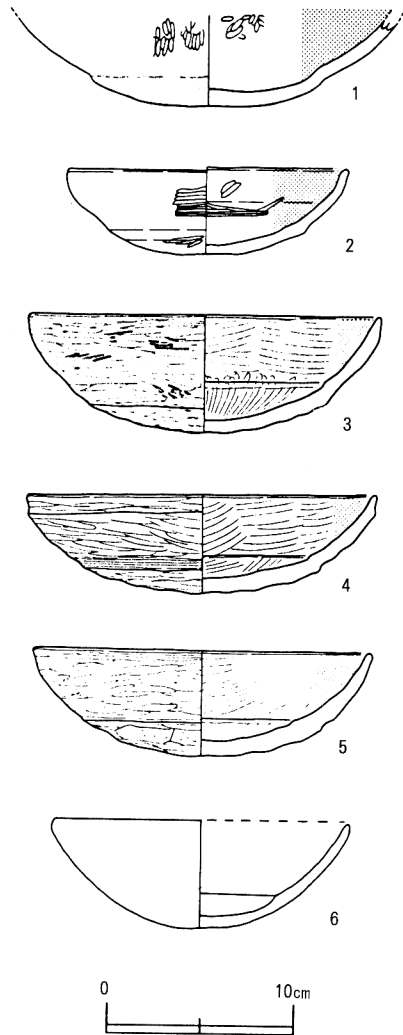
推定した今泉遺跡B g62堅穴住居跡の土器（第6図-6～8）と共伴する坏（第9図-2…イ）→下藤根坏b類（同-3…ウ）の変遷が考えられる。Aでは、外面に鈍角的な稜をもつ点や、平底風の丸底で低い底部である点が共通している。Bにおいては、同じく口縁部の形態変化に着目すると、アでは稜から口唇部まで連続的に外反する形態（①）、イでは稜から外反しそこから口唇部まで内弯する形態（②）、ウでは稜から小さく外反しそこから口唇部まで内弯する形態（③）、と観察することができる。したがって、土器の変遷から①→③の変化が辿れる。

c類の系列では、栗遺跡19号住居跡の坏（第10図-1…ア）→7世紀前葉に推定した膳性遺跡H-11住居址の土器と共伴する坏（同-2…イ）→下藤根坏c類（同-3…ウ）の変遷が考えられる。Aでは、外面に直角もしくは鋭角的な稜をもつ点や、丸底でやや深めの底部である点が共通している。Bにおいては、やはり口縁部の形態変化に着目すると、アでは稜から口縁部まで連続的に外反する形態（①）、イでは稜から大きく外反しそこから口唇部付近で小さく内弯する形態（②）、ウでは稜から短く直線的に移行しそこから内弯する形態（③）、と観察することができる。したがって、ここでも土器の変遷から①→③の変遷が辿れる。ちなみに、本類系列の同一遺跡における例として、下藤根遺跡と近い距離にあった中藤根遺跡が挙げられ、遺構外出土の坏（第10図-4）→同坏（同-5）→1号住居跡の坏（同-6）の変化を辿ることができよう。

このように、a～c類の系列における各共通点と口縁部形態の漸移的な変化は、同時にこれらの系統性を保証するものであり、各々ア→ウの系譜として捉えることができよう。

（4） 下藤根坏a類について

前項では下藤根坏a～c類の系譜について述べてみたが、a類とb・c類の比較における象徴的な事として、b・c類の坏が外面に稜をもつものに対してa類では内面にそれをもつという大きな相違点があった。この内面に有る稜は、a類の特徴である内弯する底部と内弯する口



- 1：膳性遺跡H-11住 （註38より転載）
- 2：上餅田遺跡第6号住 （註45 “ ）
- 3～5：田面木平(1)遺跡第57住(註53 “)
- 6：堀野遺跡第7号住 （註52 “ ）

第11図 東北北部型坏の分類

縁部によって形成されるものであり、逆の言い方をすれば、この稜が底部と口縁部で作る杯の器形を規制している事でもある。この種の、丸底の底部で内面に稜をもちそこから大きく内穹する口縁部をもつ器形の杯は、下藤根遺跡をはじめ櫻井第一型式で用いられた水沢市権現堂遺跡^(註51)、二戸市堀野遺跡^(註52)、八戸市田面木平(1)遺跡^(註53)など主に東北地方北部に特徴的に認められるものである。したがって、本論ではこれらの杯を、器形の特徴に内面黒色処理で全面ヘラミガキの技法上の特徴も加えた上で、東北地方北部に特有の杯と見做し「東北部型杯」と仮称して扱っていきたい。下藤根杯 a 類に代表されるこの名称は、汎日本的に見てもこの特徴に該当する在地の杯は見つけ難く、一地方を特色付ける上で妥当性を有するものと考えている。以下では、東北部型杯の類例とその系譜について述べてみたい。

ここでは、下藤根杯 a～c 類に関わる系譜やこれらの共存関係をさらに掘下げて解釈するために、東北部型杯の類例を提示しその具体相について若干まとめておくと、特に、7 世紀前半代と考えられる同杯の大まかな分類と、その中の一系譜について述べてみたい。

分類する杯の資料としては、膳性遺跡(第11図-1)、上餅田遺跡(同-2)、田面木平(1)遺跡(同-3～5)、堀野遺跡(同-6)のものを掲載してある。この内、田面木平(1)遺跡の杯(同-3)は内面稜の付き方に違いは有るものの、7 世紀前葉に推定した上餅田遺跡の杯(同-2)と形態が類似する。したがって、3 と共伴する杯(同-4・5)も同時期と考える事ができる。また、田面木平(1)遺跡の杯と共伴した長胴や球胴で形態の類似している甕が、堀野遺跡第7号住居址から同-6の杯と共伴して出土している。したがって、堀野遺跡の杯は7 世紀前半に考える事ができよう。また、他の杯の年代については、すでに指摘しているところである。分類は、稜の有り方から次ぎのように行った。

- a 類 内面の稜と外面の凹部が、器壁に対してほぼ直角に位置している(第11図-1)。
- b 類 内外面の稜が、ほぼ水平方向に位置している(同-2)。
- c 類 内外面の稜が、ほぼ垂直方向に位置している(同-3)。
- d 類 内外面の稜が、器壁に対してほぼ直角に位置している(同-4)。
- e 類 内面の稜と外面の凹部が、ほぼ水平方向に位置している(同-5)。
- f 類 内面の稜のみで、外面には稜や凹部を伴わない(同-6)。

これら a～f 類の分布域は、現在のところ、b～f 類では東北地方北部でも馬淵川流域を中心とした盛岡市以北に多く、a 類では福島県三貫地遺跡^(註54)で形態の類似した例が認められるものの、北上川や雄物川流域の盛岡市以南に中心をもつようである。

次に東北部型杯の内、e 類の系譜について考えてみる。東北地方北部の土師器については、宇部則保氏が青森県の馬淵川下流域の資料を詳細にまとめているが、その中の杯については、阿部義平氏等^(註55)の見解を是認した形で、「体部外面に通常みられる段、稜も当初強く残るものか

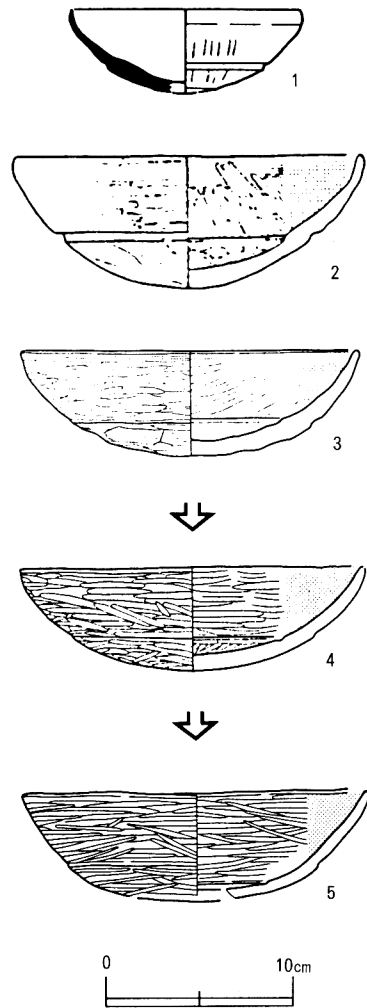
ら、次第に形式的となり、それが沈線に置き変わったり、さらにはそれらが消失していく～」
(註56)
 と述べている。以下でも、大筋はこの型式観を基礎に述べているが、**e**類の系譜を辿る上で東北北部型坏の定義から外れるものも含まれている事を断っておきたい。

ここで扱う資料は、堀野遺跡(註57)(第12図-2)、田面木平(1)遺跡(註58)(同-3)、田面木平遺跡(註59)(同-4)、見立山(2)遺跡(註59)のものであるが、これらの年代を推定する事から始める。東北北部型坏の諸要素が、最も誇張されている類としては堀野遺跡の2がある。そしてこれと形態の類似するものに、富山県小杉流通業務団地内遺跡群No.7遺跡の29号住居跡から出土した須恵器蓋を挙げる事ができる(註60)

(第12図-1)。これらは、内面の稜や盛上がり・外面の凹部・口縁部など形態が酷似しているが、さらにこの須恵器には7世紀第1四半期の年代が与えられている(註61)。したがって、これらの形態をもつ土師器と須恵器には、何らかの影響があったと推測される事から、堀野遺跡の2には7世紀第1四半期の年代を考慮しておきたい。

田面木平(1)遺跡の3については、すでに7世紀前葉に推定しているが、田面木平遺跡の第39号竪穴住居跡出土の4については、直接的に年代を推定する事ができない。この事から、見立山(2)遺跡の5について先に述べ、それを基に検討する事にしたい。

この遺跡の第4号竪穴住居跡から出土した5は、いくつかの床面やカマドから出土している土器と共に、床面から出土した良好な坏である。しかもこの土器の直下からは、破片資料であるが須恵器蓋が出土している。報告書によるこの須恵器の特徴は、「内面にカエリを有する。カエリの端部は欠損しているが、口端部より若干下方に突き出るようである。推定口径14.5cmで、口縁部は外反ぎみにやや開く。」とある。この住居跡の年代は、須恵器より7世紀後葉と考えられるが、調査者はこれを7世紀代とした上で土師器の年代観から8世紀中葉頃とし、この年代の開きを問題点として挙げている。ここでは、むしろ須恵器の年代観から、



1: 小杉流通業務団地内遺跡群
 No.7遺跡第29号住 (註60より転載)
 2: 堀野遺跡 (註56 ")
 3: 田面木平(1)遺跡第57住 (註53 ")
 4: 田面木平遺跡(1)第39号住
(註58より転載)
 5: 見立山(2)遺跡第4号住 (註59 ")

第12図 東北北部型坏の一系譜

見立山(2)遺跡の共伴する土師器を7世紀後葉と考え、5の坏にも同じ年代を与える立場を採っておきたい。

田面木平遺跡の4については、見立山(2)遺跡の5と比較すると、5が平底化する傾向を示すのに対して丸底の形態を保ち、口縁部においても彎曲度がやや強い。また田面木平(1)遺跡の3との比較では、3の内面の強い稜が4では沈線化したような弱い稜になる。したがって4は、^(註62)形式的には3と5の間に位置付けられ、両者の年代観から7世紀中葉と考えられる。

以上より、これらの坏は2・3→4→5の変遷が考えられるが、これらは内面の稜が沈線化する推移と共に、これらと対峙する外面の凹部の位置が、並列から高低差のあるものに時間差をもって推移する変化と読取る事ができる。このような特徴の変化は、東北部型坏 e 類の系譜を示すものと考えられる事ができよう。また、内面における稜や沈線の観察は、前述した宇部氏の外面における観察の推移と概ね適合したものとなっている。

^(註63)このように、東北部型坏の系譜の一端を述べてみたのであるが、これらの坏が、7世紀前半を中心に展開し後半ではその特徴をもちながら変質する様子を知る事ができるし、また逆に、それ自体が7世紀前半代における東北部型坏の独自性を裏付けている、と見る事ができよう。

5 ま と め

本論では、下藤根遺跡の竪穴住居跡出土遺物である第I期の土器を取挙げて、その共伴関係や形態・技法上の類似性から下藤根I期土器群の土師器を抽出した。そして、これら土器群の東北地方北部における位置付けを把握するために、第1にこれらの年代を推定し、次に竪穴住居跡の共伴遺物で形態を異にする3つの坏の系譜について論じてきたのである。これらの所謂櫻井第一型式に含まれる坏は、下藤根坏 a～c 類に分けられたのであるが、a 類の系統では東北地方北部を中心とする古段階東北部型坏の、b・c 類の系統では東北地方南部を中心とするやはり古段階栗圀式の系譜を引くものであった。そして、下藤根坏 b・c 類に至るまでの中間型式を提示したのであるが(第9図-2、第10図-2・5)、これらの坏の特徴は、まさに古段階東北部型坏と同栗圀式坏の折衷型式としての意味をもつと考えられるのである。

かって、桑原滋郎氏は「東北地方北部および北海道の所謂第I型式の土師器について」の中で、栗圀式と国分寺下層式に区分した砂押川遺跡の資料と東北地方北部や北海道出土の櫻井第一型式の資料を比較して、あえてと但し書きをした上で後者を国分寺下層式に比定し8世紀後半から9世紀半の年代を与えた事がある。^(註64)これらの併行関係や年代観については、多くの研究者による新たな提示のあった事はすでに述べてあるが、東北地方における北部・南部の接触・融合関係について直接的に言及したものはなかった。^(註65)

以上より下藤根坏b・c類は、前述の東北北部型坏と栗囲式坏の折衷型の坏を継承したものであり、さらに、組成においてこれらと東北北部型坏（下藤根坏a類）を同時に共伴している事実は、下藤根坏a～c類が従前の型式から発展解消し独自の定型化した型式内容をもつものと解釈されるのである。したがって、下藤根I期土器群は坏・埴・高坏・甗・大小の長胴甕・球胴甕など各器種が充実している点、それらの中でのバリエーションを備えている点、そしてこれらの土器が年代的に裏付けられている点において、一括性の強い良好な土器群と把握されるのであり、これらを「下藤根式」として把握する事を提案したい。そしてこの型式名は、横手盆地の小地域における古墳時代後期の土器内容を考察する上で最も有効性をもつと考えられる型式である。

最後に、本文では推論を重ねる事が多く前提となる資料をさらに補強する必要性を痛感しているが、東北地方北部と南部における確執と融合の時期を捉えた上で、横手盆地の土師器資料についての再評価を試みてみた。今後は特に、栗囲式の坏と対称性を為すと考えられる東北北部型坏の分布、東北北部における関東・北陸地方など土師器・須恵器の影響、そして東北北部型坏に象徴されるような地域文化の担い手について考察する事が課題として上るが、良好な資料の検出を待ってさらに検討を重ねていきたいと考えている。末筆であります、小論をまとめるに当っては多くの方々から貴重なご意見やご協力を戴きました。以下に銘記して厚くお礼申し上げますと共に、さらなるご教示とご批判の賜る事をお願い申し上げます。

池野正男 上野 章 宇部則保 大野 亨 小林 克 小松正夫 斎藤 実 桜田 隆
佐藤嘉広 庄内昭男 生内眞澄 杉本 良 関 豊 高橋信雄 高橋 学 高橋与右エ門
仲田茂司 長島栄一 長谷川秀厚 宮 昌之 村田晃一 船木義勝

註

- 1 男鹿市教育委員会『脇本埋没家屋第四次発掘調査報告書（小谷地遺跡）』男鹿市文化財調査報告書第2集 1982(昭和57年)
- 2 横手市教育委員会『オホン清水』横手市文化財調査報告10 1984(昭和59年)
- 3 西目町教育委員会『宮崎遺跡発掘調査報告書』 1987(昭和62年)
- 4 秋田県教育委員会『秋田ふるさと村(仮称)建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第220集 1992(平成4年)
- 5 秋田県教育委員会『一般国道7号八竜能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－寒川Ⅰ遺跡・寒川Ⅱ遺跡－』秋田県文化財調査報告書第167集 1988(昭和63年)
- 6 秋田県教育委員会『中藤根遺跡』 1974(昭和49年)
- 7 秋田県教育委員会『下藤根遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第39集

- 1976(昭和51年)
- 8 櫻井清彦「東北地方北部における土師器と竪穴に関する諸問題」『館址』東京大学出版会
1958(昭和33年) この中で氏は、東北地方北部の範囲を仙台平野以北の岩手・青森地区と
しているが、本論では特に断ったり異なった表記をしない限りは、青森県・秋田県・岩手
県を併せた現在の行政区画の範囲を指すものとする。同様に東北地方南部の範囲は、山形
県・宮城県・福島県を指すものとする。
 - 9 氏家和典「陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって—奈良・平安期土師器の諸問題—」
『柏倉亮吉教授還暦記念論文集 山形県の考古と歴史』山教史学会 1967(昭和42年)
 - 10 この高坏は、報告書の中での出土状況に関する記述はないが、調査を担当した庄内昭男
氏によれば床面から出土したとの事である。
 - 11 高坏の推移については、船木義勝氏の指摘がある。船木義勝「考古資料」『秋田県立博
物館ニュース』No.82 1990(平成2年)
 - 12 小松正夫「秋田県の土師器について」『考古風土記』第2号 1977(昭和52年)
 - 13 遠藤勝博・相原康二「岩手県南部(北上川中流域)における所謂第Ⅰ型式の土師器・前期土
師器の内容について」『考古学論叢Ⅰ』芹沢長介先生還暦記念論文集刊行会
1983(昭和58年)
 - 14 氏家和典「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史』第14号 東北史学会
1957(昭和32年)
 - 15 草間俊一「第九 土師器文化・先史期」『盛岡市史』盛岡市役所 1958(昭和33年)
 - 16 伊藤玄三「末期古墳の年代について—東北地方末期古墳出土遺物を通して—」『古代学』
第14巻3・4号 1968(昭和43年)
 - 17 船木義勝「第Ⅵ章 考察」『払田柵跡Ⅰ—政庁跡—』秋田県文化財調査報告書第122集
1985(昭和60年)
 - 18 利部修「秋田県」『古墳時代の竈を考える』第二分冊 財団法人和歌山県文化財センター
1992(平成4年)
 - 19 東北地方北部に関する土師器編年は、関 豊(1981)、高橋信雄(1982)、高橋与右エ門
(1982)、遠藤勝博・相原康二(1983)、伊藤博幸(1989)、宇部則保(1989)など岩手・
青森県の研究者によって、積極的に論じられてきている。
 - 20 蓋と身がセット関係にある有蓋坏には、蓋につまみの付くタイプ、蓋につまみが付きか
つ身にも高台が付くタイプ、つまみも高台も付かないタイプがあるが、本文では最後の合
子状を呈した形態を指す名称として用いる事にする。
 - 21 西弘海「御堂ヶ池群集墳出土土師器の編年」『土器様式の成立とその背景』西弘海遺稿集

刊行会 1986(昭和61年)

- 22 有蓋坏の最終段階には、再調整のヘラケズリを施さないにも拘わらず小型化の達せられない例も指摘されてきているが、この現象は、回転ヘラケズリが失われていく過程における地方色の発現と評価されている。菱田哲郎・奥西藤和「八代宮ノ谷窯跡出土の須恵器」『鬼神谷窯跡発掘調査報告』竹野町教育委員会 1990(平成2年)
- 23 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第31冊 1978(昭和53年)
- 24 小笠原好彦氏は、飛鳥第Ⅱ期の土師器杯Cを7世紀中頃の年代に想定しているが、総体では菱田哲郎氏の第2四半期とする見解に従っている。小笠原好彦「古墳時代末期の土器」『季刊考古学』第24号 雄山閣出版 1988(昭和63年)
- 25 藤原学「3須恵器の編年 A畿内」『古墳時代の研究』第6巻土師器と須恵器 雄山閣出版株式会社 1991(平成3年)
- 26 中村浩「須恵器による編年」『季刊考古学』第10号 雄山閣出版 1985(昭和60年)
- 27 後藤建一「湖西古窯跡群の須恵器と窯構造」『静岡県の窯業遺跡』静岡県文化財調査報告書第42集 1989(平成元年)
- 28 白石太一郎「畿内における古墳の終末」『国立歴史民族博物館研究報告第1集』国立歴史民族博物館 1982(昭和57年)
- 29 奈良国立文化財研究所「水落遺跡」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報12』 1982(昭和57年)
- 30 前掲註28に同じ。
- 31 a. 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所『大谷川Ⅱ』(遺構編) 静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告第11集 1987(昭和62年)
b. 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所『大谷川Ⅲ』(遺物編) 静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告第13集 1988(昭和63年)
- 32 先に甗が栗罎式や鬼高式に類似する事を述べてあるが、前者は前半代に後者も7世紀前半代のものに類似している点があり、この事から、下藤根遺跡の須恵器を敢えて伝世品と考える必要性はないと考えている。
- 33 杉本良「東京都八王子市石川天野遺跡出土の黒色土器の系譜」『東京考古』9 東京考古談話会 1991(平成3年)
- 34 加藤道男「宮城県における土師器研究の現状」『考古学論叢Ⅱ』芹沢長介先生還暦記念論文集刊行会 1989(平成元年)
- 35 伊藤博幸「陸奥国の黒色土師器—岩手・宮城地域」『東国土器研究』第2号 東国土器研究会 1989(平成元年)

- 36 古川一明・白鳥良一「2 土師器の編年 8 東北」『古墳時代の研究』第 6 巻土師器と須恵器 雄山閣出版株式会社 1991(平成 3 年)
- 37 仙台市教育委員会『栗遺跡』仙台市文化財調査報告書第43集 1982(昭和57年)
- 38 財団法人岩手県埋蔵文化財センター『金ヶ崎バイパス関連遺跡発掘調査報告書(Ⅱ)水沢市膳性遺跡』岩手県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第34集 1982(昭和57年)
- 39 埼玉県教育委員会『関越自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ』埼玉県遺跡発掘調査報告書第 5 集 1974(昭和49年)
- 40 水口由紀子「いわゆる“比企型坏”の再検討」『東京考古』7 東京考古談話会 1989(平成元年)
- 41 a. 金井塚良一・小峰啓太郎『冑塚古墳』東松山市教育委員会 1964(昭和39年)
b. 東松山市『東松山市史 資料編Ⅰ巻』市史編さん課 1981(昭和56年)
- 42 酒井清治「古墳時代の須恵器生産の開始と展開—埼玉を中心として—」『研究紀要』第11号 1989(平成元年)
- 43 岩手県教育委員会『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告Ⅺ』岩手県文化財調査報告書第60集 1981(昭和56年)
- 44 前掲註38に同じ。
- 45 岩手県教育委員会『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅹ』岩手県文化財調査報告書第59集 1981(昭和56年)
- 46 山本恵一「静岡県東部の古墳時代後期の土師器について」『沼津市博物館紀要』13 沼津市歴史民俗資料館 1989(平成元年)
- 47 長谷川厚「古墳時代後期土器の研究(1)—斉一性と地域性について—」『神奈川考古』第23号 神奈川考古同人会 1987(昭和62年)
- 48 田中広明「古墳時代後期の土師器生産と集落への供給—有段口縁坏の展開と在地社会の動態—」『埼玉考古学論集—設立10周年記念論文集—』財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1991(平成 3 年)
- 49 宮城県教育委員会『山王遺跡—仙塩道路建設関係遺跡平成 2 年度発掘調査概報—』宮城県文化財調査報告書第141集 1991(平成 3 年)
- 50 利部修「竹原窯跡における坏蓋の変化」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第 6 号 秋田県埋蔵文化財センター 1991(平成 3 年)
- 51 桜井清彦・小岩末治「岩手県水沢市権現堂遺跡調査報告—その伴出土師器の占むる位置について—」『考古学雑誌』第41巻第 2 号
- 52 福岡町教育委員会『堀野遺跡』1965(昭和40年)

- 53 青森県八戸市教育委員会『八戸新都市区域内埋蔵文化財発掘調査報告書－田面木平(1)遺跡－』八戸市埋蔵文化財調査報告書第34集 1987(平成元年)
- 54 新地町教育委員会『三貫地 田丁場A地点調査報告 田丁場B地点調査概報』新地町埋蔵文化財調査報告書 1978(昭和53年)
- 55 阿部義平「東国の土師器と須恵器－多賀城外の出土土器をめぐって－」『帝塚山考古学 No.1』 1968(昭和43年)
- 56 宇部則保「青森県における7・8世紀の土師器－馬淵川下流域を中心として－」『北海道考古学』第25号 1989(平成元年)
- 57 註56に同じ。この深いタイプのe類は、やはり堀野遺跡から出土している。関豊「二戸市内馬淵川段丘上の集落址出土の土師器について(奈良時代を中心に)」『中曽根Ⅱ遺跡発掘調査報告書(本文編)』二戸市教育委員会 1981(昭和56年)
- 58 八戸市教育委員会『八戸新都市区域内埋蔵文化財発掘調査報告書V田面木平遺跡(1)』八戸市埋蔵文化財調査報告書第20集 1988(昭和63年)
- 59 八戸市教育委員会『八戸市西霊園整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－見立山(2)遺跡－』八戸市埋蔵文化財調査報告書第38集 1990(平成2年)
- 60 富山県教育委員会『小杉流通業務団地内遺跡群 第3・4次緊急発掘調査概要』1982(昭和57年)
- 61 この須恵器は、上野章・池野正男両氏のご厚意で実見する事ができたが、その際に7世紀の第1四半期という年代をご教示戴いている。
- 62 口縁部の張りや内面の稜や外面の凹部の特徴から、型式学的には3と4との間を埋めると考えられる資料に、やはり田面木平遺跡第48号竪穴住居跡のものがある。これが須恵器長頸壺と共伴しており、宇部氏は前掲論文においてこの須恵器を、「この器種が7世紀中葉段階から他の坏、甕などと共に焼成されている～」と善光寺窯跡の調査成果〔木本元治・福島雅儀(1988)〕を紹介している。この事からすれば、4は7世紀でも後半代とすべきかもしれないが、第39・48号で共伴するそれぞれの長胴甕を下藤根遺跡のものと比較すると、各々の形態の類似したものが含まれている(第4図-5・6)。したがって、4を7世紀中葉段階に含める見解を採っておきたい。
- 63 このような例は、小井川和夫氏の分類で7世紀末～8世紀初め頃とした第1群土器の中に見出すことができる。氏は、真間式系土器との対比からこれらを在地の土器と規定した。そしてこの種の土器は、宮城県においてはあまり出土例がないとした上で、「東北地方北部の土器に共通する要素を多く備えたもの」という評価をすでに与えている。また、「第1群の段階において～宮城県北部は東北北部の土器圏に含まれていたとみることができ

- る。」と、広域的な視野から分布の問題にも触れている。小井川和夫「IV. 考察」『東北自動車道遺跡調査報告書VI』宮城県文化財調査報告書第83集 1982(昭和57年)
- 64 この論文で氏は、従来の形態重視の立場に加えて、調整手法を中心とした製作技法を駆使した坏の型式学的追及と、年代については多賀城周辺での変遷をもつ須恵器坏〔岡田茂弘・桑原滋郎(1974)〕の導入を図ったもので、東北地方北部と南部を比較するための方法論を提示した事で高く評価することができる。しかし、発掘調査例の少ない当時であってもは当然の事であるが、個々の遺物を対象にした徹底した型式論の分類とそれに基づく変遷は、同時に、同時性を保障されたバリエーションを論じられない矛盾をも備えているものであった。桑原滋郎「東北北部および北海道の所謂第I型式の土師器について」『考古学雑誌』第61巻第4号 1976(昭和51年)
- 65 櫻井第一型式と東北地方南部における型式間の問題は、桜田隆氏によって述べられているが、氏は特に共伴関係の重要性を強く指摘している。桜田隆「青森県における土師器第一型式の分類と編年の問題点」『考古風土器』第2号 1977(昭和52年)
- 66 土器型式などの遺物や遺構を基にした特色の把握は、最終的にはそれらを活用した人の考察を目的としたものでなければならず、東北地方における具体的なものとしては沼山源喜治氏の論考がある。沼山源喜治「陸奥北半における末期群集墳の性格」『北奥古代文化』第8号 北奥古代文化研究会 1976(昭和51年)

秋田県内における土製支脚について

柴田陽一郎

I はじめに

秋田県内において、土製支脚^(註1)について広く知られるようになったのは、昭和48年に磯村朝次郎氏の論稿が発表されて以来のことである。この中で、男鹿半島やその周辺部の製塩遺跡擬定地や、採集された製塩関係遺物が紹介され、それまで十分に周知されていなかった円筒形の土製支脚が、「製塩カマド用器台」もしくは「製塩用土器をのせるための脚台」と推測されている類例を紹介し、製塩関連遺物の可能性が示唆^(註2)された。

秋田県の古代遺跡は、昭和50年代以降の大規模開発に伴う発掘調査によって増加しつつある。その中で土製支脚は、製塩遺跡や製塩関係遺跡で、平底製塩土器とセットで使用されていたことが明らかになっている。また、古代の集落遺跡や城柵官衙遺跡・生産遺跡から、製塩遺構や製塩土器を伴わずに、土製支脚が出土する例が増えている。

そこで本稿では、秋田県内における今までの発掘調査例や採集例から、遺跡の立地と土製支脚の分布・出土状況・年代などを概観し、形態分類をとおして、県内出土の土製支脚の変遷について考え、さらに他県の類例などをもとにして比較・検討してみることにする。

II 県内出土の土製支脚

県内において、これまで土製支脚の出土が確認されているのは、23遺跡を数え（第1図・第1表）、いずれも奈良・平安時代のものである。このうち発掘調査によって土製支脚が出土したのは16遺跡である。県内の土製支脚の分布をみると、日本海沿岸に多く、特に県北部の能代・山本地方に集中する。これはこの地域で調査が多く実施された事にも起因するものと思われる。

以下では土製支脚の出土が確認されている各遺跡・地区の位置や立地、遺跡の性格や支脚の出土状況および遺跡の年代などについて地域毎に概観してみることにする。

なお、遺跡の所在地は第1表に記してある。また、遺跡名の後の（ ）内の数字は第1図・第1表中の遺跡番号と一致し、各遺跡毎の文献は文献番号を第1表に記している。さらに、土

製支脚実測図は縮尺1/4に統一している。

1 本荘・由利地方（子吉川下流域）

県内で発掘調査により、土器製塩関係の遺構に伴って、土製支脚が確認されているのは現在、由利地方のカウヤ遺跡、立沢遺跡の2遺跡である。

カウヤ遺跡（1）

本遺跡は日本海の汀線から約0.2kmの距離に位置し、標高21～34mの台地上に立地する製塩遺跡である。発掘調査は第1次・第2次と2回にわたり実施された。

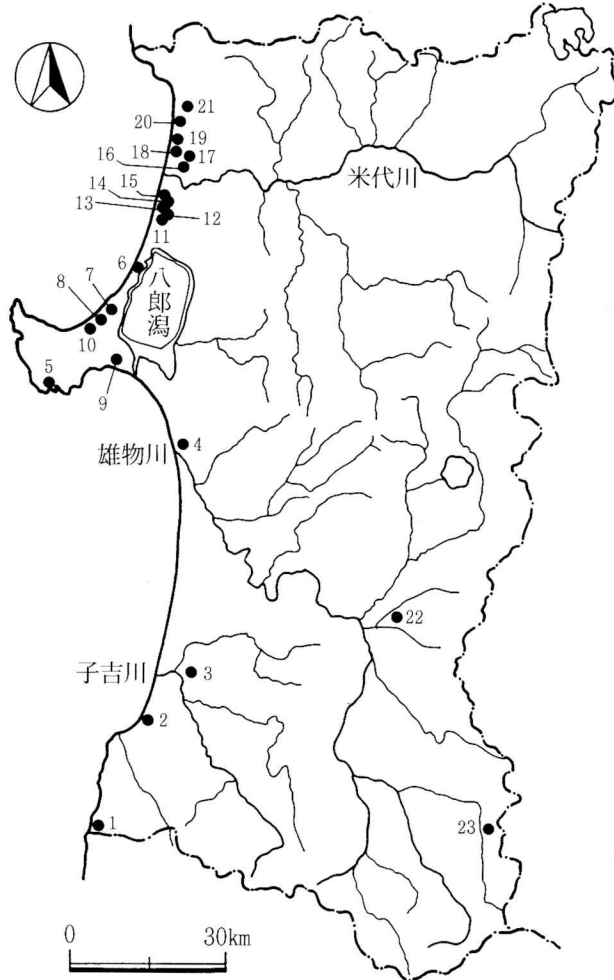
第1次調査では焼土遺構とそれに伴う平底製塩土器などが出土した。

第2次調査では竪穴住居跡や焼土遺構・石囲炉・溝跡など、奈良時代（第Ⅰ期－8世紀後半頃）と平安時代（第Ⅱ期－9世紀後半から10世紀前半頃）の2時期にわたる16遺構が検出された。

第Ⅰ期の遺構は、竪穴住居跡や焼土遺構・溝跡などがある。

このうち、竪穴住居跡（SⅠ12）

のカマド内から円筒形土製支脚や平底製塩土器の底部、床面もしくはそのやや上から須恵器杯、底部が包弾形を呈するタタキ目のある土師器長胴甕が出土した。土製支脚は3点（第4図1～3）出土しており、いずれも粘土紐の接合痕を残す。2は内面にわずかにハケメを施している。1は体部上半、2は体部下半のみ残存で、3は破片である。1は天井部径12.3cm、2は下端部径13.3cmである。この他、溝跡（SD05）からも出土（第4図4・5）した。5は底面出土で、



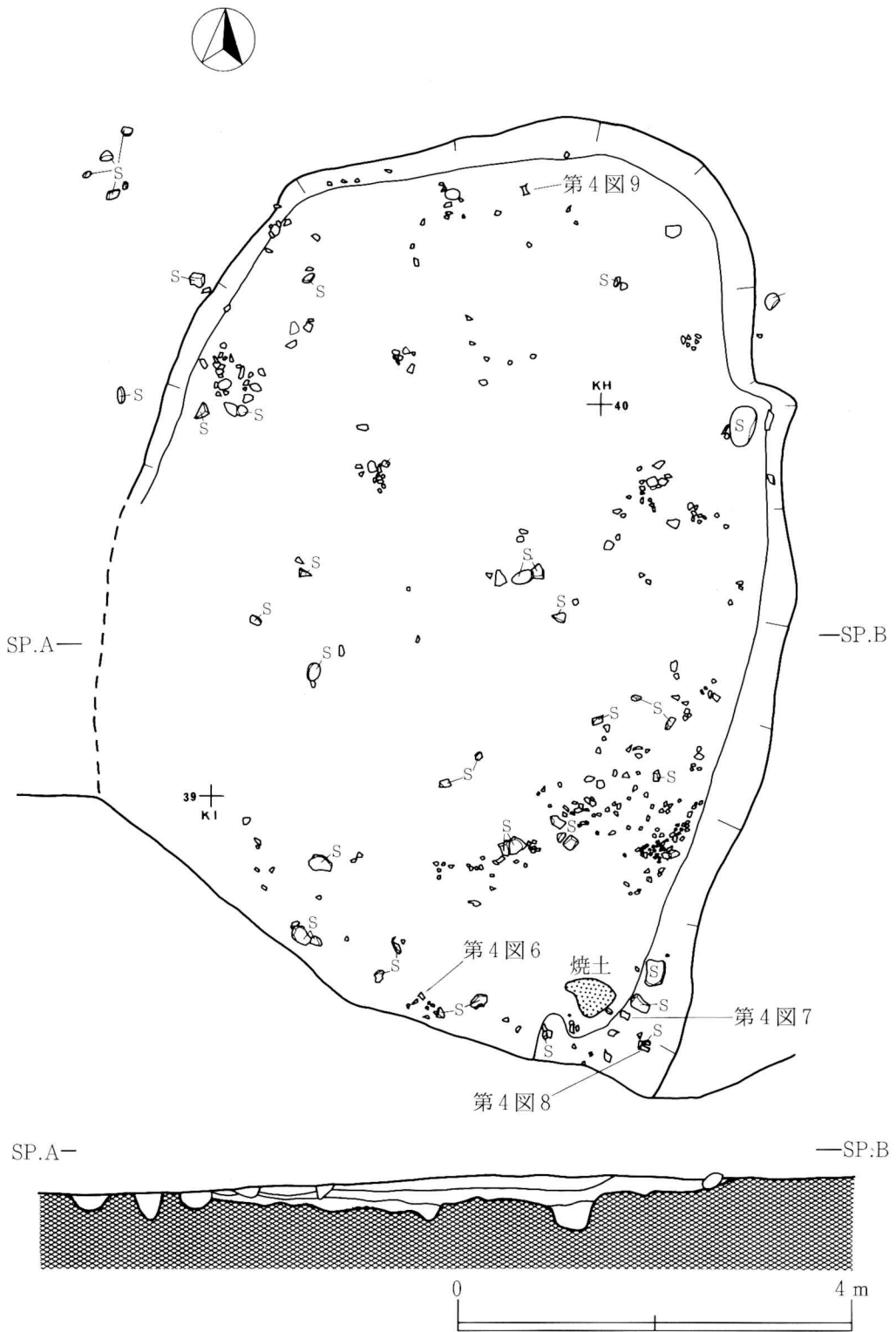
1. カウヤ 2. 立沢 3. 上谷地 4. 秋田城跡 5. 中山Ⅰ 6. 若美町釜谷地地区
7. 岡獅子館 8. 十文字松原 9. 頭名地 10. 三十刈Ⅰ 11. 福田 12. 十二林
13. 寒川Ⅱ 14. ムサ岱 15. 上ノ山Ⅱ 16. 重兵衛台Ⅱ 17. サントリ台 18. 竹生
19. 手前谷地尻 20. 峰浜村沢目地区 21. 土井 22. 弘田柵跡 23. 宮の前

第1図 遺跡位置図

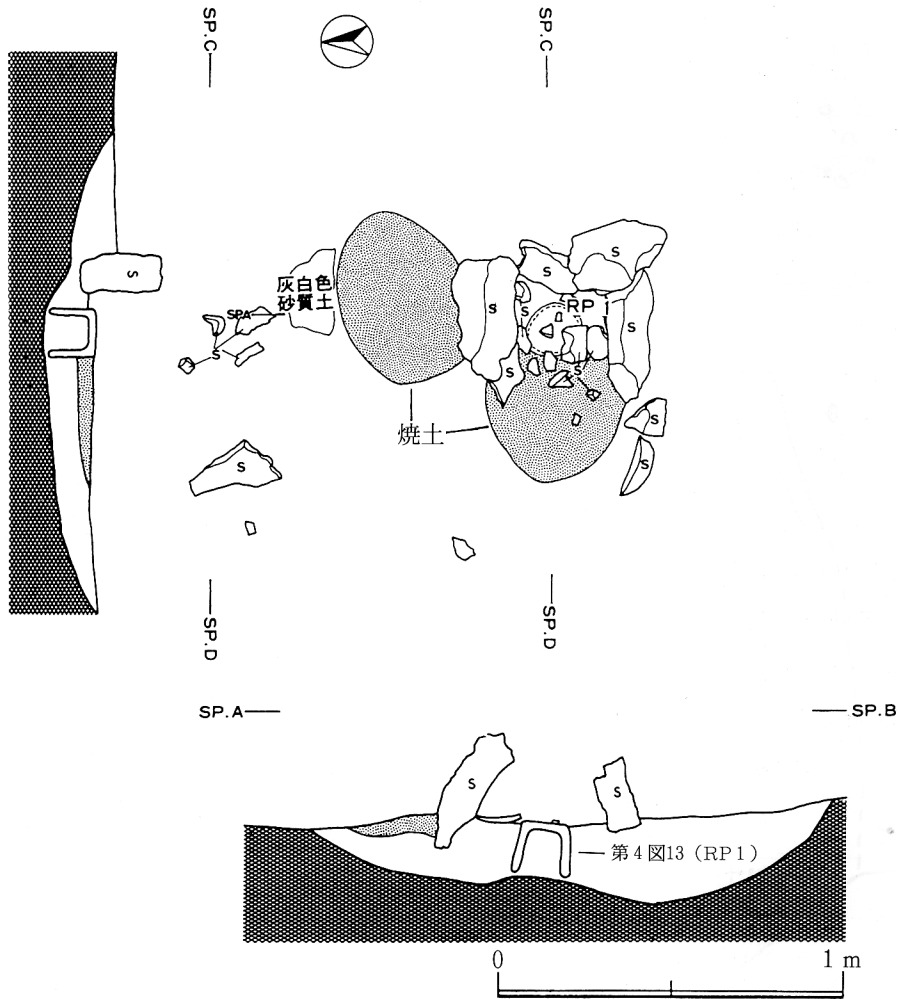
番号	遺 跡 名	所 在 地	性格、検出遺構・遺物など	文献
1	カウヤ (こうや)	由利郡象潟町小砂川字カウヤ58-3外	製塩遺跡、炉他、製塩土器、円筒形・棒状土製支脚	1, 2
2	立沢	由利郡仁賀保町立沢204番地外	集落遺跡、焼土、製塩土器、円筒形土製支脚	3
3	上谷地 (かみやち)	本荘市土谷字上谷地外	城柵官衙遺跡擬定地、円筒形土製支脚	4
4	秋田城跡	秋田市寺内字大小路・鶴ノ木	城柵官衙遺跡、円筒形土製支脚	5, 6
5	中山 I	男鹿市船川港椿字中山5-2, 21	製塩遺跡、焼土、製塩土器、円筒形土製支脚	7, 8, 9
6	釜谷地地区	南秋田郡若美町釜谷地地区	円筒形土製支脚	7, 10
7	岡獅子館	男鹿市五里合中石字岡獅子	円筒形土製支脚	7, 8, 9
8	十文字松原	男鹿市五里合中石字東山松原	円筒形土製支脚	7, 8, 9
9	頭名地 (かしらなち)	男鹿市脇本字頭名地	製塩土器、円筒形土製支脚	7, 8, 9
10	三十刈 I	男鹿市五里合箱井字三十刈176-3	集落遺跡、円筒形土製支脚	11
11	福田	能代市浅内字福田上野204外	集落遺跡、円筒形土製支脚	12
12	十二林	能代市浅内字十二林93-1外	集落遺跡、円筒形土製支脚	12
13	寒川 (さむかわ) II	能代市浅内字寒川家の上48番地	集落遺跡、円筒形土製支脚	13
14	ムサ岱	能代市浅内字ムサ岱	円筒形土製支脚	14
15	上 (うわ) ノ山 II	能代市浅内字上の山35・138番地外	集落遺跡、円筒形土製支脚	15, 16
16	重兵衛台 II	能代市板形字重兵衛台10-13	集落遺跡、円筒形土製支脚	17
17	サントリ台	能代市外荒巻サントリ台14-44	集落遺跡、円筒形土製支脚	14
18	竹生 (たこう)	能代市竹生字竹生	生産遺跡、円筒形・棒状土製支脚	18
19	手前谷地尻	山本郡峰浜村沼田字手前谷地尻	円筒形土製支脚	19
20	沢目地区	山本郡峰浜村沢目地区	円筒形土製支脚	14
21	土井	山本郡八森町字土井29番地	集落遺跡、円筒形土製支脚	20
22	払田(ほったの)柵跡	仙北郡仙北町払田字仲谷地25番地外	城柵官衙遺跡、円筒形土製支脚	21
23	宮の前	雄勝郡稲川町八面字宮の前65-1	集落遺跡、棒状土製支脚	22

※遺跡番号は遺跡分布図と一致する。

第1表 秋田県内土製支脚出土地名表



第2図 カウヤ遺跡 S×11その他の遺構



第3図 カウヤ遺跡 SQ04炉跡

体部径10.2cmである。

第Ⅱ期の遺構はその他の遺構や炉跡、焼土遺構がある。そのうち、その他の遺構（S X 11－第2図）は推定される平面形が楕円形で、長軸が9.38mと大規模で、土製支脚とともに須恵器杯、土師器杯、底部が包弾形を呈すると思われるタキ目のある土師器長胴甕が、多少の小礫と共に、壁際に沿って多く出土した。未調査区寄りの南東端にある焼土の周囲からは、土師器杯とともに製塩土器や両端がやや開く棒状土製支脚2点が横に倒れた状態で出土した。この形態の土製支脚は、遺構内から4点出土（第4図6～9）した。いずれも中実で、胎土に砂粒を混入し、指ナデを施し、外面は部分的に二次火熱によって赤変している。4点の法量は器高12.7cm～14.2cm、下端部は完形品の9で径が9.3cm～9.6cmである。その他に、遺構内の壁際

から円筒形土製支脚が3点出土（第4図10～12）し、この中に天井部中央が有孔となっているものが1点（11）ある。いずれも半分以下の残存であるが、10は天井部径12.4cm、11・12はややこぶりで11は天井部径9.8cmである。以上のように本遺構内の焼土は、周囲から土製支脚とともに製塩土器が出土したことから、製塩炉と考えられ、それに伴って土製支脚は円筒形と棒状の両タイプが同時に使用されていた事が判明した。

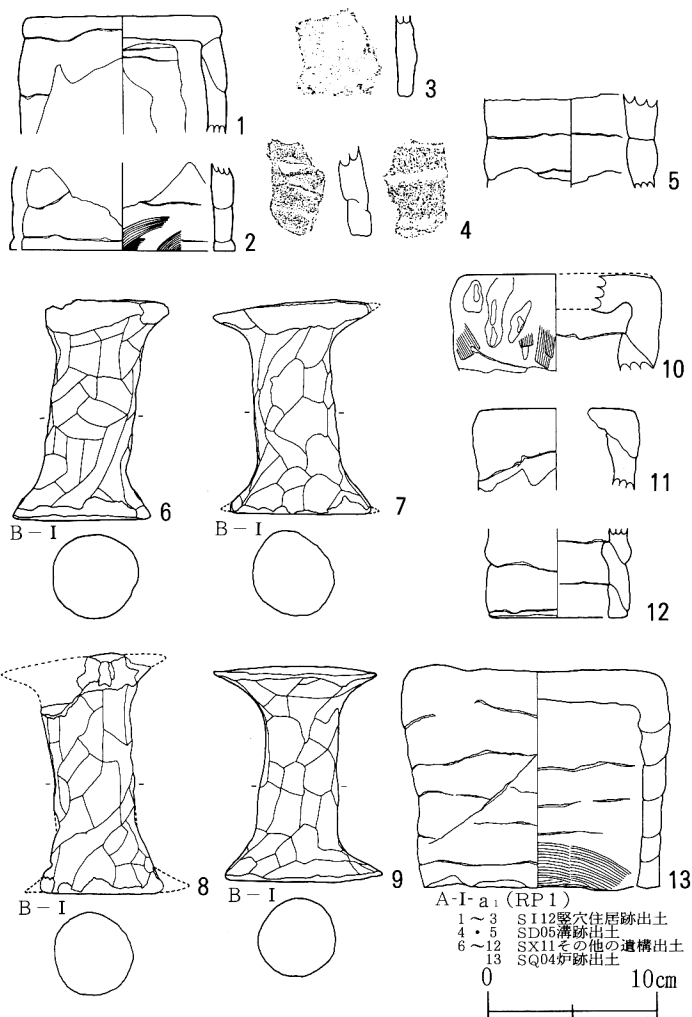
土製支脚は「コ」の字状の石組炉（SQ04-第3図）からも出土した。焚口部には焼土があり、炉底面には円筒形土製支脚（第4図13）が天井部を上にして埋設されていた。

内外ともに粘土紐の巻き上げ

痕が明瞭に残り、器高13.3cmで、天井部径15.5cmである。埋土中からは非ロクロで外面にハケメを施す土師器甕とともに製塩土器も出土した。

立沢遺跡（2）

本遺跡は日本海の汀線から約0.7kmの距離に位置し、標高18mの台地上に立地する。遺構は掘立柱建物跡・土坑・焼土遺構などが検出され、遺物は土製支脚の他、製塩土器・土師器・須恵器・墨書土器・陶磁器・木製品などが出土した集落遺跡である。Ⅱ区の土坑3基からは円筒形土製支脚や製塩土器が出土しており、第5土坑からは底面より、土師器杯とともに、器高11.4cm、体部最大径13.5cmの、体部中位に円孔のある円筒形土製支脚（第5図1）が出土している。体部は指頭オサエ・ナデ、天井部にも指頭オサエを施し、外面全てが二次加熱により灰白色から暗赤褐色をなし、胎土には1～2mmの細砂粒を含む。天井部には粗砂粒が付着している。



第4図 カウヤ遺跡出土土製支脚

他の2基の土坑からは製塩土器が出土し、他の土坑の周囲からも円筒形土製支脚が出土(第5図2~8)していることから、両者はセットで製塩に使用されていたものと考えられる。

遺跡の年代は、出土土器から、10世紀前半を中心とした頃と考えられている。

上谷地遺跡(3)

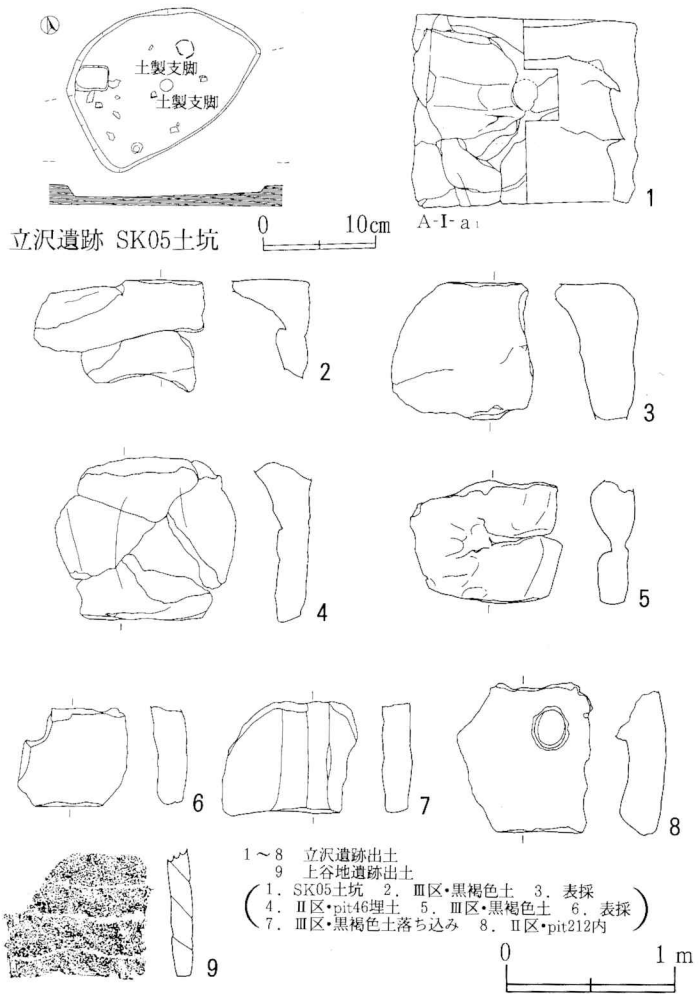
上谷地遺跡は日本海の汀線から約5km、子吉川までは0.5kmの位置にあり、標高7~8mの水田地帯に立地する、由利柵・由利駅に擬定されている遺跡である。遺物は採集されたもので、平安時代の土製支脚や須恵器・鉄製品・木製品などがある。土製支脚は下端部片(第5図9)で、粘土紐の接合痕を明瞭に残し、色調は橙色で、胎土に砂粒を多く含んでいる。外面には灰色の物質が付着している。

遺跡の年代は、出土土器から、10世紀代と考えられている。

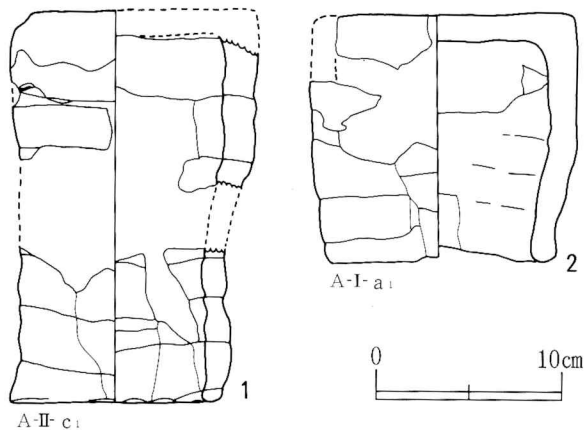
2 秋田市(雄物川下流域)

秋田城跡(4)

秋田城跡は昭和47年から継続的に発掘調査されている古代の城柵官衙



第5図 立沢遺跡・上谷地遺跡 検出遺構・出土土製支脚



第6図 秋田城跡出土土製支脚

遺跡である。本遺跡の西端は旧雄物川に隣接し、日本海の汀線まで2kmの距離に位置し、標高40m前後の高清水丘陵上に立地する。土製支脚は第17次・第18次調査で竪穴住居跡から4点出土している。

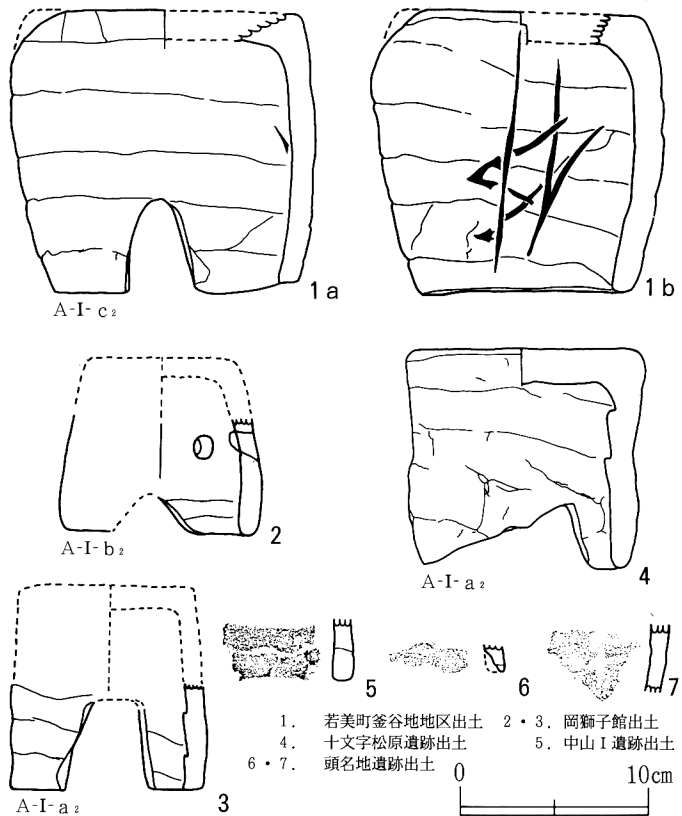
第17次調査は寺内字大小路の標高30~32mの南暖斜面の上面にある畑地を対象に実施され、竪穴住居跡42軒などが検出された。土製支脚はこのうちS I 201竪穴住居跡の埋土から3点出土した。いずれも「円筒形土器」として報告されているもので、色調は明褐色を呈し、中には下端部に切り込みが入るものもある。報告されている1点(第6図1)は幅3cm程の粘土紐の巻き上げ成形で、焼成は良好である。天井部は二次焼成により赤褐色で、砂粒が付着している。下端部は径11.2cm、器厚1.3cm、器高21cmで、体部の器厚0.8~1.8cmである。

第18次調査は寺内字鶴ノ木中央部で、東外郭線の東方約100mの、周囲より1段高い地点を対象に実施され、掘立柱建物跡、竪穴住居跡、井戸跡などが検出された。土製支脚はS I 289竪穴住居跡の床面から1点(第6図2)出土した。天井部は粘土板に6~7段の粘土紐を積み、接合部を指でわずかにナデるだけで、輪積み痕が明瞭に残り、色調は上半部は二次焼成で赤褐色を呈する。天井部には木目状圧痕が残り、径13.9cm、下端部径約12.1cm、器高13.2cm、体部の器厚1.1~1.6cmである。

両住居跡からは須恵器・土師器などとともに、ロクロ成形で二次調整を施さない、回転糸切りの赤褐色土器(杯)が出土していることから、その年代は9世紀中頃と推定される(註3)。

3 男鹿半島とその周辺部

男鹿半島とその周辺地域の土製支脚の出土遺跡は、冒頭でふれた磯村氏の論稿で紹介された5遺跡である。その中で、土製支脚と製塩土器が採集されたのは中山I遺跡と頭名地遺跡である。時期は5遺跡とも、伴出土器より、平安



第7図 男鹿半島とその周辺部出土土製支脚

時代中期以降と考えられている。この他、この地域では発掘調査によって土製支脚が出土した例は三十刈 I 遺跡だけである。

中山 I 遺跡 (5)

本遺跡は中山段丘崖の下で、海との比高差 2 m、標高 5 m に満たない日本海の汀線ぎりぎりの低位地に立地している。遺構は道路工事中に確認されたもので、大小の礫と焼土が存在していたこと、製塩土器の出土したことなどから、製塩遺跡に擬定されている。遺物は土製支脚、土師器杯・甕、製塩土器、管状の土製品で、このうち土製支脚は下端部だけの 1 点 (第 7 図 5) で、粘土紐の巻き上げ痕を有し、切り込みが入る。内外面とも火熱を受け、乳白色を呈する。厚さ 1.0 cm、推定内径 9.0 cm である。製塩土器は、外面に粘土紐の接合痕と剝離痕を残し、底部片から推定して平底製塩土器とされたものである。

若美町釜谷地地区 (6)

日本海の汀線からほど近い釜谷地集落の後背地から、円筒形土製支脚が 1 点出土 (第 7 図 1) しているが、詳しい出土地点や出土状況は不明である。体部上位に最大径があり、下半部がややすぼむ器形で、下端部に「V」字状の切り込みが有る。粘土紐の巻き上げにより製作されている。体部中位に「伴」の文字がへら書きされているが、その意味については不明である。外面は灰白色を呈し、粘土紐痕が明瞭に残る。器高 14.8 cm、天井部径 14.5 cm、下端部径 11~13 cm、器厚 1.0~2.5 cm である。

岡獅子館 (7)

本遺跡は日本海の汀線から約 1.6 km の距離にあり、舌状の潟西段丘面に立地し、その標高は約 70 m である。遺物は円筒形土製支脚 2 点 (第 7 図 2・3) の他に、土師器・須恵器も採集されている。2 点とも図上復原したものであるが、粘土紐巻き上げ成形である。2 は体下端部に「V」字状の切り込みを有し、体部に径 1 cm の小孔が穿たれている。色調は茶褐色を呈し、下端部の推定径 11 cm で、器厚 1 cm である。3 は体下端部には「U」字状の切り込みを有する。色調は全体が灰褐色であるが、下端部を中心に赤褐色を呈し、体部内外面に顕著な剝離痕が看取され、明らかに二次焼成を受けていることがわかる。胎土には細粒礫を含む。推定器高 12 cm で、下端部径が 9.5 cm である。

十文字松原遺跡 (8)

本遺跡は日本海の汀線から 2.5 km の距離にあり、標高は約 70 m の舌状の潟西段丘面に立地する。土製支脚は段丘面の傾斜地から多くの土器片とともに出土したもので、円筒形土製支脚 (第 7 図 4) である。下端部に「V」字状の鋭い切り込みが 2 箇所に対峙して作出されている。粘土紐巻き上げ成形で、外面は指頭で粘土を押しつぶし、内面ははみ出した粘土を削り取って二次調整を施している。色調は茶褐色を呈し、胎土には細砂粒を含む。器高 15 cm、天井部径 13

cm、厚さ1.5cmである。

頭名地遺跡（9）

頭名地遺跡は海の汀線まで約0.6kmで、標高約10mの砂丘地帯に立地する。採集された遺物はいずれも破片で、土製支脚が製塩土器や土師器杯・甕と伴って出土した。土製支脚は体部と下端部の2点（第7図6・7）で、いずれも円筒形土製支脚と思われる。粘土紐の巻き上げ痕を残しており、外面に乳白色の物質が付着し、内面は赤褐色、焼成は堅緻で、器厚1.3cmである。6の下端部は内面が剥落しており、「U」字状の切り込みが入る。

三十刈I遺跡（10）

本遺跡は、日本海の汀線から0.8kmの距離に位置し、標高26～30mの潟西低位地に立地する。遺物は縄文土器・石器、弥生土器、平安時代の円筒形土製支脚、土師器・須恵器などが出土した複合遺跡である。検出された遺構のうち、平安時代のものは竪穴住居跡6軒の他、掘立柱建物跡や土坑などがあり、土製支脚はS I 09竪穴住居跡の床面から1点出土した。実測図は報告書に未掲載であるが、体部下半のみの残存で、輪積痕を残し、色調は赤褐色である。下端部径15.2cm、現存部器高8.8cmである。

遺跡の年代は、出土土器から、9世紀前葉より遡る時期と考えられている。

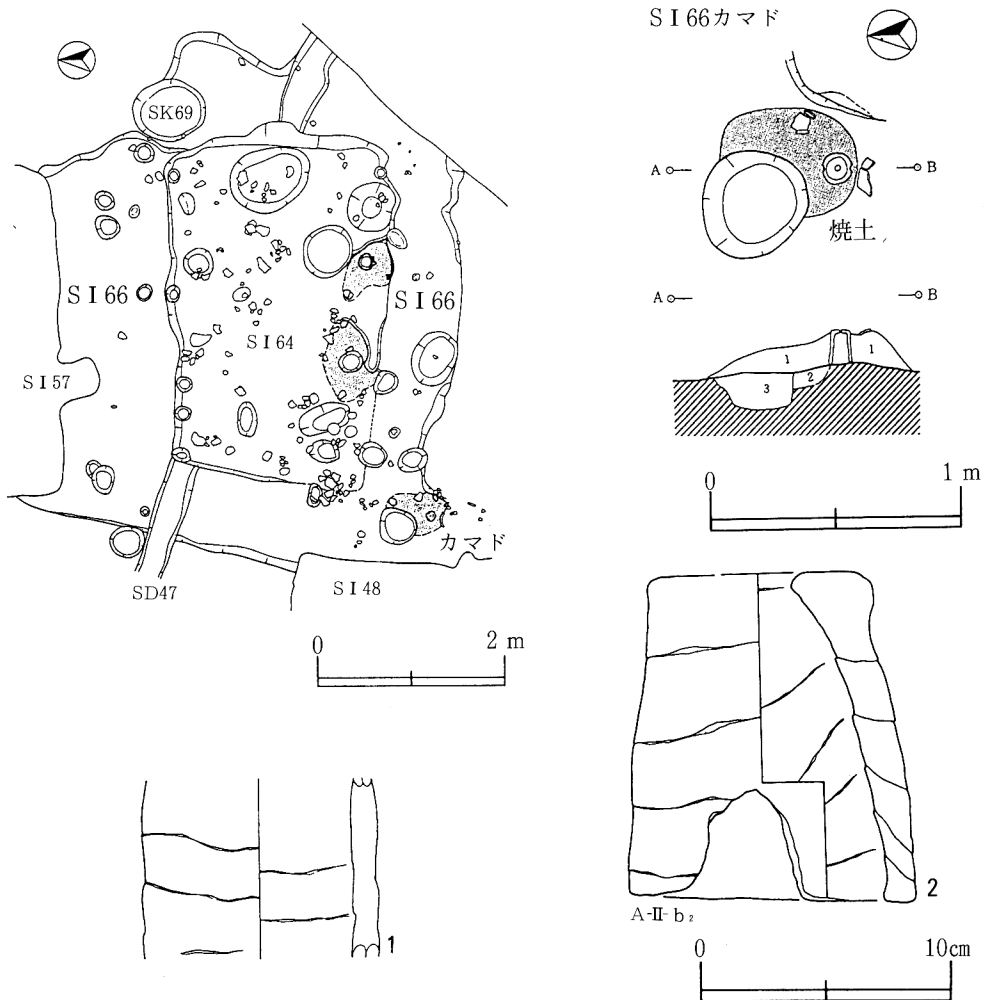
4 能代・山本地方（米代川下流域）

能代・山本地方では11遺跡からの出土例がある。下端部に「V」「U」字状の切込みがある円筒形土製支脚が多く、米代川右岸では6遺跡、左岸では5遺跡で確認されている。竪穴住居跡のカマド内からの出土が多いが、生産遺跡の竹生遺跡は製鉄関係のカマド状遺構から出土している。

以下の福田・十二林・寒川Ⅱの3遺跡は、米代川左岸にあり、日本海の汀線から3.1～3.3km東に、河口から8.5km前後南の距離に位置する。日本海岸砂丘の後背低地に臨む成合台地上に立地しており、その標高は25～37mである。

福田遺跡（11）

平安時代の遺構は竪穴住居跡19軒の他、掘立柱建物跡、土坑、焼土遺構、溝跡などが検出された集落遺跡である。遺物は円筒形土製支脚の他、土師器、須恵器、鉄製品、フイゴの羽口などが出土した。支脚は竪穴住居跡から2点（第8図1・2）出土しており、いずれも円筒形土製支脚である。1はS I 20竪穴住居跡のカマド周辺から出土したもので、体部破片であるが、粘土紐の痕跡が明瞭に残る。体部径は9.4cmである。2はS I 66竪穴住居跡のカマドの支脚として使われていたものである（第8図）。本住居跡は重複が激しく、その全容は不明であるが、残存部分から一辺4.4mを越すものと推定され、カマドは南壁西寄りに位置する。支脚は火床面に位置し、下端部に2箇1対の「V」字状の切り込みが入る。周囲の状況から原位置を保って



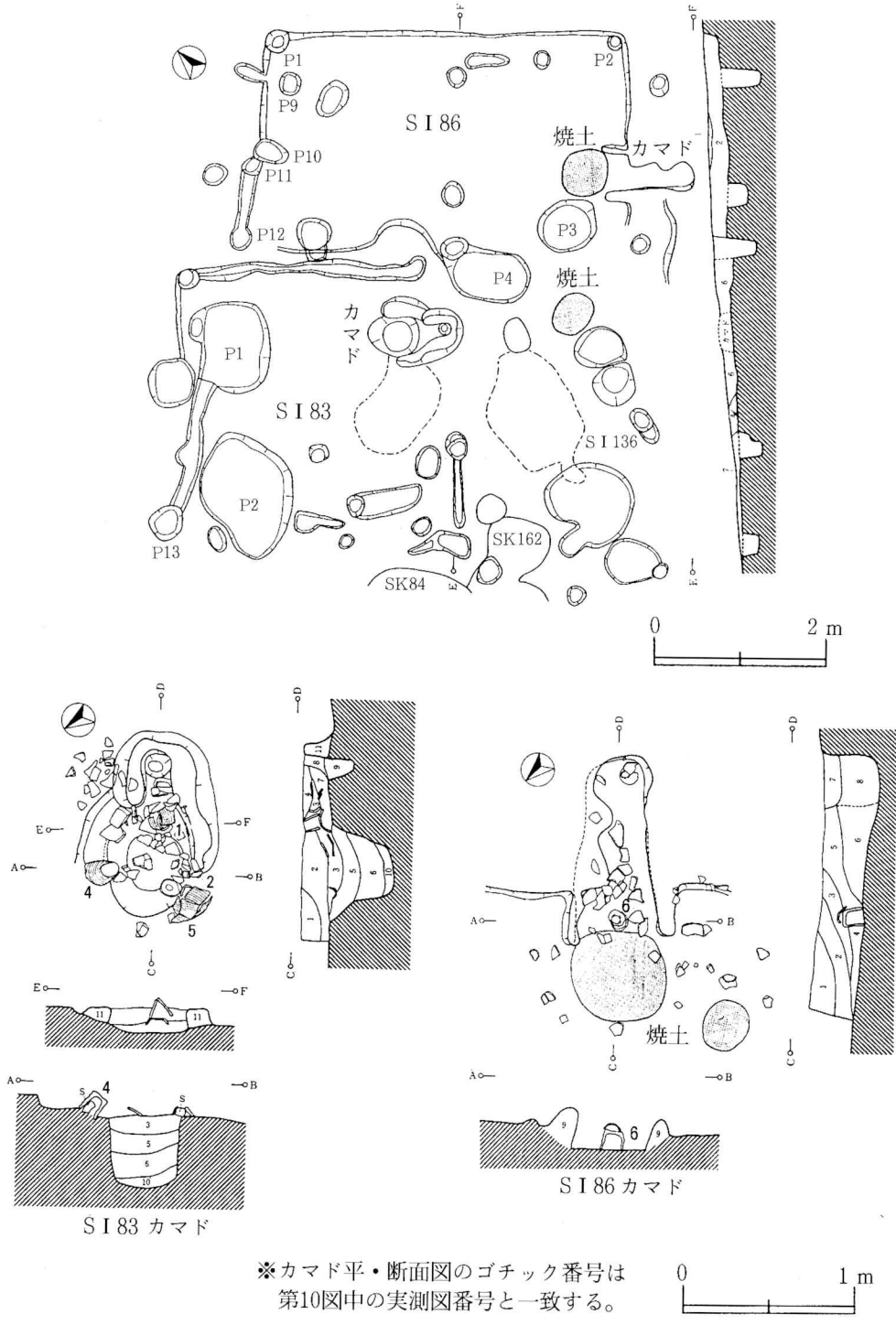
第8図 福田遺跡竪穴住居跡・土製支脚

いると考えられ、切り込みの位置が焚口と煙出しを結ぶ軸線上をまたぐ様に置かれている。器高12.9cm~13.3cm、天井部径9.0cm、下端部径11.6cmである。天井部は特に火熱を受け脆くなっていて、径2.5cm~3.0cmの孔があいているが、焼成前にあいていたのかどうかは判然としない。

両住居跡の年代は、出土土器から、9世紀後葉と考えられている。

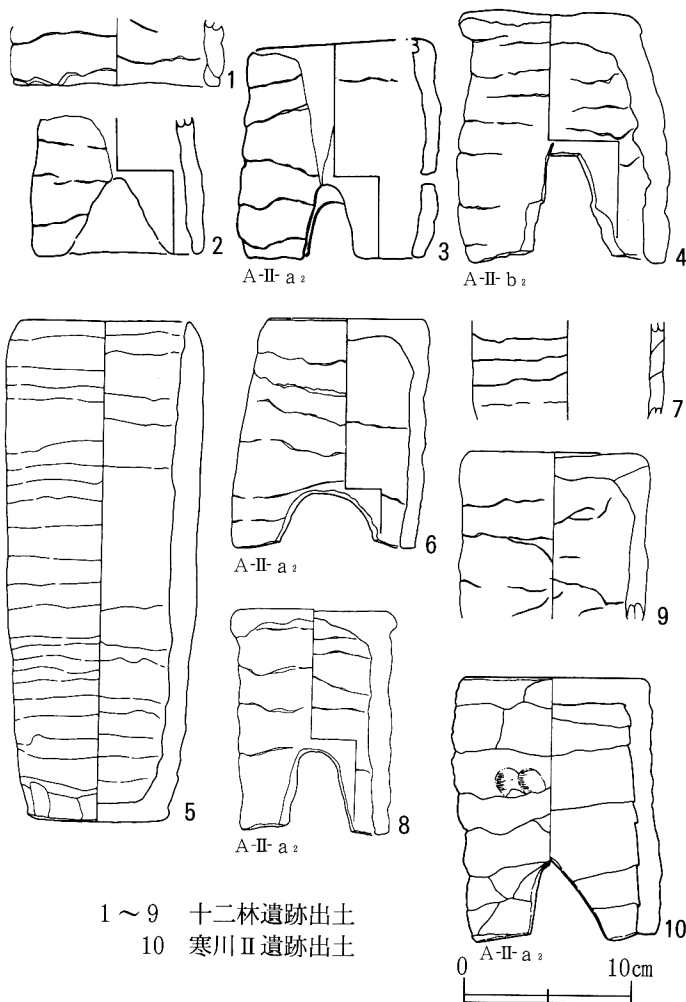
十二林遺跡 (12)

平安時代の遺構は竪穴住居跡12軒の他、掘立柱建物跡、土器焼成遺構、製鉄炉、地形式の須恵器窯跡などが検出された集落遺跡である。遺物は円筒形土製支脚の他、土師器・須恵器などが出土した。円筒形土製支脚は竪穴住居跡5軒から出土した(第10図1~9)が、このうちSI 183・86竪穴住居跡のカマド(第9図)からは5点が良好な状態で出土している。両住居跡は他のもう1軒の竪穴住居跡(SI 136)と計3軒の重複があるため、全体の状況は不明である



第9図 十二林遺跡竪穴住居跡・カマド

が、カマドの遺存状況は良好である。カマドの形態は他の竪穴住居跡のものとは異なり、袖部から煙出しにかけての本体部分を、粘土で馬蹄形に作っている。S I 83カマド内からは3点の土製支脚（2～4）が出土しており、いずれも下端部には2箇1対の「U」字状の切り込みが入る。3は燃焼部中央で検出されたもので、「U」字状の切り込みを結んだ線に直交する位置に径7mmの穴が2孔穿たれている。器高は12.7cm～13.2cmである。4は左袖部に芯材として用いられたもので、内側に切り石が入っていた。器高14.5cm～15.1cmである。2もカマド右袖の芯材で、内側に切り石が入っていたものである。



1～9 十二林遺跡出土
10 寒川Ⅱ遺跡出土

第10図 十二林遺跡・寒川Ⅱ遺跡出土土製支脚

この他にもカマド右袖の上面に置かれていた「筒状を呈する土製品」（5）が出土している。器高30cm、口径10.1cm、底径8.5cmで、土製支脚と似た作りで、0.7～1.8cmの粘土積み上げ痕が明瞭に残っているが、器高が円筒形土製支脚の倍ほどあり、口縁部が三角形様に薄くなっている点で円筒形土製支脚と異なるが、口縁部の作りと底外縁のヘラケズリ調整は製塩土器と似ている。他に類例がなくその用途は不明である。

6・7はS I 86竪穴住居跡から出土したもので、6はカマド燃焼部中央から出土したもので、この上には土師器坏が逆さに置かれ、両者とも二次火熱を受けて脆くなっていた。6は器高13.8cm、天井部径9.6cm、下端部径10.8cmである。7は上・下が欠けているもので体部径11.5cmである。8はS I 94竪穴住居跡のカマドの両袖から出土したもので、器高13.2cm、体部径9.0cmである。9はS I 136から出土したもので、下端部を欠き、天井部には砂粒が多量に付着し

ている。

遺跡の年代は、出土土器から、10世紀前半を中心とした時期と考えられている。

寒川Ⅱ遺跡 (13)

平安時代の遺構は堅穴住居跡16軒、土坑、製鉄炉、炭焼窯などが検出された集落遺跡である。遺物は円筒形土製支脚の他、須恵器、土師器などが出土した。土製支脚は1点出土（第10図10）している。10は7号堅穴住居跡のカマド右袖部から出土した円筒形土製支脚で、下端部に2箇1対の「V」字状の切り込みが入り、7本の粘土紐を継ぎ合わせて作っている。器高14.5cm、天井部径9.8cm、下端部径10.2cmである。

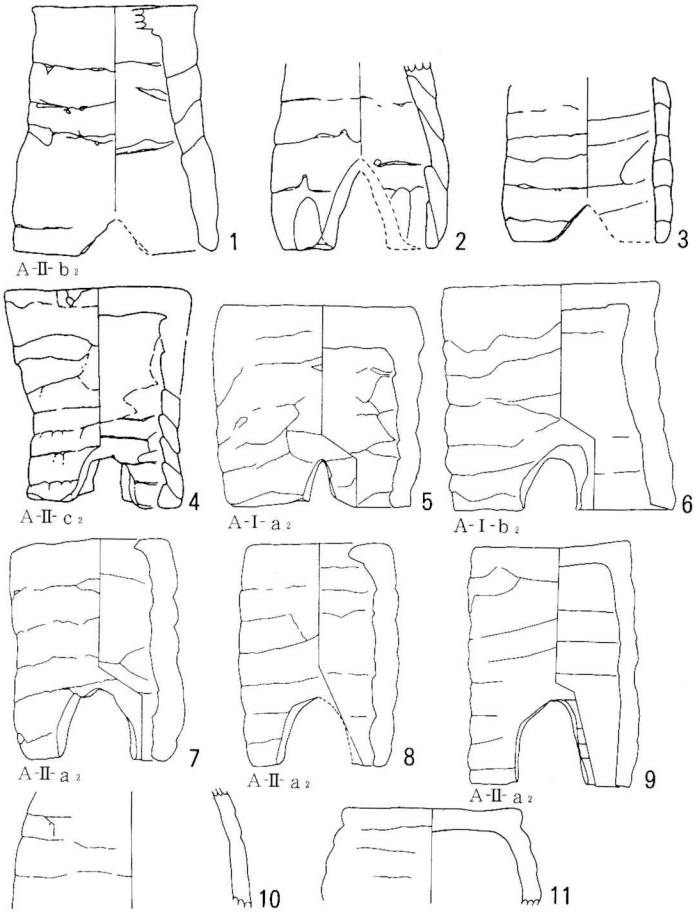
堅穴住居跡から出土した土器の年代は、報告書に明記さ

れていないが、隣接する福田遺跡や十二林遺跡の土師器杯と似た特徴をもつことから、9世紀後半から10世紀前半の間に収まるものと思われる。

上ノ山Ⅱ遺跡 (15)

本遺跡は日本海の汀線から3km、米代川河口までは6.5kmの距離にあり、標高30mほどの成合地上に立地しており、2回の発掘調査が実施されている。平安時代の遺構は堅穴住居跡、掘立柱建物跡、土坑などが検出された集落遺跡である。遺物は円筒形土製支脚や須恵器・土師器などが出土し、遺跡の年代は、出土土器から、10世紀後半～11世紀前半と考えられている。

第1次調査では平安時代の堅穴住居跡が20軒検出され、そのうち3軒の住居跡のカマドおよびその周辺の床面から4点出土（第11図1～4）しており、体下半部に「V」字状の切り込みが入り、外面は粘土紐の巻き上げ痕を残している。2・3は体上半部が欠損しているが、1・



1～4 第1次調査で出土
5～11 第2次調査で出土

第11図 上ノ山Ⅱ遺跡出土土製支脚

4は残存状態が良好である。1は胎土に細砂粒を含み、内・外面とも橙色を呈する。器高14.5cm、天井部径10.0cmである。4は胎土が精選され、色調は淡橙色を呈する。器高13.3cm、天井部径11.2cm、下端部径9.3cmである。

第2次調査では平安時代の竪穴住居跡が18軒検出され、そのうち6軒のカマドから6点（第11図5～11）の円筒形土製支脚が出土した。5～7、9～11は燃焼部、8は煙道部から出土した。10・11は同一個体と思われ、下半部を欠くが天井部径10.3cmである。他はいずれも体下半部に「U」もしくは「V」字状の切り込みを有し、粘土紐の痕跡を残している。5・6は器高11.8cm～13.7cm、天井部径11.3cm～12.6cmで、器高の割に天井部径があり、安定感のあるものである。7～9は器高13.1cm～14.4cm、天井部径8.4cm～9.3cmで、天井部径の割に器高があり、やや細身の観があるものである。

重兵台Ⅱ遺跡（16）

本遺跡は日本海の汀線から約3.5km、米代川から6kmの距離に位置し、標高26mの舌状台地上に立地する。検出された遺構は平安時代の竪穴住居跡3軒と土坑で、遺物は土製支脚の他、須恵器・土師器が出土した。土製支脚はS I 02竪穴住居跡の「焼土マウンド」から出土（第12図1）したもので、その中心部に据えられていた。内外面に粘土紐の巻き上げ痕を留め、胎土には粗砂粒を含み、部分的に二次焼成により赤褐色を呈し、下端部に「U」字状の切り込みが入る。器高13.1cm、天井部径11.2cm、下端部径12.2cmである。

遺跡の年代は、出土土器から、11世紀に近い時期と考えられている。

サントリ台遺跡（17）

本遺跡は日本海の汀線から約4kmの距離に位置し、標高40m前後の東雲台地上に立地する。遺構は平安時代の竪穴住居跡1軒の他、竪穴遺構や焼土遺構が検出され、遺物は円筒形土製支脚の他、須恵器、土師器や青（白）磁などが出土している。土製支脚は1点（第12図1）で、竪穴住居跡のカマドの火床部と考えられる場所に、天井部を上にした状態で出土している。下端部には1対の「U」字状の切り込みが入り、内外面に粘土紐の巻き上げ痕が明瞭に残る。内面と下端部は二次焼成により赤色を呈し、外面には乳白色の物質が付着している。器高12.9cm、天井部径10.5cm、下端部径9.5cmである。

遺跡の年代は、出土遺物から、11世紀前後と考えられている。

竹生遺跡（18）

本遺跡は日本海の汀線まで約2km、米代川まで約5.5kmの距離に位置し、標高30mの東雲台地北縁部に立地する。遺構は平安時代の竪穴状遺構1軒の他、カマド状遺構、製鉄関連遺構などが検出された。遺物は円筒形土製支脚の他、土師器、須恵器や、フィゴ羽口、鉄滓などが出土した。土製支脚（第12図3）は竪穴状遺構（S K I 01）に付設されたカマド状遺構（S X F

02) の燃焼部内より出土した。輪積み成形され、その痕跡を部分的に留めている。器高12.7cm、天井部径14.3cm、底径12.7cmで、天井部と下端部の径がほぼ同じ筒状で、下端部には切り込みがない。この他、天井部および下端部の1部が欠損しているが、現存部の器高6.2cm、下端部径5.5cmで、下端部がやや開く棒状の遺物が1点(第12図6)出土している。土坑(S K05)底面より直立した状態で出土したもので、部分的に赤変している。本遺構は、埋土に多くの焼土と炭化物が混入していることから、何らかの焼成に使用されたと考えられており、出土状況をも勘案すれば支脚として使用されたものと考えられる。

遺跡の年代は、出土土器から、9世紀後半を中心とした時期が考えられている。^(註4)

手前谷地尻遺跡(19)

本遺跡は日本海の汀線から0.7km東で、米代川河口の北へ5kmに位置し、能代砂丘西側緩斜面上の畑地に位置する。遺物は採集されたもので、土製支脚の他、縄文時代～続縄文時代の土器・石器、平安時代の須恵器・土師器などがある。土製支脚は破片1点(第12図7)のみであるが、器厚があり、胎土が粗く、二次火熱を受けていることなどから土製支脚の下端部と考えられる。

平安時代の遺物の年代については、須恵器・坏、タタキ目をもつ土師器長胴甕、ハケメをもつ甕の存在から、9世紀後半～10世紀初め頃と考えられている。

土井遺跡(21)

本遺跡は日本海の汀線から1.25kmの距離に位置し、八森地区南麓の標高45～50mほどの段丘上に張り出す、尾根の南斜面に立地している。平安時代の遺構は竪穴住居跡・竪穴遺構9棟の他、土坑などが検出された。遺物は円筒形土製支脚の他、土師器・須恵器・陶磁器やなどが出土した。土製支脚は第4号(S I04)竪穴住居跡のカマドより2点(第12図4・5)出土した。カマドは原形が損なわれており、その崩れた本体の粘土中から出土したもので、いずれも胎土に砂礫を多く含み、「V」字状の切り込みが入る。5は切り込みが相対して2箇所で作られているが、4は位置関係から3箇所と推定される。4は器高11.2cm、直径12.9cm、5は器高12.1cm、直径13cmである。

遺跡の年代は、出土土器から、10世紀前半頃と考えられる。

能代・山本地方ではこの他、ムサ岱遺跡^(註5)(14)発掘調査で出土し、峰浜村沢目地区(20)からも円筒形土製支脚が採集されている。^(註6)

5 県南の内陸部(雄物川上流域)

払田柵跡(22)

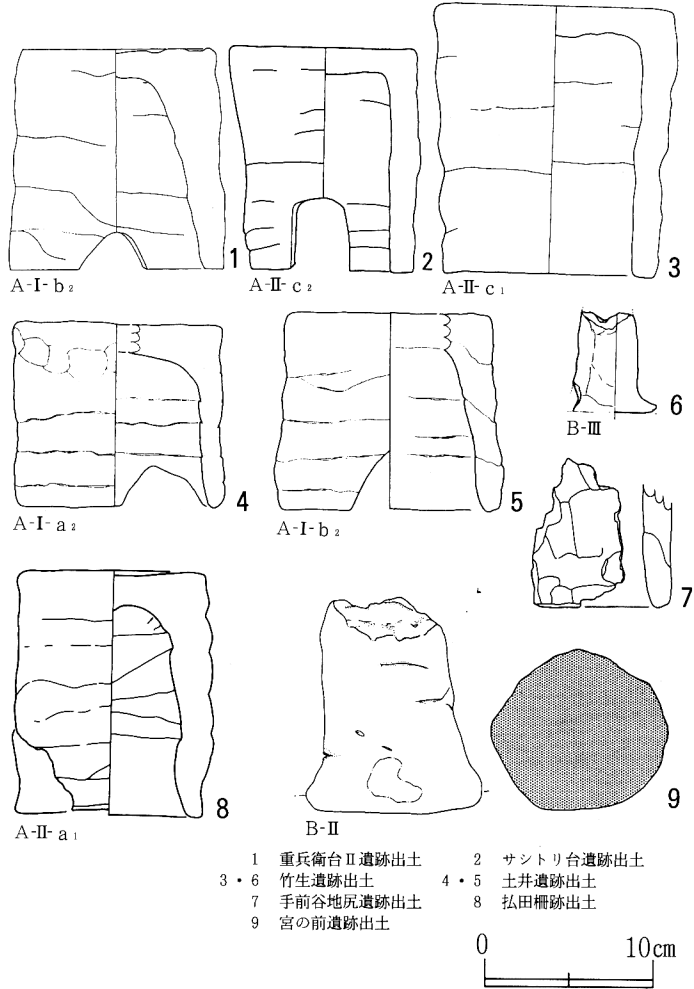
本遺跡は横手盆地の北寄りに位置し、昭和49年から継続的に調査されている古代城柵官衙遺跡である。土製支脚は外郭南門脇の第93次調査で旧河道（S L 1035）の砂利層から1点（第12図8）出土した。調査地は標高33m前後である。8は円筒形を呈し、下端部に切り込みはなく、内外面に粘土紐巻き上げ痕を明瞭に残す。胎土に砂粒が混入し、色調は内面は橙色、外面は乳白色を呈する。器高15.3cm、天井部径11.8cm、下端部径11.7cmである。

支脚の年代は、伴出した須恵器杯から、9世紀末～10世紀前半のものと考えられている。

宮の前遺跡（23）

本遺跡は、横手盆地の南端部にあり、雄物川の1支流である皆瀬川から1.5kmの距離に位置し、標高は123mの水田地帯の微高地上に立地する。遺構は平安時代の掘立柱建物跡、土坑、小穴などが検出され、遺物は土製支脚の他、土師器、フイゴ羽口などが出土している。土製支脚はI地区の柱穴より1点（第12図9）出土した。上部が欠損しているものの、形状は端部がやや開く棒状を呈する。色調は赤褐色で、体部や下端部および下端部外面は、加熱を受け、部分的に赤変している。胎土には細砂粒がわずかに混入し、体下半部～端部にはへら状工具や指頭による調整痕が残る。本遺跡からは焼土を伴う土坑が多く検出されていることから、支脚は何らかの焼成の際に土坑内で使用されたものと推定される。現存部器高13.1cm、下端部径10.9cm、体部径7.8cmである。

I地区の建物跡と土坑の年代は、出土土器から、平安時代末の11世紀後半から12世紀初め頃と推定されており、支脚もその時期の所産と考えて大過ないと思われる。



第12図 能代・山本地方、県南内陸部出土土製支脚

これまで県内の土製支脚が出土した遺跡について概観し、特にその出土状況や特徴について詳述してきた。これは遺構内での土製支脚の用途や形態別の特徴の違いを浮き彫りにしたかったからである。以下においては、本項で概観してきた事のうち、土製支脚の分布と出土状況について主なことを簡単にまとめてみる。なお、形態や年代については次項で述べる。

①本荘・由利地方の製塩遺跡（カウヤ遺跡）や製塩関係遺跡（立沢遺跡）では、土製支脚が製塩遺構から平底製塩土器と共伴する。カウヤ遺跡の石囲炉（S Q04）からは円筒形土製支脚が天井部を上にして、ほぼ使用されていた当時の原位置のままと思われる状況で出土しており、S X11においては棒状土製支脚と円筒形土製支脚が同時期に使われている。立沢遺跡の第5土坑からも円筒形土製支脚が出土している。

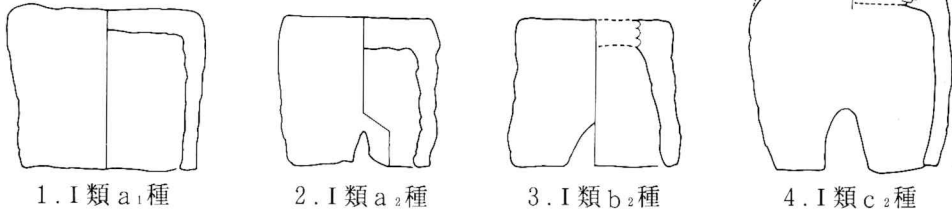
②能代・山本地方の集落遺跡では、製塩土器を伴わずに、竪穴住居跡カマド内から出土する例が多いことは既に述べた。例えば、十二林遺跡のS I 66竪穴住居跡では、カマドの火床面に位置し、周囲の状況から原位置を保っていると考えられ、下端部の切り込みの位置が焚口と煙出しを結ぶ軸線上をまたぐ様に置かれており、明らかにカマドの支脚として使われていたものである。また、S I 83竪穴住居跡例のように、土製支脚の他に切り石が支脚として使われていたと推定され、同地方の他遺跡の竪穴住居跡では土師器杯・甕、粘土などもみられる。

Ⅲ 土製支脚の分類と変遷

県内出土の土製支脚は、本稿で挿図中に示した復原品もしくはほぼ完形品など器形のわかるものは円筒形土製支脚41点、棒状土製支脚6点である。しかし、円筒形土製支脚は報告書に未掲載（秋田城跡17次調査で2点、竹生遺跡S X F 01カマド状遺構より1点、三十刈 I 遺跡のS I 09より1点）のものや、点数は不明だが、採集されたものなどを含めると計47点以上になる。また、報告書中に示された破片を1個体として数えるとその数は60点以上にのぼる。これら支脚はいずれも粘土紐の接合痕を明瞭に残す。また、二次火熱によって赤変しているものが多いが、これは前述の出土状況からもわかるように、製塩炉内や竪穴住居跡のカマドで支脚として使用されたためである。胎土には砂粒が混入し、器壁はザラザラして比較的脆い。以上のような特徴は製塩土器とよく似ている。

以下においては、いままで図示した土製支脚を、円筒形土製支脚と棒状土製支脚に群別する。次に、円筒形土製支脚は法量の比率で分け、さらに器形と切り込みの有無で細別し、棒状土製支脚は法量の比率と器形によって分けた。そしてさらに、切り込みのあるものを1、無いものを2として区別した（第13図）。なお、分類は各挿図の土製支脚実測図下部左に記載して

A群

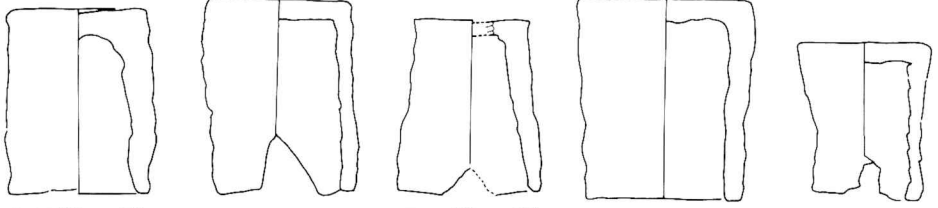


1. I類 a₁種

2. I類 a₂種

3. I類 b₂種

4. I類 c₂種



5. II類 a₁種

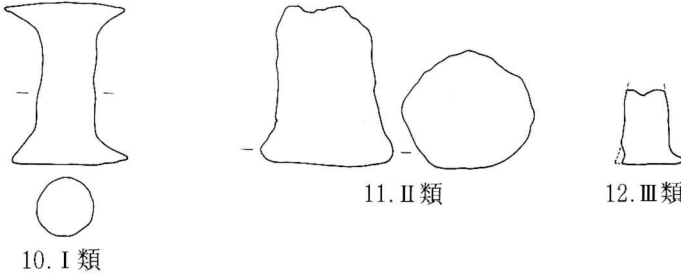
6. II類 a₂種

7. II類 b₂種

8. II類 c₁種

9. II類 c₂種

B群



10. I類

11. II類

12. III類

※大きさはいずれも1/6である。

第13図 土製支脚分類図

いる。

円筒形土製支脚をA群とし、棒状土製支脚をB群としてA群、B群の順に分類する。

A群 円筒形土製支脚である。

I類 天井部径に対する器高の比率が1/1以下のものである。

a₁種 下端部から天井部にかけてほぼ直すぐ立ち上がる器形である。下端部にかけて切り込みが無い。体部中央に円孔を穿つものもある(第13図1)。

a₂種 下端部から天井部にかけてほぼ直すぐ立ち上がる器形である。下端部に切り込みが有る(第13図2)。

b₂種 天井部径より下端部径が大きく、下端部がわずかに開く器形である。下端部に切り込みが有る(第13図3)。

c₂種 体部上位に最大径があり、天井部径より下端部径がやや小さく、下端部から天井部にかけて緩やかな曲線を描いて立ち上がる器形である。下端部に切り込みが有る(第13図4)。

Ⅱ類 天井部径に対する器高の比率が1/1以上のものである。

a₁種 下端部から天井部にかけてほぼ直っすぐ立ち上がる器形である。下端部に切り込みが無い（第13図5）。

a₂種 下端部から天井部にかけてほぼ直っすぐ立ち上がる器形である。下端部に切り込みが有る（第13図6）。体部上縁と天井部外縁が外に張り出すものや天井部中央に孔を穿つものもある。

b₂種 天井部径より下端部径が大きく、下端部が開く器形である。下端部に切り込みが有る（第13図7）。天井部中央に孔を穿つものもある。

c₁種 天井部径より下端部径がやや小さく下端部から天井部にかけてほぼ直線的に立ち上がる器形である。下端部に切り込みが無い（第13図8）。

c₂種 天井部径より下端部径がやや小さく、下端部から天井部にかけてほぼ直線的に立ち上がる器形である。下端部に切り込みがある（第13図9）。

B群 棒状土製支脚である。端部がやや外に張り出し、体部は棒状を呈するものである。

I類 端部径に対する体部径の比率が1/2ほどで、中実である（第13図10）。

Ⅱ類 端部径に対する体部径の比率が1/3以上で、中実である（第13図11）。

Ⅲ類 端部径に対する体部径の比率が1/3ほどで、端部外面中央から現存部の中ほどまで孔を穿っているものである（第13図12）。

次に、以上で分類した土製支脚の出土した遺跡・遺構とその特徴的なことや年代について、整理してみることにする。

A群

① I類 a₁種は体下端部に切り込みの無いもので、秋田城跡や由利地方のカウヤ遺跡、立沢遺跡から出土しており、年代は9世紀中頃から10世紀前半頃である。カウヤ遺跡例では石囲炉（S Q04）からの出土で支脚の使用法が良くわかる例である。下端部内面にハケメを施している。立沢遺跡例は土坑（第5土坑）からの出土で、体部中位に円孔を穿っている点が特徴的である。

② I類 a₂種は下端部に切り込みのあるもので、県北部の能代市・山本地方の土井遺跡、上ノ山Ⅱ遺跡（第2次調査）と男鹿半島周辺の十文字松原遺跡・岡獅子館から出土しており、年代は10世紀前半頃～10世紀後半である。切り込みは2箇所1対のものが多いが、土井遺跡例のように、3箇所と推定されるものもある。

③ I類 b₂種も下端部に切り込みのあるもので、県北部の能代・山本地方の土井遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡（第2次調査）・重兵衛台Ⅱ遺跡と男鹿半島周辺の岡獅子館から出土しており、年代

は10世紀前半頃～11世紀に近い時期が考えられている。復原品ではあるが、岡獅子館からは体部中位に円孔を穿っているものもある。

④Ⅰ類c₂種は体部上位に最大径があり、下端部から天井部にかけて緩やかな曲線を描いて立ち上がる器形である。器高と天井部径がほぼ同じで、下端部がややすぼむ。下端部「U」字状の切り込みが入り、体部に「伴」のへう書き文字が入っている。

⑤Ⅱ類a₁種は下端部に切り込みの無いもので、県南陸部の払田柵跡から出土している。年代は9世紀末から10世紀前半である。

⑥Ⅱ類a₂種は下端部に切り込みの有るもので、県北部の能代・山本地方の寒川Ⅱ遺跡・十二林遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡（第2次調査）から出土している。年代は9世紀前半から10世紀後半である。切り込みは2箇所1対で、十二林遺跡例のように体部に2箇所の円孔を穿つものや、上ノ山Ⅱ遺跡例のように天井部に円孔を穿った土製支脚も存在する。

⑦Ⅱ類b₂種も下端部に切り込みの有るもので、県北部の能代・山本地方の福田遺跡・十二林遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡（第1次調査）から出土している。年代は9世紀後半から11世紀前半である。福田遺跡・十二林遺跡例のように天井部端がやや外に張り出すものも存在する。

⑧Ⅱ類c₁種は下端部に切り込みの無いもので、秋田城跡や払田柵跡からの出土で、年代は9世紀中頃から10世紀前半である。

⑨Ⅱ類c₂種は下端部に切り込みの有るもので、県北部の能代・山本地方のサシトリ台遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡（第1次調査）から出土している。年代は11世紀前後から11世紀前半である。

B群

Ⅰ類はカウヤ遺跡例だけでS X 11（9世紀後半～10世紀前半）より4点一括して出土している。Ⅲ類は竹生遺跡より1点（9世紀後半）、Ⅱ類は県南内陸部の宮の前遺跡（11世紀後半～12世紀初め頃）より1点出土しており、Ⅰ～Ⅲ類とも他遺跡で例類の見られないものである。

今まで述べた事をもとにして土製支脚の変遷とその分布状況をまとめて見ることにする。

A群の中で最も古いものはカウヤ遺跡S I 12竪穴住居跡出土資料で、年代は奈良時代の8世紀後半頃である。本資料は出土点数が3点と少なく、しかも上半部と下半部の破片で全容を知りえるものはないが、やや小型で器高があまりないものと思われ、下端部には切り込みがない。器形は体部が下端部から直すぐに立ち上がるものと思われる。この類は、良好な資料が少ないものの、カウヤ遺跡S X 11その他の遺構（第Ⅱ期）や能代・山本地方の十二林遺跡S I 22 A 竪穴住居跡から出土しており、10世紀前半までは使用されている。カウヤ遺跡出土の下半部資料は下端部内面に、他の資料にみられないハケメ調整を施しており、カウヤ遺跡のS Q 04 炉跡（第Ⅱ期－9世紀後半～10世紀前半）出土の支脚にも同様な調整技法が用いられていることか

らも年代的に裏付けられる。また、カウヤ遺跡S X11からは焼成前に天井部に円孔を穿った支脚があり、この形態は能代・山本地方の十二林遺跡からも出土しており、10世紀後半まで残るようである。さらに、カウヤ遺跡S X11からは棒状土製支脚（B群Ⅰ類）が相伴している点にも特徴がある。

Ⅰ類a種、Ⅱ類a種の支脚は、上記の支脚と法量は異なるものの、体部がほぼ直つすぐに立ち上がる点で共通性をもつ。このうちⅠ類a₁種、Ⅱ類a₁種、Ⅱ類c₁種は下端部に切り込みの無いもので、秋田城跡や県南内陸部の払田柵跡などの城柵官衙遺跡や、本荘・由利地方のカウヤ遺跡（第Ⅰ期）、能代市・山本地方の竹生遺跡などの生産遺跡から出土している。時期は8世紀後半頃から10世紀前半までである。以上のように切り込みのない土製支脚は城柵官衙遺跡や生産遺跡で使用されており、カウヤ遺跡例以外は製塩土器を伴っていない点に大きな特徴がある。なお、報告書中では図示されていないが、報文や遺物を実見したところによれば、秋田城跡や竹生遺跡では切り込みのあるものも出土しているようである。また、Ⅰ類a₁種の中には本荘市・由利地方の立沢遺跡例のように体部中位に円孔を穿つ例があり、能代・山本地方の十二林遺跡からも出土（Ⅱ類a₂種）しており、時期的には、今のところ10世紀前半に限定される。男鹿半島周辺の岡獅子館からも出土（Ⅰ類b₂種）しており、時期は平安時代中期以降とされているが、本稿では上記の2遺跡例から10世紀前半頃と推定しておくことにする。以上のように体部に円孔を穿つ支脚は、立沢遺跡例の場合、下端部に切り込みが無く、製塩土器とセットで使われたと考えらる。一方、十二林遺跡例は、下端部に切り込みのある支脚で、一般集落からの出土である。これは、天井部の無い土製支脚の例からすれば、立沢遺跡出土の土製支脚が先行し、ややあって、十二林遺跡例のように、一般集落に普及していったものと考えられる。

下端部に切り込みのある土製支脚が出土する遺跡は、県北部の能代・山本地方に主体的に分布し、これらの遺跡は数km内陸部に入った台地上に立地する場合が多いことは前に述べた。これらの遺跡は、竹生遺跡を除いては、集落遺跡で、カウヤ遺跡・立沢遺跡のように製塩土器を伴う例は皆無である。時期は9世紀後半から11世紀前半で、他の形態の土製支脚に比べ、存続期間が長い。したがって数も多く、バラエティに富み、土井遺跡・十二林遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡のように、同一集落で別形態のものを同時に使用しており、形態別に使い分けはされていなかったことが看取される。既述のように切り込みのある土製支脚は、秋田城跡出土例から、9世紀中葉には出現しているようで、10世紀代にピークとなり、11世紀前半で終焉を迎える。

B群のⅠ類はカウヤ遺跡（S X11）で円筒形土製支脚と相伴している。Ⅲ類とともに9世紀後半～10世紀前半に使用されている。その後、ややあって平安時代末葉に、内陸部の宮の前遺跡で出土したⅡ類のような、どっしりした安定感のある土製支脚が使用されるようになる。

IV 県内出土土製支脚の位置づけ

製塩遺跡は現在日本全国で知られ、この中にあって若狭湾沿岸・能登地方から北陸地方の日本海側や、東北地方の陸奥湾沿岸と太平洋側の松島湾沿岸などでも出土し、それに土製支脚が伴うことが判明している。また、切り込みのある円筒形土製支脚が青森県や北海道の内陸部の集落遺跡から出土している。ここでは、それら他県の土製支脚の出土例を概観し、これまでみてきた秋田県内出土の土製支脚の系譜について考えてみることにする。

若狭湾沿岸の土器製塩は古墳時代前期の4世紀後半から始まり、平安時代後期の11世紀には終わる。この中にあって、土器製塩初期から製塩土器単体で製塩が行われていたが、平安時代の8世紀後半の傾(かたぼこ)式期になると独立した棒状土製支脚^(註7)が出現する。独立支脚の出現は「若狭の土器製塩技術の大革命」と評価され、「支脚の使用によって熱効率が極めて良好」になると考えられている^(註8)。支脚は傾式→吉見浜式→塩浜式の3段階の変遷が考えられており、10世紀代の吉見浜式支脚は「製塩土器本体に比べて……規格化して製作している」ことが指摘されている^(註9)。秋田県内の類似資料は、前述のようにカウヤ遺跡(SX11)に4点(I類)の出土例がある。4点の法量は器高12.7cm~14.2cm、端部径は完形品で9.3cmから9.6cmと広く、安定感がある。若狭の3タイプと比較して、器高だけから考えると安定感のある吉見浜式に近いと考えるが、いずれも頭部に浅い凹みをもち、器形は異なる。能登では奈良時代に入って、若狭の吉見浜式の前型式にあたる船岡式の系統をひく平底製塩土器が出現し、傾式や吉見浜式に類する独立した支脚が伴うようになる^(註11)。米浜遺跡では、傾式に類例が求められる、頭部に浅い凹みをもった中実の「円柱状支脚」が出土している^(註12)。この他、器形は異なるが新潟市の山田遺跡では、製塩用の小形土器とセットになるものと推定されている、中央部がややくびれた細長い鼓状もしくは円筒状となる土製支脚が出土している^(註13)。東北では岩手県内陸部の江刺家遺跡(10世紀後半~11世紀)の竪穴住居跡カマド燃焼部から1点の出土例があり、形態・調整技法ともカウヤ遺跡出土の棒状土製支脚と類似する^(註14)。

能登の寺家遺跡では「平底製塩土器の底部を抜いて、円筒状にした支脚」が出土し、8世紀第2四半期には既に円筒形土製支脚が出現している^(註15)。カウヤ遺跡SX11出土の円筒形土製支脚資料は、技法的にその系統をひく類かと推定される。富山県では庄家跡と考えられるじょうべのみ遺跡で、立沢遺跡出土資料(A群I類a1種)と同じ、体部に円孔を穿つ円筒形土製支脚が平底製塩土器と共に出土しており、その年代は平安時代前期と考えられている^(註16)。また、宮城県松島湾沿岸の江ノ浜貝塚でも、平安時代前期のものと考えられる出土例があり、北陸と東北の結びつきが指摘されている^(註17)。このことは円筒形土製支脚が、北陸地方の一般集落からは出土

せず、平底製塩土器が伴う能登以東の土器製塩遺跡ないし製塩土器出土遺跡に限られていること^(註18)からも伺われる。

青森県の陸奥湾沿岸では東北の中でも製塩遺跡の数が多く、9～10世紀の白砂式製塩土器^(註19)（仮称）とともに、棒状土製支脚・円筒形土製支脚の出土例が多く、土製支脚と製塩土器の伴出する北限である。この地域では、能代市・山本地方に多くみられる、下端部に切り込みの入る円筒形土製支脚が一般集落から製塩土器とともに出土する例がみられる^(註20)。この切り込みを有する支脚は、北海道南部にあるサクシュコトニ遺跡（9世紀中葉一擦文時代中期前半）の堅穴住居跡カマド内などから出土している^(註21)。現在確認されている土製支脚の北限である。

土製支脚は、以上のように、若狭湾から青森県にかけての日本海沿岸と陸奥湾、それに太平洋側の松島湾沿岸に多く分布している。このことは、カウヤ遺跡・立沢遺跡例からもわかるように、土器製塩と無関係でなく、『日本記略』延暦21（802）年正月13日の条によれば、佐渡国の塩を大量に雄勝城に送ったとの記事がみえる。このことは律令国家の北進を意味し、その背景にはそれに伴う製塩工人集団の移動もしくは土器製塩技術の伝播などがあったと思われ、土製支脚もそういう政治的背景のもとに普及していったものと考えられる。。このことは本県内の城柵官衙遺跡などから出土した土製支脚の形態的特徴からも看取される。

このようにして県内に普及していった土製支脚は、県北の能代・山本地方の一般集落でも9世紀後半頃から使用されるようになり、10世紀前半にその全盛を迎える。男鹿半島やその周辺部への普及も軌を一にしていたものと推定される。そして、10世紀後半から減少し、11世紀始め頃には衰退し、以後ほとんど使用されなくなり、平安時代末に県南内陸部にみられるだけとなるのである。

V おわりに

本荘・由利地方～能代・山本地方の日本海沿岸にはまだ製塩関係遺跡が少ない。これは海浜に位置するため波に洗われて消滅した遺跡もあるかと思われ、まだ、確認されていない遺跡も多いのではないだろうか。特に、能代・山本地方には一般集落は多いが製塩関係遺跡は無く、両者のかかわりは不明である。分布調査など基礎的な作業の積み重ねが必要と考えられる。また、集落内へカマドが普及した理由については、土鍋の使用など土器組成の変化や、カマドの構造上の変化などが考えられ、今後、それらの分析・検討も必要である。

本稿では、県内の土製支脚の出土状況を詳述しその用途を明らかにしたうえで、土製支脚を集成し、その変遷を大きく素描してみた。しかし、基礎的な作業の準備不足や資料の少ない遺跡などがあり、当初の意を十分に果たせなかった点もある。また、県内出土土器の編年はま

だ模索の段階であり、今後の異同もあることと思われ、発掘調査などにより支脚資料の増加も予想されることから、その時点で修正・補訂したいと考えている。

本稿を成すにあたって多くの報告書・論稿を参考にさせていただいた。引用にあたって誤りがあれば筆者の責任である。

遺物の実見や文献の収集にあたり下記の方々にお世話になった。末筆ながらここにご芳名を記して厚く感謝申し上げる。(敬称略一順不同)

磯村朝次郎、橋本澄夫、北林八洲晴、岸本雅敏、小嶋芳孝、戸潤幹夫、本藤敏夫、佐々木裕介、佐藤昭吉、加藤光男、小松政夫、日野 久、安田忠一、目黒明彦、澤谷 敬

文献

- 1 秋田県教育委員会『カウヤ遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第123集 1985 (昭和60年)
- 2 秋田県教育委員会『カウヤ遺跡第2次発掘調査報告書—一般国道7号小砂川局改計画路線に伴う埋蔵文化財発掘調査—』秋田県文化財調査報告書第135集 1986 (昭和61年)
- 3 秋田県仁賀保町教育委員会『立沢遺跡発掘調査報告』 1987 (昭和62年)
- 4 富樫泰時・児玉準「本荘市上谷地遺跡について—由利柵推定地の調査—」『秋田県埋蔵文化財センター 研究紀要』第7号 1992 (平成4年) 秋田県埋蔵文化財センター
- 5 秋田市教育委員会『昭和50年度秋田城跡発掘調査概報』 1975 (昭和50年)
- 6 秋田市教育委員会『昭和51年度秋田城跡発掘調査概報』 1976 (昭和51年)
- 7 磯村朝次郎「秋田県沿岸における土器製塩に関する予察—男鹿半島の擬定製塩遺跡および遺物—」『男鹿半島研究』2号 男鹿地域研究会編 1973 (昭和48年)
- 8 男鹿市教育委員会『秋田県男鹿市詳細分布調査報告書』 1988 (昭和63年)
- 9 秋田県教育委員会『秋田県遺跡地図(中央版)』 1990 (平成2年)
- 10 岩見誠夫「原始・古代の郷土」『若美町史』 1981 (昭和56年)
- 11 秋田県教育委員会『三十刈Ⅰ・Ⅱ遺跡発掘調査報告書—秋田県男鹿市における縄文・弥生・平安時代遺跡の調査—』秋田県文化財調査報告書第110集 1984 (昭和59年)
- 12 秋田県教育委員会『一般国道7号八竜能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—福田遺跡・石丁遺跡・蟹子沢遺跡・十二林遺跡—』秋田県文化財調査報告書第178集 1989 (平成1年)
- 13 秋田県教育委員会『一般国道7号八竜能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—寒川Ⅰ遺跡・寒川Ⅱ遺跡—』秋田県文化財調査報告書第167集 1988 (昭和63年)

- 14 秋田県教育委員会『能代・山本地区広域農道建設に伴う発掘調査報告書－八森坂遺跡・南山ノ上遺跡・サシトリ台遺跡－』秋田県文化財調査報告書第37集 1976（昭和51年）
- 15 秋田県教育委員会『此掛沢Ⅱ遺跡・上の山Ⅱ遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第114集 1984（昭和59年）
- 16 秋田県教育委員会『国営能代開拓建設事業埋蔵文化財発掘調査 上の山Ⅱ遺跡第2次発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第137集 1986（昭和61年）
- 17 秋田県教育委員会『中田面遺跡・重兵衛台Ⅰ遺跡・重兵衛台Ⅱ遺跡・根洗場遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第74集 1980（昭和55年）
- 18 秋田県教育委員会『杉沢台遺跡・竹生遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第83集 1981（昭和56年）
- 19 小林 克・高橋 学「峰浜村手前谷地尻遺跡出土の遺物について」『秋田県埋蔵文化財センター 研究紀要』第7号 秋田県埋蔵文化財センター 1992（平成4年）
- 20 秋田県教育委員会『土井遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第111集 1984（昭和59年）
- 21 秋田県教育委員会『払田柵跡－92・93次発掘調査概報－』秋田県文化財調査報告書第238集 1992（平成4年）
- 22 秋田県教育委員会『宮の前遺跡発掘調査報告』秋田県文化財調査報告書第64集 1979（昭和54年）

註

- 1 a. 青森県教育委員会『青森市三内遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第37集 1978(昭和53)年

北林八洲晴氏は「土製支脚は、いわゆる土製支脚と称するものとかまど用器台とを合わせた名称」として使用されている。

- b. 岸本雅敏「西と東の塩生産」『古代史復元9 古代の都と村』1989（平成元年）講談社

岸本雅敏氏は円筒形を呈する土製支脚に「円筒形土製支脚」という用語を使用されている。秋田県内の遺跡から「円筒形」と「棒状」のものと、器形の異なる土製支脚が出土していることから、混乱を避けるために、ここではその用語を使用させていただき、体部が「棒状」のものは「棒状土製支脚」として使い分けた。

また、秋田県内では粘土を直方体にして焼いた支脚なども散見されるが、本稿では上記2種類の土製支脚だけを扱った。

- 2 文献7と同じ。
- 3 小松正夫「秋田城の土器様相(試案)」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992(平成4年)
- 4 熊谷太郎「秋田県の古代製鉄炉」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第3号 1988(昭和63年)
竹生遺跡の年代は、熊谷太郎氏のご教示によれば、製鉄炉の形態から9世紀後半と考えられるということである。
- 5 文献14に拠る。点数は不明である。
- 6 註5と同じ。
- 7 福井県立若狭歴史民俗資料館『特別展 塩－生産の歴史三千年－』1988(昭和63年)
- 8 大森宏・森川昌和「若狭の土器製塩」『考古学雑誌』第64巻第2号 1978(昭和53年)
- 9 大飯町教育委員会『吉見浜遺跡－若狭における土器製塩遺跡の研究－』1974(昭和49年)
- 10 a. 註9と同じ。
b. 森川昌和「若狭地方における製塩土器編年のまとめ」『福井県史 資料編』13(考古－本文編)1986(昭和61年)
- 11 註7と同じ。
- 12 a. 戸潤幹夫「能登式製塩土器－型式分類とその変遷－」『北陸の考古学』石川考古学研究会会誌第26号 1983(昭和58年)
b. 石川県立埋蔵文化財センター『志賀町米浜遺跡』1980(昭和55年)
- 13 a. 新潟県『新潟県史通史編 原史・古代』1986(昭和61年)
b. 新潟県教育委員会『北陸自動車道糸魚川地区発掘調査報告書Ⅲ 立ノ内遺跡』新潟県埋蔵文化財調査報告書第49集 1988(昭和63)年
- 14 (財)岩手県埋蔵文化財センター『江刺家遺跡発掘調査報告書－東北縦貫自動車道関連遺跡発掘調査－』岩手県文センター文化財調査報告書第70集 1984(昭和59年)
- 15 石川県立埋蔵文化財センター『能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅶ 寺家遺跡発掘調査報告書Ⅱ』1988(昭和63年)
- 16 岸本雅敏「富山県における土器製塩の成立と展開」『北陸の考古学』石川考古学研究会会誌第26号 1983(昭和58年)
- 17 註1aと同じ。
- 18 註16と同じ。
- 19 a. 北林八洲晴「青森県夏油半島の土器製塩」『考古学ジャーナル』No.38 1969(昭和44年)

- b. 北林八洲晴「陸奥湾沿岸における土器製塩」『北奥古代文化第5号』
1973（昭和48年）
- c. 橘善光編『青森県の考古学』青森大学出版局 1983（昭和58年）
- 20 三浦圭介「古代における東北地方北部の生業」『北からの視点』日本考古学協会
1991年度宮城・仙台大会実行委員会 1991（平成3年）
- 21 a. 註1と同じ。
- b. 青森県教育委員会『近野遺跡発掘調査報告書（Ⅲ）・三内丸山（Ⅱ）遺跡発掘調査報告書－青森県総合運動公園建設関係発掘調査－』青森県埋蔵文化財調査報告書第33集
1977（昭和52年）
- c. 青森県教育委員会『近野遺跡発掘調査報告書』青森県埋蔵文化財発掘調査報告書
第22集 1975（昭和50年）
- 22 a. 北海道大学埋蔵文化財調査室『サクシュコトニ川遺跡－北海道大学構内で発掘された
西暦9世紀代の原初の農耕集落－本文編1』北海道大学 1986（昭和61年）
- b. 北海道大学埋蔵文化財調査室『サクシュコトニ川遺跡－北海道大学構内で発掘された
西暦9世紀代の原初の農耕集落－図版編2』北海道大学 1986（昭和61年）

《資料紹介》 大型遮光器土偶と環状注口土器

— 鷹巣町高森岱遺跡発見の遺物から —

高橋 忠彦

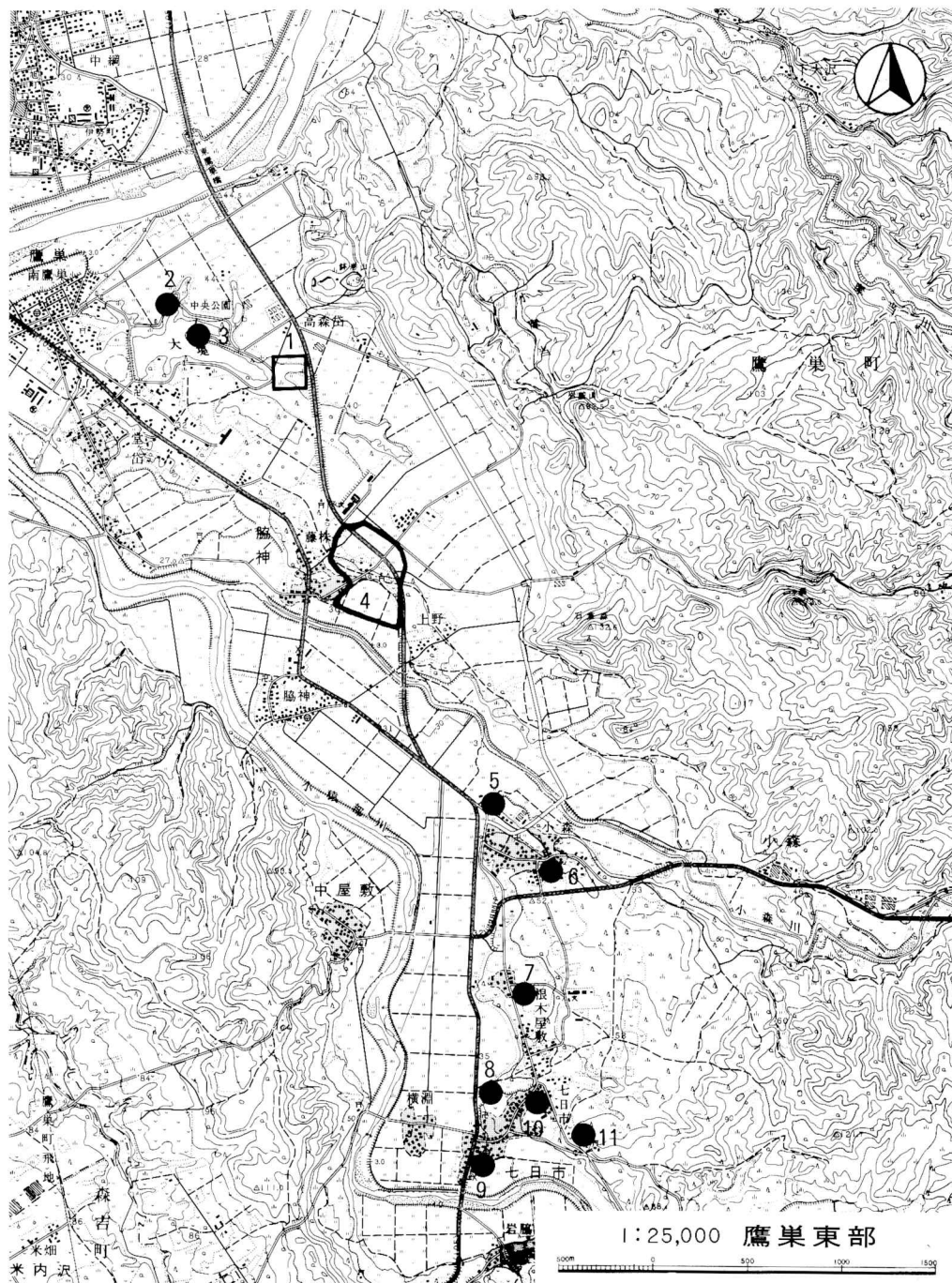
1 はじめに

ここに紹介する大型遮光器土偶をはじめとする遺物は、鷹巣町在住の大川雄一氏が所有するものである。氏によればこれら遺物は、昭和56年農業用排水路の掘削土とともに残置されていたもので、幾度となく現地を訪れた氏によって発見収集されていたものである。発見場所は、秋田県遺跡地図(県北版)によれば、秋田県北秋田郡鷹巣町脇神字高森岱16に所在する高森岱遺跡で、遺跡地図では同遺跡は縄文時代前期・中期の遺跡であるとされている。

2 遺跡の位置(第1図)

高森岱遺跡は、鷹巣町の東部 J R 鷹巣駅から南東に約2.8kmで、標高40～50mの段丘上に位置している。遺跡の北側1.2kmには米代川が西流していて、遺跡のある段丘もこの米代川によって形成されたものである。遺跡に隣接して西側には鷹巣中央公園があるが、ここには東西に細長い大堤と呼ばれる河跡湖があり、これは米代川の支流の残存湖である。

こうした地形的環境の中で高森岱遺跡周辺には多くの遺跡が確認されている。高森岱遺跡の南2.5kmには、かつて喜田貞吉や清野謙次らが調査を行い、秋田県教育委員会による昭和55年の調査では100基にも及ぶ縄文時代晩期の土坑墓が発見された藤株遺跡がある。また遺跡の周辺特に中央公園内には、縄文時代後期の香炉形土器(秋田県立鷹巣農林高校所有)が発見された石の巻岱Ⅱ遺跡や石の巻岱Ⅰ遺跡(縄文時代後期・晩期)があり、いずれも標高40m前後の段丘上に位置している。さらに南方の七日市地区には根木屋敷岱Ⅱ遺跡や囲の内遺跡など縄文時代の遺跡群が点在している。



1.高森岱（晩期） 2.石の巻岱Ⅰ（晩期） 3.石の巻岱Ⅱ（後期） 4.藤株（前期～晩期） 5.タモノ木（中期） 6.小森（晩期）
7.根木屋敷岱Ⅱ（後期・晩期） 8.山の上（中期） 9.囲の内（後期） 10.石倉岱（中期） 11.伊勢堂岱（前期・中期）
（1991.秋田県教育委員会「秋田県遺跡地図（県北版）」に加筆）

第1図 高森岱遺跡と周辺の縄文時代遺跡

3 紹介資料

大型遮光器土偶(第2図)

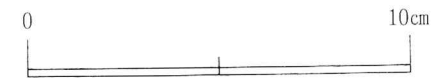
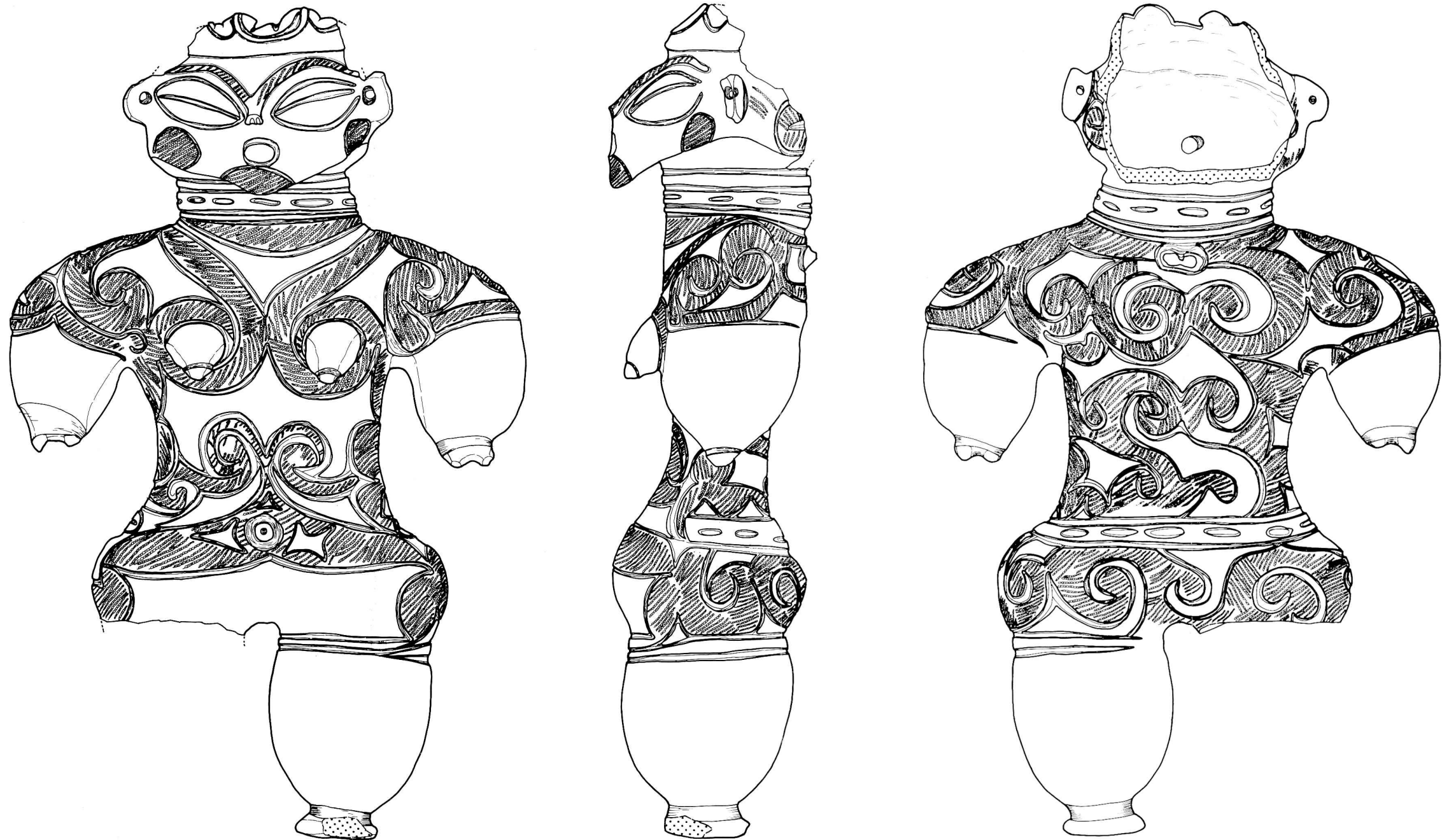
後頭部と右足を欠くが、身長34.5cm、肩幅20.0cm、重さ1.24kgの中空の大型遮光器土偶である。顔と上半身に赤色顔料の痕跡が明瞭に残っている。頭部は、王冠状の下が一度くびれ、顔面にいたる。顔は鼻から眉は隆帯で、目は沈線で表し、口は円孔である。顔全体はやや角張っていて、顎の部分はかなり張り出している。耳は鱗状になっていて円孔が穿たれる。顎と両頬には円形の縄文部があり、眉にも縄文が付される。頸部は長さ2cmほどで、中央には楕円形の刻みを持つ幅の広い隆帯がありこの上下を2条の深い沈線が巡る。体部は大きく張る肩、くびれたウエスト、大きく膨らむ腹部と臀部で全体の重心は低く感じる。乳房は紡錘状で下向きとなり、腕、脚は丸い円柱状で、手は二股に分かれ、脚先も丸く抽象化されている。体部の文様は縄文帯による大小の渦巻文で構成されている。襟元には中央部が幅広い縄文部が、その下にはY字状の無文部があり、肩の上方から襷状に伸びてきた縄文帯は両方の乳房を巻き込む。上腕から肩にかけても渦巻文が描かれる。乳房の下には広い無文部があり、腹部中央には、向かい合うこれも渦巻文がある。膨らみのある腹部下半には中央の円孔を囲む3個の三叉状の沈刻のある広い縄文帯が両側に伸びる。下腹部は広く無文で黒色に研磨されている。

後頭部、耳の裏側には小さな渦巻文がある。背面には上部中央にコブ状の突起が付され、向かい合う渦巻文が二段施される。臀部との境には頸部と同じ楕円形の刻みをもつ隆帯が巡り、臀部中央にはフック状の無文帯がありこの左右に渦巻文が配されている。

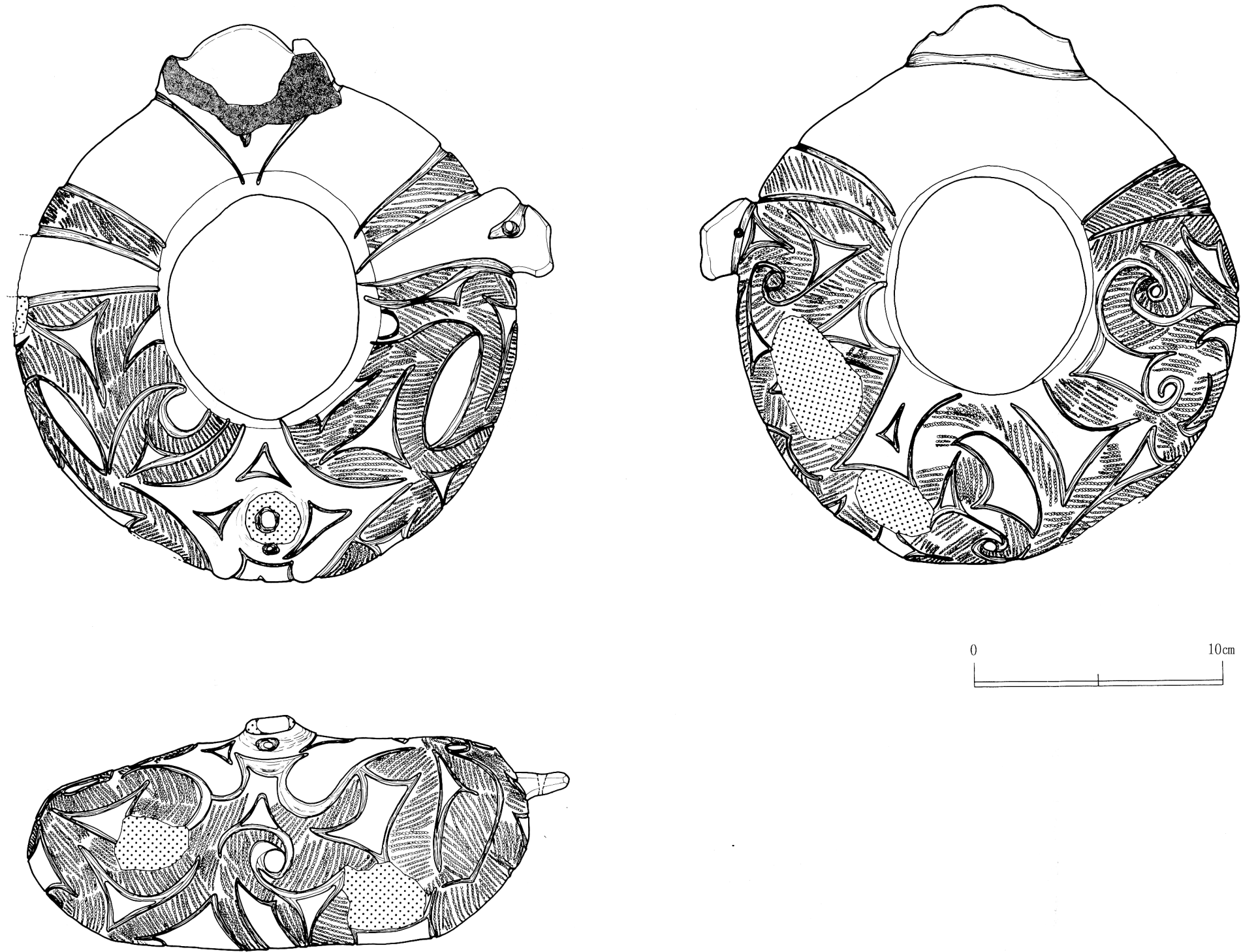
縄文は、L Rの原体による。

環状注口土器(第3図)

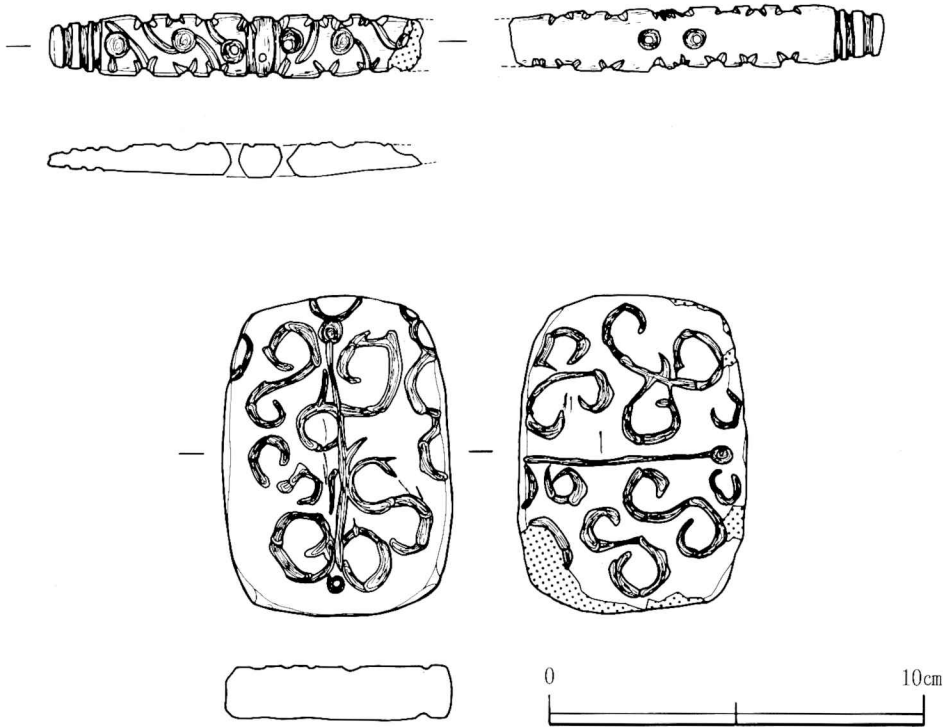
直径20.2cm、内径7.8~9.0cmの環状注口土器であるが、注入部内側にアスファルトで接合補修した痕跡が明瞭で、おそらくはこの部分に注口部に向く人面が付いていたものと考えられるものである。体部の太さは、注口部が8cmと最も太く、注入部に向かって細くなる。注口は上を向き、これを3個(上・左右)の三叉文が囲んでいる。注口部の下には渦巻文が描かれ、これを中心にして左右に対称の渦巻文と三叉文で構成される文様が施されている。体部には一段高い帯状の無文帯があり、これから外に向かって穿孔のある鱗状の突起が付されている。注入部には、前記したとおり、人面が付いていたと考えられる部分があり、この部分を2条1組の沈線が襟元を表すかのように囲んでいる。人面の裏側は、舌状に飛び出している。全体に明褐色を呈するが、底面は褐色で、鱗状の突起部分に赤色顔料の痕跡が認められる。文様帯に施されるのは、R L原体による細かな縄文である。



第2図 大型遮光器土偶



第3図 環状注口土器



第4図 石製筭・岩版

石製筭(第4図)

残っている部分で長さ10cm、最大幅1.7cm、最大厚0.9cmの粘版岩製のものである。研磨によって全体を整形した後、中央に2個一対の孔を穿ち、それを中心に円孔と沈線による文様を彫り込んでいる。沈線が終結する側縁部分は深く抉りこまれる。端部は丸く磨き出され、深い3条の沈線が巡る。全体に赤色顔料が残り、復原すると11cmほどの長さになるだろう。

石製筭には、岩手県蒔前台遺跡のものが有名であるが、これにも中央に2個一対の孔が穿たれ、長さ、形状とも比較的似ているものである。

岩版(第4図)

8.5×6.1cmの方形に近い、黄褐色を呈する凝灰岩製のものである。片面は長軸に、片面は短軸に沿った直線を中心として、S字状の文様が対象に配置されている。文様を描く彫り込みは比較的粗雑で、短い彫り込みを連結させてS字状文を表現している。全面に赤色顔料が残っている。

4 おわりに

以上紹介した4点の遺物は、施される文様などから縄文時代晩期の前半、大洞B式期のものと考えられる。大型遮光器土偶は、公表されている中では宮城県恵比寿田遺跡(高さ36cm)や青森県亀ヶ岡遺跡(高さ34.8cm)の土偶に次ぐ大きさであろうと思われるが、秋田県内では藤株遺跡出土の2点の土偶(東北大学所有)も現存高(21.5cmと18.5cm)から推定すると大型の遮光器土偶の範疇に入るものと思われる。環状注口土器は、管見ではこれまで北海道の忍路土場遺跡や宮城県宝ヶ峰遺跡などにその出土例があり、また県内でも大館市の萩ノ台Ⅱ遺跡から出土している。これらは、いずれも台付きの土器で縄文時代後期中頃から後半に位置付けられるものである。さらに人面付環状注口土器においては、秋田県昭和町の狐森遺跡の例(国指定重要文化財―秋田県立博物館所有)が有名であり、また平成4年に発掘調査が行われた同県森吉町の白坂遺跡でも1点出土している。前者は、紹介資料と同じく人面が注口部を向くが、後者の白坂遺跡例は人面が外側を向く台付きの土器である。2例ともコブ付き土器様式のものであり、高森岱遺跡の本例は秋田県内では最も新しい時期のものと言える。

高森岱遺跡については、これまで全く調査が行われていない。4点の紹介資料をはじめとする採集品から推測して晩期前半の貴重な遺跡と考えられることから、今後範囲確認調査などを実施し、遺跡の広がりや性格をより正確に見極める必要があると思われる。

最後に、これら貴重な資料の公表を快諾された大川雄一氏をはじめ、作図、写真撮影に協力いただいた松尾睦子氏、また土偶について種々の教えをいただいた武藤祐浩氏に深く感謝いたします。

平成4年の2月、初めてこの大型遮光器土偶を目の前にした時、筆者はまるで赤子を抱えるようにして手に取った記憶が今でも鮮明に残っている。また同時に実見した環状注口土器など一連の遺物発見の経緯を聞くにつれ、言いようの無い寂寥感を感じたものである。願わくば、このような重要な遺物を資料紹介という形でしか公表できないという状況が今後二度と繰り返されないことを祈りたい。

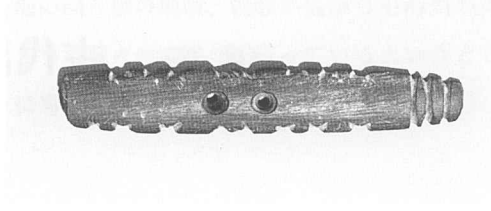


大型遮光器土偶

図
版
2



環状注口土器



石製筭



岩版



遺跡近景（東▶西）

《講演》 古代出羽の史的 position

笹山晴生 (東京大学)

(一)

ただいま御紹介に預かりました笹山です。御紹介にありましたように私は横手の出身ですので、今日、このような講演の機会を与えていただき、大変嬉しく思っております。

私は古代史といっても、今までのお話しのような考古学の方ではなく、文献、文字で書かれた方のことをやっております。また、こちらの地元の方々の御研究についてもあまり詳しくは承知しておりませんでしたので、昨日・今日といろいろ発表をうかがい、大変示唆を受けるところが多かったように思います。

私は文献を研究する立場から、「古代出羽の史的 position」ということでこれからお話ししたいと思っております。「史的 position」という表題を掲げましたが、結局お話ししたいことは、出羽国、今日の山形県と秋田県ですが、その出羽国が日本古代の歴史の中でどういう位置づけを持っていたか、どういう役割を果たしたのか、そういうことを、日本全体の動き、あるいはもっと広げてアジア全体の動きのなかで考えてみたい、ということでもあります。出羽国とはもともと近畿地方に本拠をもつ政権が全国を支配するにあたって作り出した地方支配の組織のなかの一つで、そこでは辺境の国というふうに位置づけられているわけですが、それはあくまで畿内の政権からの位置づけであって、やはり出羽の歴史は出羽国を中心として見ていく必要があるだろう。残された文献はほとんどが中央の歴史書でありますから、そういった見方はかなり制約されたものにはなりますけれども、なるべく出羽国に足をすえて周囲を見ていく、そういう立場で古代の歴史を見た場合にどういうことになるか、ということでお話ししたいと思っております。

地理的に申しまして、出羽国はもちろん東北地方の一部である。その点、太平洋側の陸奥国、宮城県・岩手県さらに青森県東部の地域と密接な関係があることはもちろんでして、歴史の流れにおいても陸奥・出羽というかたちで一括して捉えられている。しかし出羽国が陸奥国とどういう点で違う特色を持っているかということ、それはやはり日本海に面しているということです。それは、南の北陸地方へ、さらに北の津軽から北海道へとつながる、海沿いの広がりがあるということで、そういう海沿いの道を通して南から北からさまざまな文化が伝わってきてい

る。さらにそれだけではなく、日本海を越えて、海に向う側の地域、朝鮮半島から沿海州の方面ともつながりを持っている。海を介してさまざまな地域とつながりを持っているというところに、出羽国の特色の一つがあるだろう。そのように考えるのであります。

(二)

最初にそういった、海を介してのアジアのさまざまな地域とのつながりが、出羽国の歴史に大きな影響を与えていることについてお話ししたいと思います。先ほど申しましたように、出羽国は独自の文献資料を持っていない。それは中央で書かれた歴史書のなかに記録されているわけです。考古学的な資料はありますが、それを歴史の上に跡づけるとなると、どうしても中央の歴史書によるしかない。そこで、中央の歴史書に出羽国がどうかたちで出てくるかとなると、これが古代の日本と東アジア、あるいは東北アジアとの関係で出てくると見ていいように思います。

日本とアジアとの関係は非常に古くからありますが、注目されるのは6世紀から7世紀にかけての時期で、この時期朝鮮では高句麗・百済・新羅の三つの国があり、それぞれに対立しながら存在していた。日本も朝鮮の国々に影響を受けながら文化を発展させていたわけですが、そうした朝鮮の国々の中でも、北の方の地域を支配していたのが高句麗でした。その高句麗と日本との関係が始まるのは6世紀の末で、570年、欽明天皇の31年という年に、初めて高句麗の使いがやってくる。高句麗という国はそれ以前は日本とは敵対関係にありましたが、中国で589年に隋という統一帝国が成立する、その前後から日本と高句麗との結びつきがでてくる。高句麗は南方の新羅・百済と対立していましたから、その新羅・百済のさらに南にある日本と交渉を結ぼうとしたのであろうと思われる。

高句麗の使がやって来たのは、越の国でありました。その頃から日本の歴史書には、越の国のことがしばしば登場します。『日本書紀』によると、その後589年には、阿倍臣という人を北陸道に遣わして越の国などの境界を視察させるということがあります。越の国というのは北陸地方一般で、もともとは出羽国の方までを含んでいた。日本海側ずっと北の方まで越の国であったわけです。こうして、高句麗との交渉が生まれ、それによって中央勢力の日本海側に対する関心が高まり、それがずっと日本海岸をさかのぼって出羽国にも向いてきた、そういうことが言えると思います。

7世紀の中ごろになると、中国では隋に続いて唐の帝国ができ、その勢いが東に伸びてくる。朝鮮の国々もそれに対応して何とか統一の国家を作ろうとする。そうした東アジアの国々の動きのなかで、日本もやはり国家的な統一を果たそうとし、645年に大化改新という政治的改

が行われる。大化の改新は日本海側の方にも影響を与えてくるわけで、改新直後の647年には淳足柵が造られ、648年には磐舟柵が造られる。淳足柵は今日の新潟市、磐舟柵は新潟県上市になります。だんだんと北の方にさかのぼって、城柵という軍事的な拠点が造られる。そしてやがて656年から『日本書紀』に有名な阿倍比羅夫の遠征が出てくるわけで、ここで初めて秋田（鱒田）・能代（淳代）という地名が歴史の書物に登場する。阿倍比羅夫が海沿いにずっと進んで、秋田・能代の蝦夷を帰服させるわけです。

阿倍比羅夫の遠征の理由については、中央の情勢とを結びつけさまざまなことが言われますが、どうも当時の東アジアの緊張と関わりあいがあると私は見えています。高句麗をめぐって朝鮮で争いが起こっている、そうした時期に北の方を固めておくのが大事であるということで、それまで新潟県の地域までであった支配の領域をずっとさかのぼらせて秋田・能代まで進める。さらに秋田を拠点にして、北の方の渡島、渡島は渡島・津軽と連称されますので、津軽より近い地域のように見えますが、やはり津軽より北の方ではないかと私は思います。北海道の南部のあたりかと思いますが、そちらの方にまで影響力を及ぼした。日本の北方の領域を確定するといった役目が阿倍比羅夫にはあったのではないかと思います。

阿倍比羅夫の時代は、新羅が唐と結んで百済を滅ぼし、さらに高句麗を滅ぼして朝鮮の統一を完成する時期にあっていた。このとき比羅夫が連れ帰った蝦夷の一部は、さらに遣唐使に連れられて中国にまでまいりました。『日本書紀』によると、659年に遣唐使が中国の洛陽におもむき、唐の皇帝高宗に面会します。その時蝦夷を連れて行き、唐の皇帝に見せるということをやっている。『日本書紀』には随行した外交官の日記がそのまま載せられていて、その時の中国の皇帝とのやりとりについての細かい記録が残されているわけです。そのようにわざわざ蝦夷を中国にまで連れて行ったのは、日本という国がただの国ではなく、蝦夷という異民族を従えるような国であるということを中国の皇帝に示そうとした、そういう意味があったのではないかと思います。大和の政権による蝦夷の支配は、朝鮮における緊迫した情勢に対応するとともに、東アジアにおける日本の地位を中国に示すという意味を持つものでもあった。そういう点で当時の出羽国のありかたは、日本だけでなく東アジアの動きとも密接に関わるものであったことができます。

(三)

出羽国と東アジアとの関わりは、決してこれだけにとどまりません。少し時代がさがって、奈良時代になってからも考えられます。それは渤海との関係です。朝鮮では、新羅が高句麗を滅ぼして統一を完成しますが、やがて7世紀の末に朝鮮の北部から沿海州にかけて渤海という

国が成立します。そしてその渤海が初めて日本に使いを送って来たのが奈良時代の727年、聖武天皇の神亀4年という年で、その使いは出羽国に漂着しております。渤海は当時中国の唐と激しく対立し、中国の山東半島にまで進出して中国の皇帝と事をかまえる。唐は新羅に渤海を攻めさせる、といった時期で、渤海はおそらくそうしたなかで、新羅の背後の日本と同盟を結ぼうとして使いを送ってきたと思われまゝ。これが727年のことであります。

ところがちょうどこの時期は、出羽国が歴史上にクローズアップされてくる時期にも当たっています。一つは720年元正天皇の養老4年という年、「渡島・津軽の津司」という役人を靺鞨国に派遣し、そのようすを視察させたという記事が歴史書に出てくる。靺鞨国とは、大陸の沿海州の方面にあった国であります。「渡島」は先ほど申しましたように北海道の南部の地域。「津軽」は青森県の津軽、弘前を中心とした地方。「津」とは港、船着き場のことですから、「渡島・津軽の津司」とは、渡島から津軽地方にかけての船着き場を管理する役人、これを靺鞨国に派遣した。どういうことをやって帰ってきたのかが書かれていないのでよく判りませんが、ちょうど渤海が成立し、渤海と唐との対立がおこった時期にあたりますので、どうもそういったことと対応しているのではないか、朝鮮半島の北の方が騒がしいのでそれを視察させようとしたのではないか、と思われまゝ。渡島・津軽の津司がどこに置かれていたのかも問題ですが、私はどうも、秋田に置かれていた可能性が強いのではないかと思います。

この後733年、天平5年には出羽柵を秋田村の清水の岡に移すという、いわゆる秋田城の建設が行われる。当時は律令国家による東北地方の支配が進んでいた時期ですから、秋田の地域の支配を固めるという国内的な事情から秋田城を作ったともいえるわけですが、この時期の動きから見ますと、どうも渤海の使が出羽国に漂着するような動きに対応するために、山形県の酒田市、最上川の河口付近にあったそれまでの出羽柵をさらに北上させて秋田に移したのではないか。秋田城の建設もやはり当時の東アジア情勢の緊迫と対応しているのではないか、そう私は思うわけだ。

あとでお話ししますように、出羽国の本拠地を秋田まで北上させるのにはかなり無理があったはずだ。かなり無理をした背景には、どうも国際関係的な要素があったのではないかと私はひそかに思うわけだ。事実その後、渤海の使が出羽国に漂着する例は非常に多い。渤海は朝鮮半島の北部、沿海州の方から海を渡ってまいりますので、出羽に漂着することが多いわけだ。それからたとえば、渤海から帰ってくる遣唐使が出羽国に着くこともあります。739年、天平11年に遣唐使の平群広成という人、この人は大変苦勞して何度も漂流し、南の方まで流されて中国へ戻り、最後には渤海を経由して日本に帰ってくる。その平群広成もやはり出羽国に漂着しています。その後も渤海の人とか、あるいは鉄利という沿海州の人々も、779年には出羽国にやってきている。

以上はいわば政治的な面での出羽とアジアとのつながりであります。文献ではこういうことしか現れてきませんが、実際には政治的・外交的な意味だけではなかったのではないかと、という気がします。これらの人々は日本にくるとき、手ぶらではなく、その国の産物を携えてやってきます。渤海は中国との関係が深かったので、中国の産物も携えてやってきます。そういった産物は都に送られるのですが、出羽国の人々もそれを目にしたかと思われまゝ。東アジアとの文化交流が出羽国の文化にも影響を落としているのではないかと。考古学的には、非常に古い時代から日本海側の地域にシベリアとか沿海州とかの土器や石器、そういうものの影響があると聞いておりますけれども、奈良時代においても、渤海とか鉄利の人々を通じてなんらかの影響が出羽国の文化にあったのかどうか、今後秋田県下の考古学的な発掘が進み、珍しいもの、おもしろいものが出てくることを期待しています。

(四)

以上、アジアと出羽国との関わりということで大風呂敷を広げましたが、もう一つの出羽国の特色は、北方の世界とのつながりであります。出羽国の北の方には、津軽とか渡島とかいう地域があります。出羽国は、律令国家が設けた地方行政区画である「国」の一つで、その下には郡・里(郷)という行政区画がある。実は出羽国の郡は、あまり北の方までできていませんでした。10世紀の初めにできた辞書である『和名類聚抄』には、全国の国・郡の名前が載っており、また『延喜式』という法制書にも載っておりますが、出羽国の郡としては北の方は秋田郡までしかない。つまり国家による領域的な支配は、秋田郡までしか及んでいなかったわけで、米代川の流域から北の方は、律令的な行政区画から外れていた。そういった地域を津軽・渡島とっていたわけです。

そういうふうに、限りなく北の方には世界がつながっていながら、律令国家の地方行政区画としては秋田郡が一番北であるということ、これは出羽国にとって非常に大きな意味をもっているのではないかと、思われます。阿部比羅夫の遠征も、秋田・能代あたりまでが実質的な帰服の対象でありました。それ以後それより北の方、津軽・渡島の人々がどうかたちで中央の国家に服属していたかといいますと、結局、日常的に税をかけられたり、軍隊に徴発されたり、労働力を提供したり、というようなかたちの支配はその地域までは及んでいなかった。その地域の支配者というか、首長が、貢物、中央へのたてまつり物を持ってやってくる。それに対して国家は、褒美として蝦夷の首長に対し、御苦労だった、まあ飲め、と宴会を催す。そして帰りに賜わり物をする、禄を賜わるというかたちで服属させていたわけです。禄や宴を賜わるというかたちでの服属、これは阿倍比羅夫の時がすでにそうですが、その後も同じようなかたち

の服属がずっと続いていたわけ罜。

それを扱ったのは結局出羽国府、県庁にあたる役所のあった所ということになります。出羽国府は、元来は最上川河口の出羽柵にあったと思われ罜すが、おそらく天平に出羽柵が秋田村の清水の岡に移った時に秋田に移った。その後また最上川河口まで後退しますけれども、奈良時代にはだいたい出羽国府は秋田にあり罜ました。渡島の蝦夷が出羽国府にやってきたという記事は、738年の『続日本紀』に出てきます。また810年には、渡島の蝦夷が嵐にあって陸奥国気仙郡、三陸の方に漂着した。その時陸奥国では、「当国の所管にあらず」、おれの国の管轄ではないというて追い返そうとした。ところが、漂着したのにかわいそうだから食わしてやれと、中央から陸奥国に命じている。どうも渡島、北海道南部と思われる地域の蝦夷のことを扱っていたのは、出羽国の役人であったよう罜です。渡島の蝦夷から貢物を受け取り、首長を饗応して禄を賜わって帰す、それが出羽国の役人の大きな役目であったというふうに思います。先ほどの「渡島・津軽の津司」もその点で注目されるわけで、これもやはり出羽国に置かれていたと思われ罜ます。津軽から北海道へかけての地方の船着き場の管理とは、そこで物資のやりとり、交易を監督だけでなく、国家にとって必要な物資を交易品のなかから調達する、そういう仕事も含まれていたのではないかと思われ罜ます。北方、津軽から北海道にかけての産物といいますと、海産物、魚とか昆布、獣の皮が珍重されていました。さらにオットセイなどの海の獣の皮、国家は渡島・津軽の船着き場を管理するというこ罜で、そうしたものを調達していたのではないか。そして津での交易には、渡島・津軽の人々だけではなく、沿海州などの地域の人々も加わっていたのではないか。「渡島・津軽の津司」を靺鞨国に派遣するというのも、そういう実質的なつながりをもともと持っていたことによる。そういう点で出羽国、ことに秋田という場所は、日本海、ことに北方の世界に開かれた中央政府にとっての窓であるといえるのではないかと思います。以上は日本海を通じての、アジアや北方の世界との関わりについてのお話であります。

(五)

次に、日本の国の中での出羽国というものの位置づけをしてみたいと思います。出羽国は、先ほど申し罜ましたように中央政府のつくった行政区画であります。沿革についてこまかくは申し罜ませんが、もともとは越後国の一部として708年、和銅元年に出羽郡が建てられ、4年後の712年に正式に出羽国が置かれる。そしてそれまで陸奥国の管轄であった最上郡と置賜郡、当時村山郡はまだできていませんので、最上郡・置賜郡というのだいたい今日の山形県の山形盆地、新庄まで含めての地域、これを出羽国ができた段階で出羽国に移管する。その後、先ほど申し

ましたように、733年に出羽柵が秋田に移され、さらに雄勝村に郡が建てられる。これは横手盆地が歴史の書物に登場する最初であります。

そういうかたちで出羽国が中央政府の行政単位として登場してくる。出羽国にはこの時期たくさんの人々が、各地から移民されてきたわけです。714年には尾張・上野・信濃・越後国の民200戸を、717年にも信濃・上野・越前・越後4国の民各100戸を出羽の柵戸とする。719年にも東海道・東山道・北陸道の民200戸を出羽柵に配する。当時の出羽柵ですから庄内平野に移配されてくるわけです。みな何百戸となっていますが、当時の行政単位では50戸で一つの里をつくることになっていましたから、これは里単位で人々が移されてきたことになる。これがどうかたちで行われたのか、50戸という里単位で根こそぎ人々を移したのか、それぞれの里の中から何戸づつかを合わせてまとめて100戸とか200戸とかにしたのか、いろいろ考え方があるとは思いますけれども、大量の人々が、強制的に移民させられてきたことになります。

こうして出羽国ができたのですが、この出羽国は、社会の状況が非常に違うさまざまな地域を一つにまとめた、かなり無理のある国ではなかったかと思われます。大きくいって南の部分、真ん中の部分、北の部分とってよいと思いますが、南の部分は、だいたい今日の山形盆地、米沢から山形・新庄にかけての地域。置賜盆地にはかなり古い時期の古墳群がありますし、この地域は早い時期から中央の影響を受けていた。それから真ん中の部分とはその北方の横手盆地あるいは庄内・秋田といった地域で、ここは関東・中部・北陸地方から移ってきた人々と蝦夷の人々とがまざりあって住んでいる。蝦夷で国家の支配に服した人々のことを俘囚といいますが、そういう俘囚と公民とが、混在といっても住んでいる村は別かと思いますが、同じ地域にいて、しかもその蝦夷の土着の人々の非常に多い地域である。それからさらに北には、先ほど申しました津軽とか渡島とかいう、律令制の国や郡の制度の外にある地域が存在した。こういった社会の状況の違った広い地域を国として一括して支配するのは、非常に行政上むずかしいことではなかったと思います。

それが端的に現れているのは、出羽国の中心である出羽国府の位置が非常に不安定であったことだと思います。先ほど申しましたように、733年にそれまで最上川の河口にあった出羽柵が秋田に移されます。これはかなり現実の出羽国の支配、社会のようすというものをとびこえた政治的意図で行われたものではないか。東アジアの状況を眺め、その必要から北の方へもっていった可能性が非常に強いのではないか。ですから秋田に出羽国府を移しても、実際の国府の支配力は大変に弱かったと思われる。秋田に国府を移すとともに雄勝村に郡を建てたというのも、秋田の国府を支えるために、その背後にある横手盆地を支配下に入れる必要から行われたものではないかと思うわけです。そういう点で、雄勝村にできた郡というのも、実質的な力を持たないものであった。蝦夷の世界の中に置かれた郡であったと思われる。

おそらく、そうした不安定な秋田・雄勝に対する支配になんとかてこ入れしようとして行われたのが、737年、天平9年の陸奥按察使大野東人による陸奥国から出羽国に至る連絡路の建設であった。大野東人は672年の壬申の乱で活躍した人を父にもつすぐれた武将で、ほほ6000人にも及ぶ兵を動員し、陸奥国の多賀城から玉造柵、今日の宮城県古川市、そこからずっと山を越えて最上郡に出、さらに雄勝に至る道の建設を始めました。実際にはこの事業は雄勝にまでは達せず、最上郡の平鉢（比羅保許）山、院内峠の南の方までしかできなかった。そこまで進んだところで出羽の国守、長官の田辺難破が必死にそれを抑えたわけです。いま雄勝の方に大軍をもって道路を作るとなると蝦夷が動揺し、せつかく今まで統治していたのにみな山に入ってしまう、それでは何にもならないといって、東人を諫め、結局東人は雄勝に入らずに引き返してしまうわけです。

こういうふうには、なんとか雄勝・秋田の支配を確立しようと国家は努力したのですが、結局連絡路も雄勝までは通じなかった。雄勝城はそれからだいぶ遅れ、759年、奈良時代の後半、当時中央で大変な権力を握っていた恵美押勝によって初めてつくられます。それでもなお横手盆地の支配は不十分だった。現実には秋田に赴く場合、院内峠から横手盆地に入るというルートよりは、最上川をくだって庄内から秋田に赴くというルートがおもに使われたようであります。平安時代になって、秋田城を中心に出羽俘囚の乱という大きな蝦夷の反乱がおきますが、その時秋田城にかけつけた軍隊もほとんどそのルートをとっておりますので、やはり陸奥国からのでこ入れは成功しなかった、と思うわけです。

先ほど申しましたように、出羽のこの地域では、関東・中部・北陸地方から連れてこられた人々と在地の蝦夷の俘囚とが、おそらく集落を別にしながらしかも同一地域に共存していた。ほかの地域から連れてこられた人々は、普通の律令制下の人々と同じように調庸という税を納め、田を耕す。それに対して俘囚の場合、田租は徴収されますがそういう人々と扱いは別である。さらに蝦夷で国家の支配に服さない人々、この人々は数が多く、渡島・津軽の蝦夷と同じように国司に貢物をし、饗応・禄を賜わる、ということをやっている。同じ地域にそうした人々が混在していることは、支配のありかたとして大変不安定なものだったといえます。それが平安時代、9世紀の終りになって、出羽俘囚の乱という大きな内乱がおきる原因にもなったと思われるわけです。

(六)

そこで平安時代の動きについて簡単に申し上げたいと思います。平安時代になって、出羽の地域には新しい波がおしよせてきたと思います。それ以前から中央の勢力は東北地方に進出し

てきていたわけですが、平安時代、西暦9世紀になると、権門勢家とか院宮王臣家とかいわれる特権的な皇族・貴族が、権勢を強め、全国にわたって土地の支配を進めるようになります。出羽国でも803年、延暦22年には、国内の開墾すべき土地を人々が独占してしまって計画的な開発ができないということで、それが禁止されております。皇族・貴族の支配は陸奥国や出羽国のさまざまな産物の支配にも及んでくる。こういったものが狙われたかということ、まず馬、狩りに使う鷹、それから海産物、獣の皮、そういったものです。陸奥国では砂金がかなり重要だったようですが、出羽国には金はないようです。貴族は出羽まで使いをよこして直接蝦夷から買い取るわけで、802年には渡島の蝦夷の良質の獣皮を買うことを禁じ、出羽の国司を戒めております。先ほど申しましたように、渡島の蝦夷は出羽国に貢物をもってやってくる。その貢物の中にはこうした獣皮が多かったようで、それを狙ってわざわざ秋田まで、この場合出羽国府はまだ秋田です。秋田までやってきて、国家に貢物としてささげる前に、蝦夷から高いお金を出して買い取ってしまう。貢物のうちの良質品は王臣諸家が買い取ってしまうので、これはけしからん、出羽国司はもっとしっかりしろ、と戒められる。こういったことは同じ時期に九州でもおこっていて、博多などに中国や朝鮮の船が着くと、中央の皇族・貴族が使いを遣わして積まれている唐物をみな買い取ってしまい、国家にはろくなものが手に入らないという状況でした。

中央の権力者が土地を買い占め、流通経済まで入りこんで毛皮や馬を買い取る。こういうことが盛んになる時期は、坂上田村麻呂を中心として蝦夷の征討が行われた時期と重なっています。田村麻呂は802年に岩手県の水沢市に胆沢城を築き、北上川中流域の支配を固めますが、さらに北に進んで盛岡市に志波城をつくります。北上川流域の支配を確立するわけですが、武力的な進出と中央の皇族・貴族による経済進出とがちょうど時期を同じくして、東北の奥部へと進んでくるわけです。

この時期にはまた、関東などの地域から東北へ人民が移住させられるだけではなく、新しく国家の支配下に入った地域の俘囚を大量に中部・中国・九州などの地方に移す、いわゆる俘囚の内地移配がどんどん行なわれる時期にあたっていました。出羽国の場合はこの時期の蝦夷征討の主たる対象ではなく、俘囚の大量移配は行われていませんが、陸奥にとっては非常に大きな社会の変化であった。こういうことを通じて、東北地方がほぼ完全に中央の支配下に入るわけです。そのことは同時に、政権の中央にいた有力な皇族・貴族による実質的な経済支配でもあったともいえます。

中央の皇族・貴族による政治的・経済的な支配は、在地の蝦夷の社会に非常に大きな影響を及ぼした。それは政府に対する不満にもなっていたと思います。そうしたなかで出羽国におこった事件が、9世紀の終わり、878年におきました出羽俘囚の乱（元慶の乱）であります。出羽

国の俘囚が秋田城を占拠し、これを焼く。出羽国の軍隊はそれを鎮圧できず、俘囚は秋田川、雄物川のこゝですが、その秋田川から北の地域を自分の土地にしてほしいと要求する。こういった事態のなか、朝廷は藤原保則という、各地の国司を歴任した行政能力のすぐれた役人を出羽国司に任じ、一方では武力に秀でた小野春風という人を陸奥の鎮守将軍に任じた。保則は蝦夷に対して懐柔策をとり、雄物川沿いや、横手盆地の地域の俘囚にいろいろな物を与えて手なづけました。一方小野春風は北の方、陸奥から鹿角郡の方に回りこみ、蝦夷を帰服させながら秋田にやってくる。その結果秋田の俘囚は降伏し、この事件は落着くことになりました。

9世紀後半のこの時期、国司の行政に不満をもつ人の国司襲撃事件は、実は九州の対馬、山陰の石見など、各地でおこっていました。当時律令国家の行政能力はしだいに落ち、中央の支配は衰えてきている。中央の政府は出先の国司にさまざまな行政を任せようになり、それだけ国司の出来、不出来が行政に影響するようになっていた。そういうことが、とくに辺境地域における国司に対する反乱を呼びおこすことになったわけで、出羽の場合もそういった国司の行政に対する不満とみていいわけですが、そこには出羽国特有の事情もあったと思います。

その点で私が注目しますのは、出羽国に自然災害が多かったということです。830年には秋田に大地震がおこり、秋田城などの建物が大きく被害を受ける。841年には不作や飢饉がおこる。871年には鳥海山が噴火し、泥流が海の方まで押し寄せる。こういうふうになら自然災害が続いて人々の気分も動揺し、生活も不安定だったといえるわけです。

もう一つの事情として考えられるのは、蝦夷に対する政策です。875年、出羽国では、狭布、これはもともと人々から調庸として納めさせている麻布で、蝦夷を饗応するときに禄として支給するのに用いておりました。蝦夷に支給するこの狭布の額が年々増え、国司が任期を終えて交替するときにはそれを清算できないということで、その額を減らそうということになった。朝廷は、蝦夷に賜わる布の額を年1万端というふうに定めた。出羽国司は13060端にしたいといったのですが、朝廷は値切って1万端にしてしまった。このような、国司の行政のしわよせを蝦夷に押しつけるような政策も、蝦夷の不満を呼んでいたのではないかと思います。同じ年には、渡島の蝦夷が船80艘で秋田郡と飽海郡とを襲ったというようなことも出てきます。

こういうふうになら、出羽の俘囚の乱の原因としては、当時の自然災害とか、国司の政策が蝦夷の反感を買っていたとかいうことがあると思いますが、その背景にはやはり、出羽国のもつ構造的な不安定さ、俘囚と他の人民との混在、それから北の方に渡島・津軽までを含む広大な蝦夷の世界を担っていたということ、そういったことが大きく影響していると思います。890年の史料には、雄勝・平鹿・山本の三郡、今の仙北郡は当時は山本郡とっておりました。この三郡は、蝦夷と一般の人民とが雑居していて、その間がどうもしっくりいかないと書かれています、そのような弱さが大規模な反乱を引き起こす原因になったのではないかと思います。

その後出羽国は、このような動きの延長として、新しい時代へと移っていきます。先ほど申しましたような中央の皇族・貴族による土地や流通の支配が進んでいく一方で、在地の豪族による人々の支配も進んでいく。横手盆地で申しますと、明永沼の名前に残る明永長者の伝説がありますが、多くの田地を開いた長者、そうした在地の豪族の支配というものがずっと進んでいく。明永沼と清原氏の古館である横手の大鳥柵の跡とはすぐ近くであります、在地豪族の支配は清原氏の勢力の発展にやがて結びついていく。清原氏は在地の豪族ではありますが、中央とも密接に関わっている。そうした豪族が新しく出羽国の支配を担っていく。古代の世界からは大きく異なった動きになっていくのです。

(七)

以上文献、文字で書かれた歴史書の方から、出羽国の古代における位置というものを、私なりにたどってまいりました。何といても文献は大変少ないわけではありますが、先ほどらういご報告がありましたように、最近この地域の考古学的な発掘が非常に進み、木簡や、秋田城跡の漆紙文書など、新しい史料がつぎつぎに出現してまいりました。そういった文字で書かれた史料は、具体的にその地域の支配のようすを知るうえで大変役に立つわけであります。今後そういった文字史料が出てくることを、大いに期待したいわけです。

出羽国からは離れますが、さらにこのごろでは、新潟県の三島郡の八幡林遺跡というところから、「沼垂城」と書かれた、『日本書紀』に出て来る淳足柵にあたる文字を記した木簡がでております。また新潟市の的場遺跡という、漁業を営む人々の集落と思われる遺跡がありますが、そこからは「狄食」と書いた、どうも蝦夷に食べさせるための鮭に関わるらしい木簡も出てきております。こういった文字史料、さらに先ほどらういご報告がありましたような窯跡とか住居址、あるいは古墳、そういったものの発掘が進んでまいりますと、今までの私の話しを肉づけするような、より生き生きとした出羽国の歴史がわかってくるだろうと期待しています。

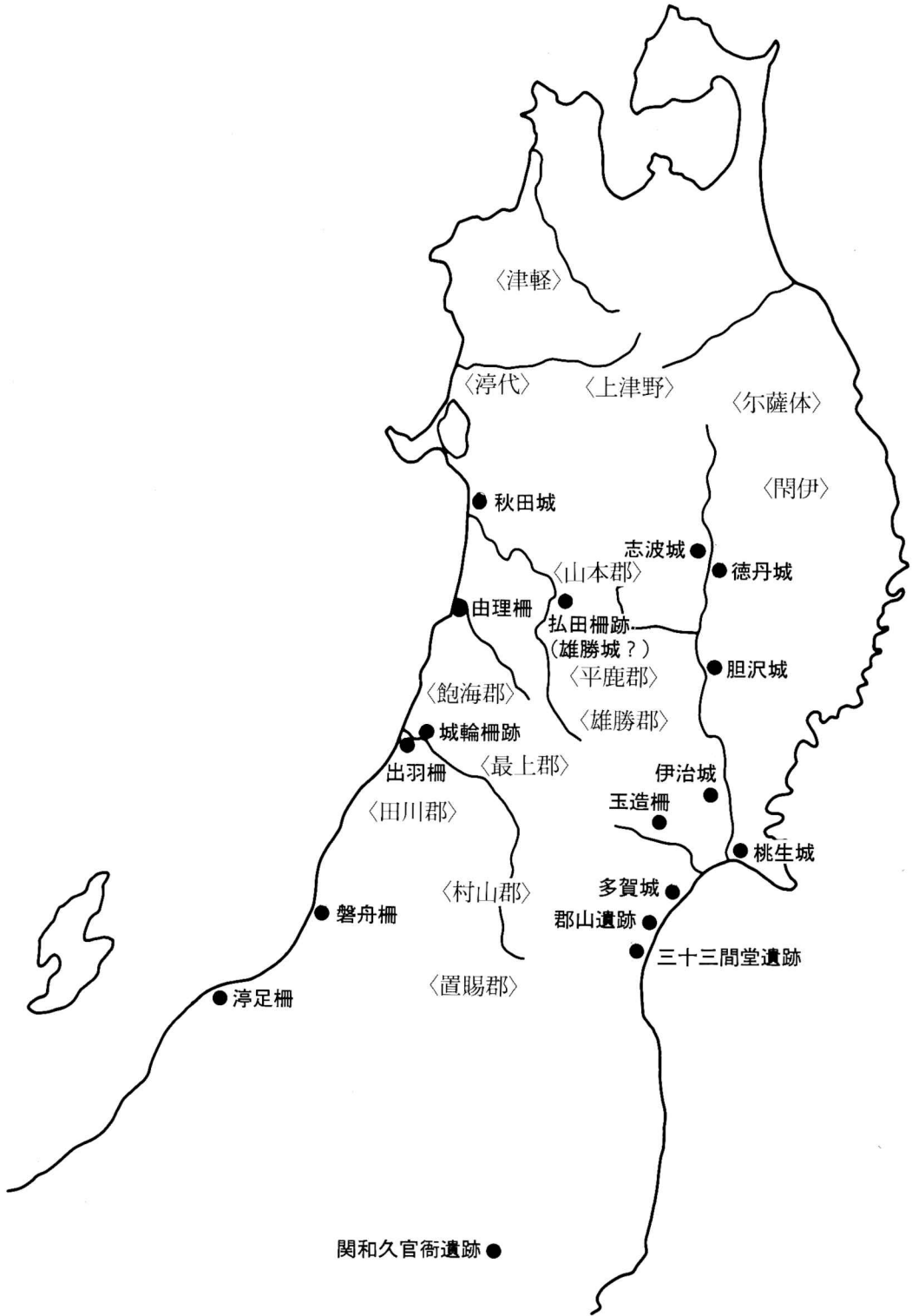
また最近では、史跡の保存についても、より人々にその史跡の意味をわかりやすく示そうということで、当時の姿を地上に復元することも考えられるようになってきました。文化庁の方で「ふるさと歴史の広場」の事業というものが行われ、払田柵でも近々外郭の南の門だとか、あるいは柵列の一部などが復元されるという話もおこっております。今後そういうことで、史跡を通じて地元の歴史、郷土の歴史というものがより豊かに、身近なものになる、そういうことを期待したいと思います。

大変つたないお話しでありましたが、一応「古代出羽の史的 position」ということについてお話しいたしました。どうもご清聴ありがとうございました。

古代出羽関係略年表（6～9世紀）

年 代	事 項（〔 〕内は日本および東アジアに関する事項）
544 欽明 5	肅慎人、佐渡に漂着。
570 欽明 31	高句麗の使人、越（北陸）に至る。
589 崇峻 2	阿倍臣を北陸道に遣わし、越国などの境界を視察させる。
612 推古 20	〔隋の煬帝、高句麗遠征を開始〕
642 皇極元	越の辺の蝦夷、帰服。
645 大化元	〔大化の改新。唐の太宗、高句麗に進攻〕
647 大化 3	淳足柵を造る。
648 大化 4	磐舟柵を造る。
658 斉明 4	阿倍比羅夫、鰐田（秋田）・淳代（能代）の蝦夷を帰服させる。
659 斉明 5	遣唐使、洛陽に至り、唐の皇帝に蝦夷を見せる。
660 斉明 6	阿倍比羅夫、肅慎を討つ。〔唐・新羅、百済を滅ぼす〕
663 天智 2	〔白村江の戦い〕
668 天智 7	〔唐・新羅、高句麗を滅ぼす〕
672 天武元	〔壬申の乱おこる〕
689 持統 3	陸奥国優嗜曇郡（置賜郡）の蝦夷に出家を許す。
701 大宝元	〔大宝律令制定〕
708 和銅元	越後国に出羽郡を建てる。
709 和銅 2	征越後蝦夷將軍を任命。兵器を出羽柵に運ぶ。
710 和銅 3	〔平城京に遷都〕
712 和銅 5	出羽国を置く。陸奥国最上・置賜 2 郡を出羽国の管轄とする。
714 和銅 7	尾張・上野・信濃・越後国の民200戸を出羽柵戸とする。
717 養老元	信濃・上野・越前・越後 4 国の民各100戸を出羽柵戸とする。
718 養老 2	出羽・渡島の蝦夷87人、馬1000疋を朝廷に献上する（扶桑略記）。
719 養老 3	東海・東山・北陸 3 道の民200戸を出羽柵に配する。
720 養老 4	渡島津輕津司を靺鞨国に派遣。／陸奥蝦夷の反乱により、持節征夷將軍・持節鎮狄將軍を任命。
724 神亀元	陸奥蝦夷の反乱により鎮狄將軍を任命、出羽の蝦夷を鎮圧。
727 神亀 4	渤海国の使、出羽国に来着。
733 天平 5	出羽柵を秋田村高清水岡に移す（秋田城）。雄勝村に郡を建てる。
737 天平 9	陸奥按察使大野東人、陸奥国から出羽に至る連絡路を建設。
739 天平 11	遣唐使平群広成、渤海から帰国、出羽に漂着。
740 天平 12	〔九州に藤原広嗣の乱おこる〕
746 天平 18	渤海人および鉄利1100余人来日。出羽国から帰国させる。
755 天平勝宝 7	〔唐に安史の乱おこる〕
758 天平宝字 2	陸奥国桃生城・出羽国雄勝城の造営開始。
759 天平宝字 3	雄勝城完成。／出羽国雄勝・平鹿 2 郡、玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河の駅家を置く。／坂東および北陸12国の浮浪人2000人を移して雄勝柵戸とする。
760 天平宝字 4	没官の奴婢510人を雄勝柵に配し、良民とする。
767 神護景雲元	雄勝城下の俘囚400余人の内属を許す。
771 宝亀 2	渤海国の使人325人、船17隻に乗り野代湊に着く。
775 宝亀 6	出羽国、情勢の不安により、国府を移すことを請う。
776 宝亀 7	陸奥の蝦夷征討のため、出羽国に命じ、軍士4000人を発して雄勝から陸奥の西辺を征討させる。／志波村（陸奥国か）の蝦夷、出羽国軍と交戦。

779	宝亀10	渤海・鉄利359人、出羽国に至る。
780	宝亀11	陸奥国で伊治皆麻呂の乱おこる。皆麻呂多賀城を襲い、これを焼く。／出羽鎮狄將軍を任命。／出羽国に命じ、来朝した渡島の蝦夷を慰撫させる。／軍士を遣わして秋田城を守らせ、専当の使もしくは国司を置く。／由理柵に兵を遣わして防御させる。／人民に国府を秋田から河辺（最上川河口付近）に移すことの利害を問わせる。
783	延暦2	雄勝・平鹿2郡、宝亀11年の乱に蝦夷に襲われる。その後郡府を再建、散民を招集。3年間調・庸を免除。
784	延暦3	[桓武天皇、長岡京に遷都]
786	延暦5	渤海国の使人65人、出羽に漂着。
787	延暦6	王臣らが馬や奴婢を求め、蝦夷と交易することを禁じる（類聚三代格）。
789	延暦8	征東郡、阿弋流為の率いる蝦夷の軍と北上川に戦い、大敗する。
792	延暦11	平鹿・最上・置賜3郡の狄（蝦夷）の田租を永免する。
794	延暦13	征夷副將軍坂上田村麻呂ら、蝦夷を征する。[この年、平安京に遷都]
795	延暦14	渤海国の使人68人、夷地志理波村に漂着。
796	延暦15	出羽など8国の民9000人を伊治城（陸奥）に移す。
799	延暦18	出羽国の山夷の禄を停止。山夷・田夷を問わず、功有る者に禄を陪うこととする。
802	延暦21	征夷大將軍坂上田村麻呂、胆沢城（陸奥）を築く。／越後国の米10600斛、佐渡国の塩120斛を毎年雄勝城に送り、鎮兵の食料にあてさせる。／蝦夷阿弋流為ら、田村麻呂に降伏。／渡島の蝦夷の貢する良質の獣皮を王臣家らが争って買うのを禁じ、出羽の国司を戒める。
803	延暦22	人々が出羽国郡内の開発すべき地を占有するのを禁じる（類聚三代格）。
804	延暦23	出羽国、秋田城を廃して河辺の国府（出羽郡）を守ることを請う。朝廷、城を停めて郡（秋田郡）とすることを命じる。
811	弘仁2	陸奥・出羽の国司が人々の開墾した田をみだりに収公することを戒める（類聚三代格）。／文室綿麻呂ら、陸奥・出羽の兵を率い、尔薩体・弊伊を討つ。出羽守大伴今人、俘囚300余人を率いて参加し、功を立てる。／出羽国邑良志間村の俘囚、尔薩体村の蝦夷と対立。国、俘囚を後援する。
815	弘仁6	権貴・富豪の人々が陸奥・出羽に使を送り、蝦夷から馬を買うのを禁じる（類聚三代格）。
820	弘仁11	唐人李少貞ら20人、出羽国に漂着。
830	天長7	秋田に大地震。秋田城・官舎・寺院等被害。／陸奥・出羽2国に疫病流行。
837	承和4	小野宗成、最上郡に済苦院を建てることを朝廷に請い、許される。
841	承和8	不作・飢饉により出羽国の百姓20668人の調・庸を免じる。
850	嘉祥3	出羽国に地震。
869	貞観11	陸奥国に地震。
871	貞観13	鳥海山（大物忌神社）大噴火。
875	貞観17	出羽国の狭布（蝦夷を饗応する時に支給する禄の布）の額を減じ、年1000端と定める。／渡島の蝦夷、船80艘で秋田・飽海2郡を襲う。[唐に黄巢の乱おこる]
878	元慶2	出羽の蝦夷反乱。秋田城・郡院等を焼く。／国郡、野代（能代）の営を攻めようとし、焼山で大敗。／国軍、秋田城を回復するも、蝦夷の攻撃を受け、放棄。俘囚、秋田河（雄物川）以北をおのが地とすることを請う。／朝廷、藤原保則を出羽権守に任じ、鎮圧にあたらせる。また小野春風を陸奥鎮守將軍に任じ、出羽に向わせる。／保則、秋田河沿いの地を確保、俘囚に穀を与えて宥和策をとる。小野春風ら、陸奥から上津野（鹿角）を經由し、蝦夷を帰服させつつ北方から秋田に至る。秋田の俘囚降伏。渡島・津軽の蝦夷も秋田城に至り帰服する。
879	元慶3	保則、軍を解き、国司・兵士・鎮兵等を秋田城・雄勝城・出羽団に配置、治安に備える。
890	元慶4	雄勝・平鹿・山本3郡の調・庸を免じ、俘囚803人に穀を支給する。
886	仁和2	最上郡を2郡（最上郡・村山郡）に分ける。
867	仁和3	出羽国、嘉祥3年の地震による地勢の変化で水没の危険あるにより、出羽郡の国府を最上郡に移すことを請う。朝廷これを認めず、旧国府の近くで高燥の地で運び、移転すべきことを命じる。
893	寛平5	渡島の蝦夷と奥地の俘囚、戦う。
894	寛平6	[遣唐使の派遣を停止]



発行 平成5年3月

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第8号

発行 秋田県埋蔵文化財センター

〒014

秋田県仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地

電話 (0187) 69-3331

印刷 (株)仙北印刷所

〒014

秋田県仙北郡大曲市栄町10-23

電話 (0187) 63-2121

